

桶川市こども計画

こどもがのびのびと個性豊かに育ち、

育てられるまち

令和7年度～令和11年度



令和7年3月

桶川市

『こどもがのびのびと個性豊かに育ち、 育てられるまち』の実現を目指して



こどもは、未来を拓く希望であり、社会の宝です。

全てのこども・若者が健やかに成長し、家庭や子育てに夢が持てるように子ども・子育て政策を推進することは、社会全体で取り組む重要な課題のひとつであると考えます。

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年3月に「桶川市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」を策定し、保育施設や放課後児童クラブなどの整備を進めるとともに、保育所等保育料の軽減、こども医療費や児童手当制度の拡大などの経済的支援や、出産子育て応援事業、子育て世帯応援ギフト事業などの妊産婦や子育て家庭に寄り添った伴走型相談支援を実施しております。また、令和6年4月には母子保健・児童福祉の両機能が一体的に支援を行う身近な機関として「こども家庭センター」を設置し、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進してまいりました。

しかし、核家族・共働き世帯の増加や地域とのつながりの希薄化による、子育てへの負担・孤立感の高まり、また感染症対策からの新しい生活様式の影響や価値観の多様化など、我が国のこどもと家庭を取り巻く環境は多くの課題を抱えております。

そのため、本市では「桶川市こども計画（令和7～11年度）」を策定し、国が掲げるこどもの最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現のため、家庭環境や経済状況に関わらず、喜びを感じながら安心して子育てができ、こどもが自分らしく笑顔で暮らせるよう、実効性のある具体的な子育て支援施策の展開に取り組んでまいります。そして、全てのこどもが集団の中で共に育ち合うことができるよう、質の高い幼児期の教育・保育の確保やこどもの視点に立った居場所づくり、多様なニーズに即した子育て支援の充実のため、子育て支援施設の整備に取り組んでまいります。

結びに、この計画策定にあたりご尽力いただきました「桶川市こども育成審議会委員」の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、またパブリックコメント等を通じて貴重な意見を賜りました市民の皆様と関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

桶川市長

小野克典

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4

第2章 子育てを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯	6
2 出生と労働の状況	10
3 教育・保育及びこどもを取り巻く状況	13
4 アンケートやヒアリングにみるこども・子育ての状況	17
(1) 桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査の結果	17
①子育てにおける悩みや気になること	18
②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	19
③地域全体で子育てをしていくにあたって、幼稚園、認定こども園に期待すること	20
④こどもの放課後の過ごし方	21
⑤児童館の機能等に関する要望	22
⑥子育て支援として力を入れてほしいもの	23
⑦桶川市での子育てのしやすさ	24
(2) 子どもの生活状況調査の結果	25
①ひとり親家庭の状況	26
②保護者の健康状態	28
③こどもの朝食摂取状況	29
④放課後等の過ごす場所に関する希望	30
⑤放課後等の過ごし方に関する希望	30
⑥授業への理解度	31
⑦進路への希望・見込み	32
⑧子ども食堂等の認知度	34
⑨家での手伝い等の状況	35
⑩家での手伝い等による影響	36
⑪子どもの権利の尊重	37
⑫悩んでいるときの相談先	38
⑬満足度	39
(3) 就学前児童ヒアリングの結果	41
(4) 高校生ウェブアンケートの結果	44
(5) 事業者・団体ヒアリングの結果	48
5 課題とその解決に向けた方向性	50

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	54
2 基本目標.....	55
3 公立子育て支援施設整備に関する方向性.....	56
(1) 本市の子育て支援に関する概要.....	56
(2) 子育て支援施設の現状と既存施設等の現状と課題.....	56
①公立保育所.....	56
②児童館.....	56
③児童発達支援センターいずみの学園、こども発達相談支援センター.....	57
④子育て支援センター.....	57
(3) 子育て支援施設整備に関する基本方針と将来構想.....	57
①期待される役割・整備コンセプト.....	57
②将来構想.....	58

第4章 施策事業の展開

施策体系.....	60
基本目標1 こどもを安心して産み育てられるまちづくり.....	61
基本目標2 こどもの生きる力を育み個性を伸ばすまちづくり.....	66
基本目標3 こどもの権利が守られ未来へつながるまちづくり.....	75
基本目標4 みんなでこども・子育てを応援するまちづくり.....	82

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育等の量の見込みについて（概要）.....	90
2 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況.....	91
3 将来のこどもの人数の推計.....	92
4 教育・保育提供区域の設定.....	92
5 教育・保育の量の見込み.....	93
6 地域子ども・子育て支援事業の見込み.....	96
7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上.....	106

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制.....	108
2 計画の進行管理.....	108

資料編

1 計画策定の経過.....	110
2 桶川市こども育成審議会委員名簿.....	111
3 桶川市こども育成審議会条例.....	112
4 用語解説.....	114



第1章 計画策定に あたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では、令和5年4月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、急激な少子化などの社会情勢を背景に、こどもを中心とした「こどもまんなか社会」を目指すことを宣言しました。また、全てのこどもが自立した個人として等しく健やかに成長でき、その権利が擁護され、将来にわたって幸せな状態で生活できる社会を実現するための基本理念にのっとり、国は令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定しています。

本市では、第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画において、「子どもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまち」を目指して施策を推進してきましたがこの度、こども大綱にある基本理念と整合を図りながら、新たに「こども計画」として策定を行うこととします。

また、本市の最上位計画である桶川市第六次総合計画の「教育・文化」に関する分野、「健康・福祉」に関する分野でそれぞれ「生きる力と豊かな心を育む桶川」、「共に支え合いいきいきと暮らせる桶川」を目指していることを踏まえ、本計画では、第二期桶川市子ども・子育て支援事業計画に引き続き「子どもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまち」を地域とともに実現していくことを目指します。

本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として策定するものです。また、こども大綱及び埼玉県に関連計画と整合を図りながら策定するとともに、こども大綱にも記載されているとおり、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が示す施策を内包する計画とします。あわせて、「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」としての位置付けも担う計画として策定するものです。

○こども基本法…こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月成立、令和5年4月施行
こども基本法第10条において
・都道府県は、こども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成
・市区町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成(努力義務)

○こども大綱…こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもの 令和5年12月閣議決定
めざすべき姿…「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

○市町村こども計画

含んで策定できる内容

- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、**市町村子ども・若者計画**
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、**市町村計画**
- ・その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
(例)
 - ▶次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
 - ▶子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

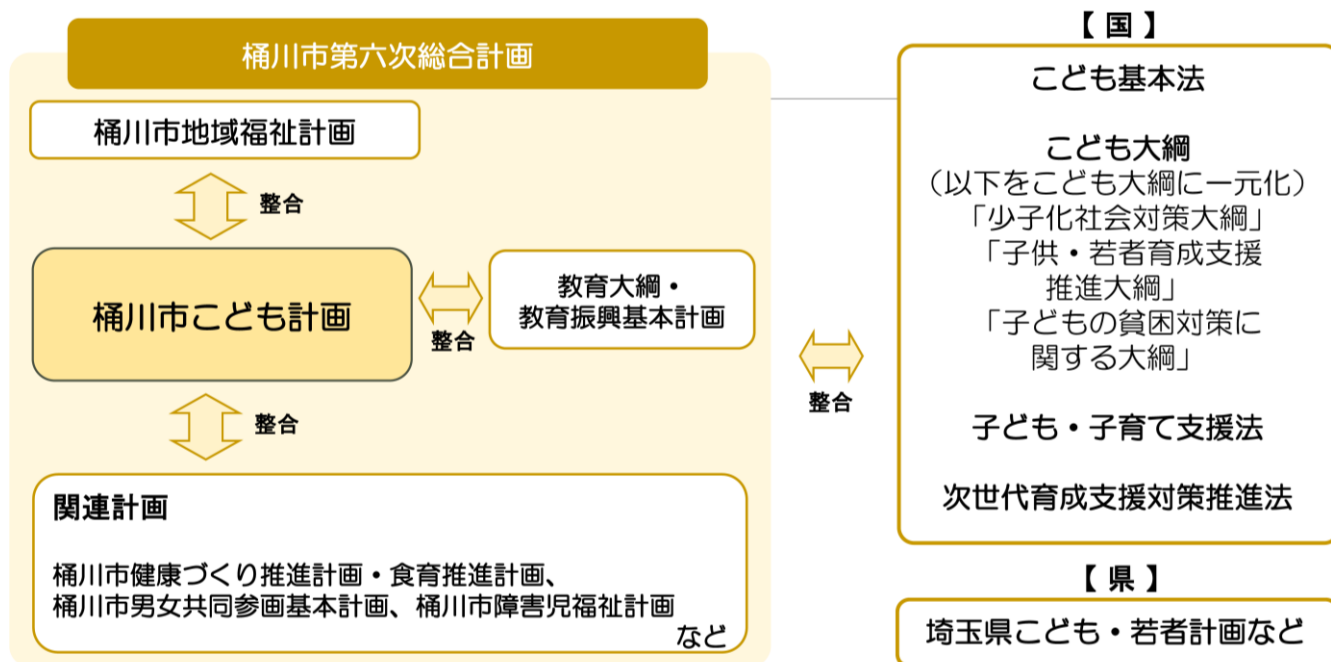
含む必要のある内容

- ・自治体こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定める
- ・国のこども大綱は、法第9条第3項において以下を含む
 - ▶少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - ▶子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
例:教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の関連分野における施策に関する事項
子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備 等
 - ▶子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
例:子どもの貧困対策に関する基本的な方針 等

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法（令和5年施行）第10条第2項の「市町村こども計画」と定めて策定します。

同時に、本計画の最上位計画である、「桶川市第六次総合計画」やその他の関連する計画との整合、連携を図ります。



3 計画の対象

本計画は、出生前の妊娠期を含めたこどもとその保護者を対象としています。

本計画における「こども」とは、心身の発達途上にある者として、子ども（乳幼児期から概ね18歳未満の者）と、若者（概ね30歳未満の者、施策の内容によっては、概ね40歳未満の者も含む）を含むものとします。

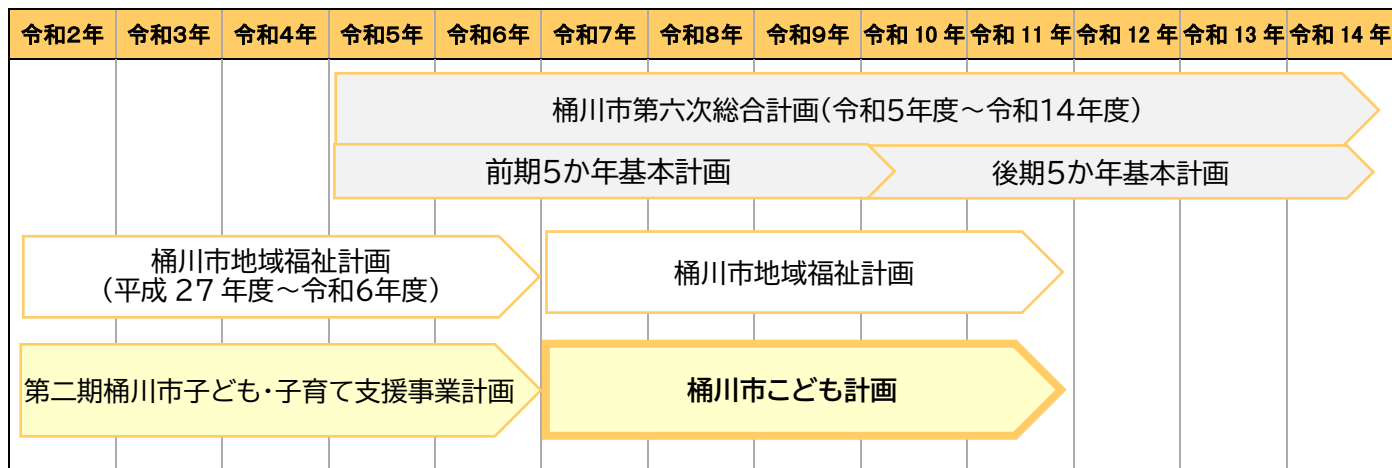
施策や事業の目的により対象者とする年代が明確になっている場合は、「子ども」「若者」の語を用いる場合があります。

また、固有名詞等については「子ども」や「子供」を用いる場合があります。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度を初年度として、令和11年度までの5年間とします。

社会・経済情勢の変化や、本市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズに大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。



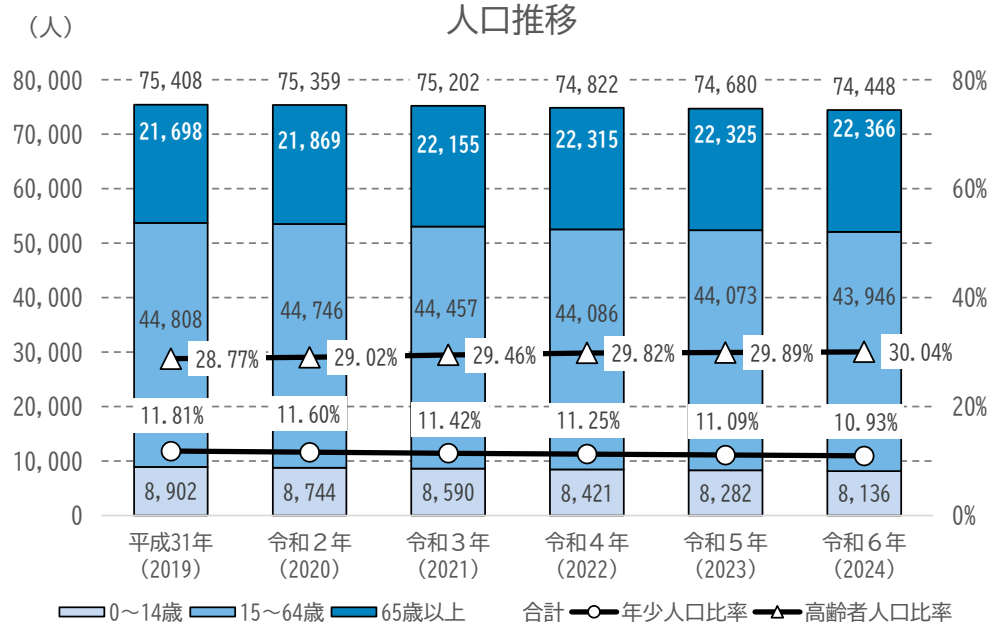


第2章 子育てを 取り巻く 現状と課題

1 人口・世帯

(1) 人口の推移

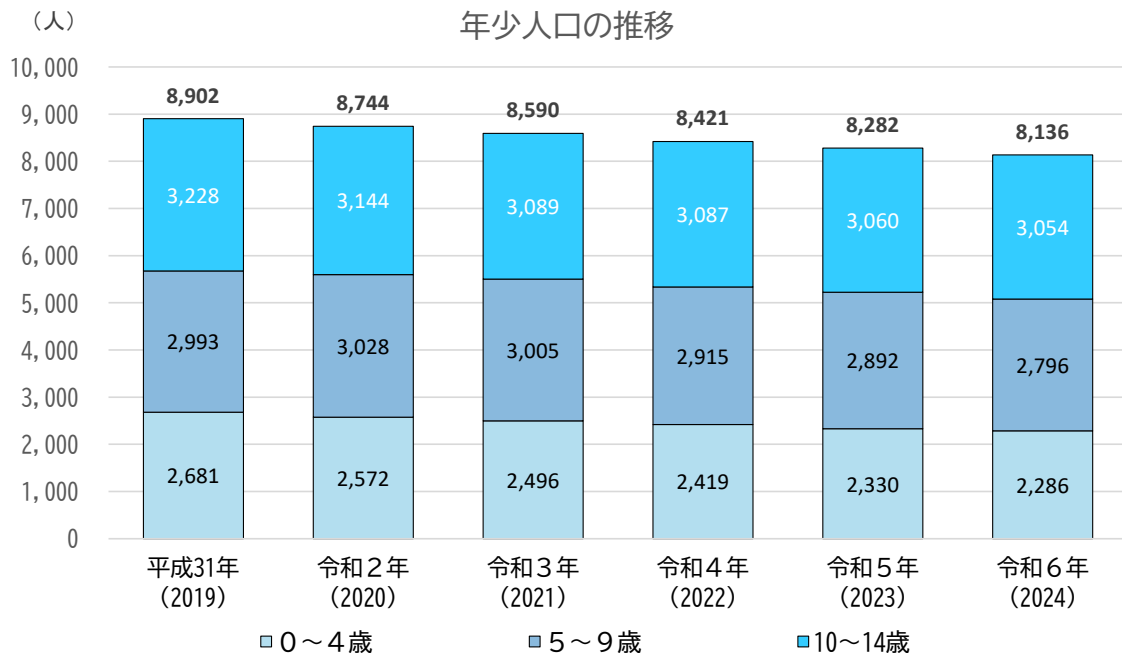
本市の総人口はゆるやかな減少傾向が続いており、令和6年1月時点の人口は74,448人となっています。年少人口比率は微減している一方で、高齢者人口比率は微増しています。



*資料:住民基本台帳(各年1月1日)

(2) 年少人口の推移

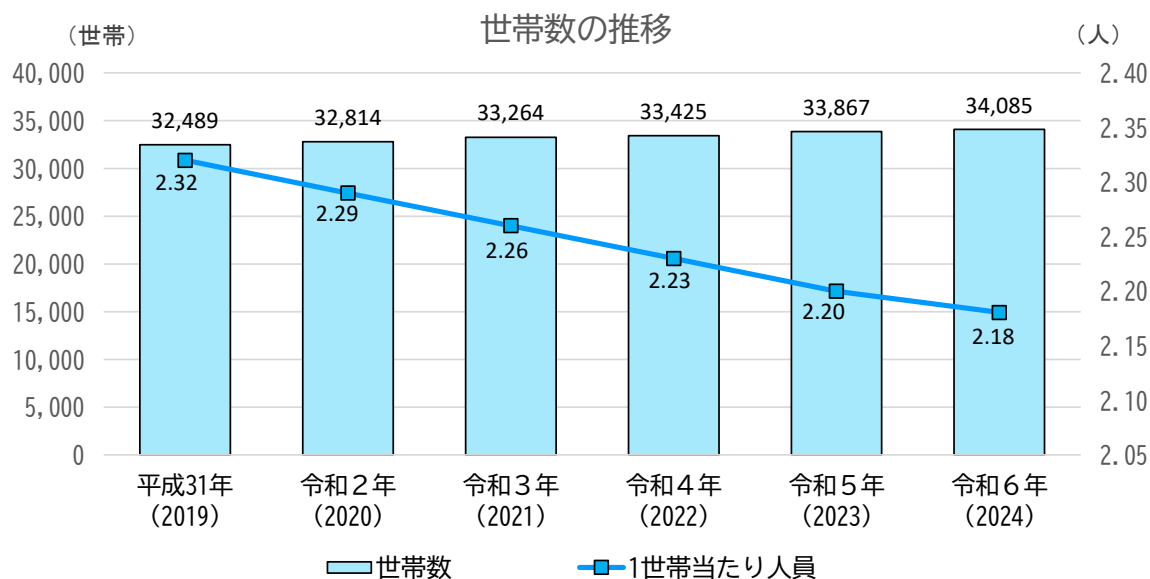
年少人口の推移をみると、全ての年代で減少していますが、「0~4歳」は減少の割合がやや大きく、平成31年と比較すると、令和6年で約15%減少しています。



*資料:住民基本台帳(各年1月1日)

(3) 世帯数の推移

世帯数は全体的に平成31年と比較すると増加しており、令和6年には34,085世帯となっています。
1世帯当たり人員は世帯数の増加を受け、減少が続いています。

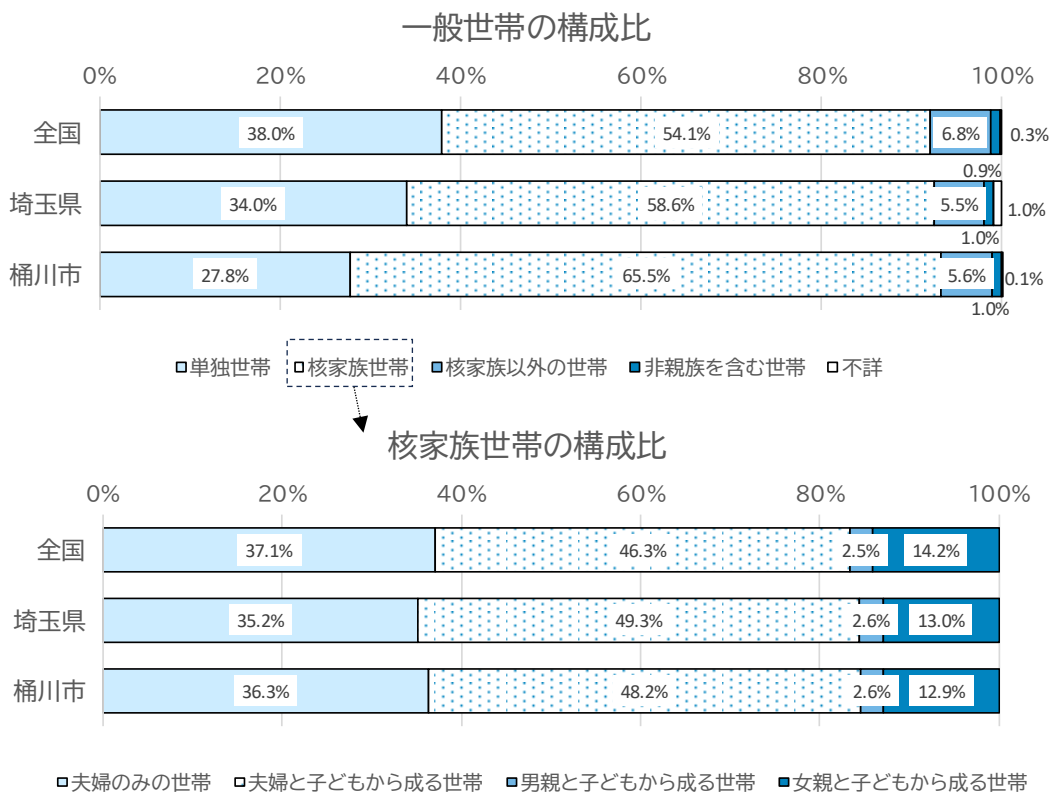


*資料:住民基本台帳(各年1月1日)

(4) 世帯の状況

①一般家族世帯の状況

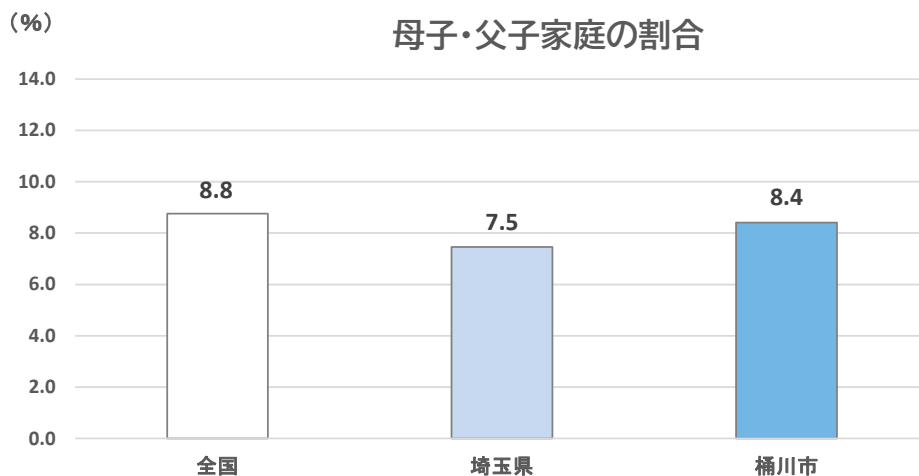
一般世帯の内訳は「核家族世帯」が65.5%となっています。核家族世帯をみると、「夫婦のみの世帯」が36.3%で、子どもがいる世帯は63.7%となっており、国より高く、埼玉県よりは低くなっています。



*資料:令和2年国勢調査

②母子世帯・父子世帯数の状況

母子・父子家庭の割合については、令和2年に 8.4%となっており、埼玉県よりも高く、国と同程度の割合となっています。



*資料:令和2年国勢調査

③生活保護世帯の状況

生活保護受給世帯数、受給者数ともに、18歳未満は減少傾向となっています。

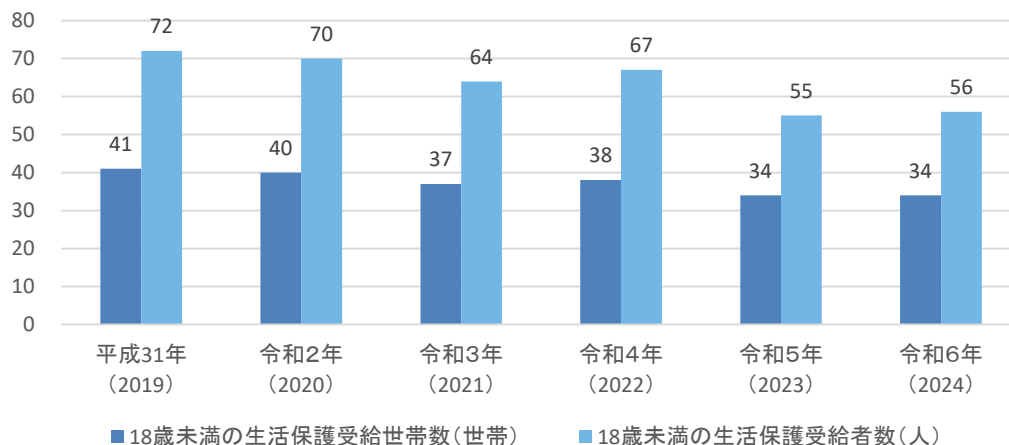
18歳未満の生活保護受給状況について、受給世帯数は微減、受給者数は50~70人程度で推移しています。

生活保護世帯の状況

(単位:世帯もしくは人)

	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
生活保護世帯数(全体)(世帯)	566	557	555	578	607	620
生活保護受給者数(全体)(人)	735	720	715	729	749	759
18歳未満の生活保護受給世帯数 (世帯)	41	40	37	38	34	34
18歳未満の生活保護受給者数 (人)	72	70	64	67	55	56

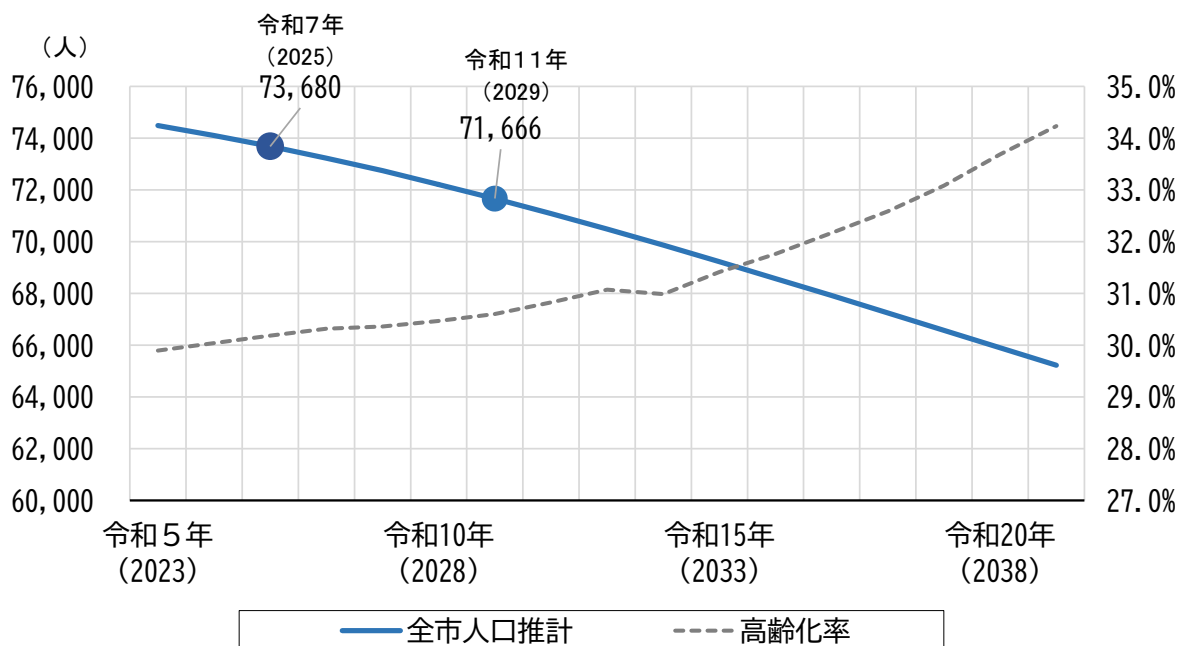
生活保護世帯の状況(18歳未満)



*資料:社会福祉課(各年3月31日現在)

(5) 人口推計

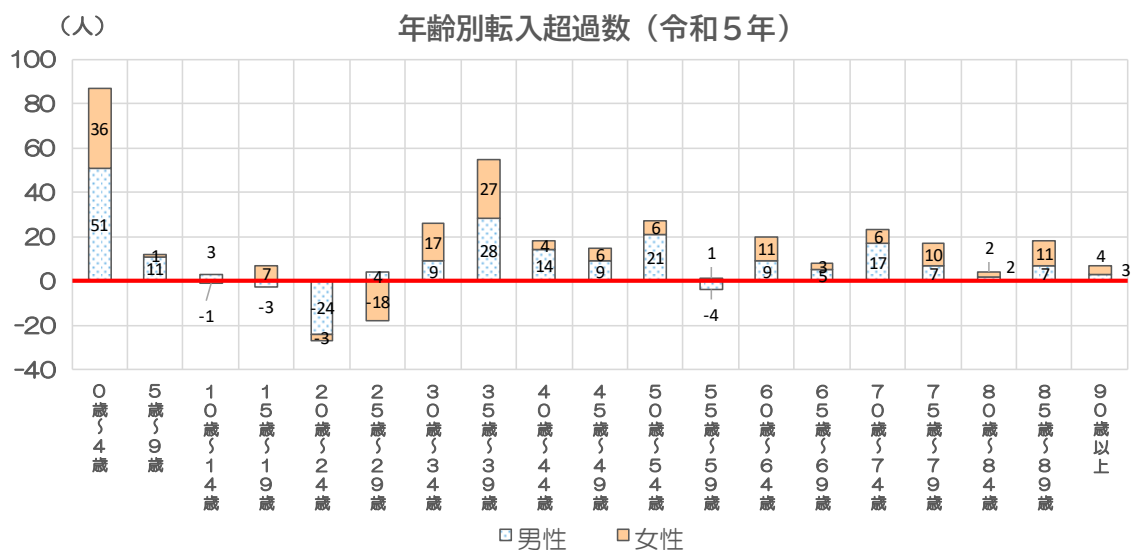
本市の将来人口は減少する見込みとなっており、本計画の計画期間内においては令和7年で73,680人、令和11年には71,666人になる人口推計の結果となっています。



*資料:企画調整課(各年1月1日現在)

(6) 社会動態の推移

令和5年転入超過者数については、0～4歳で転入が多くなっているため、別の自治体で出産したと思われる子育て世帯の転入超過が多いのが特徴です。

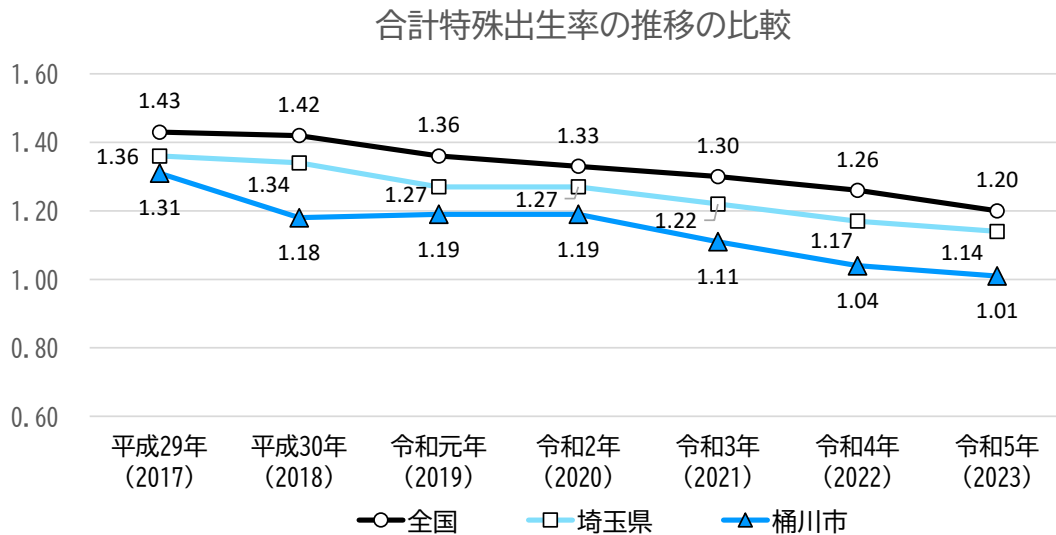
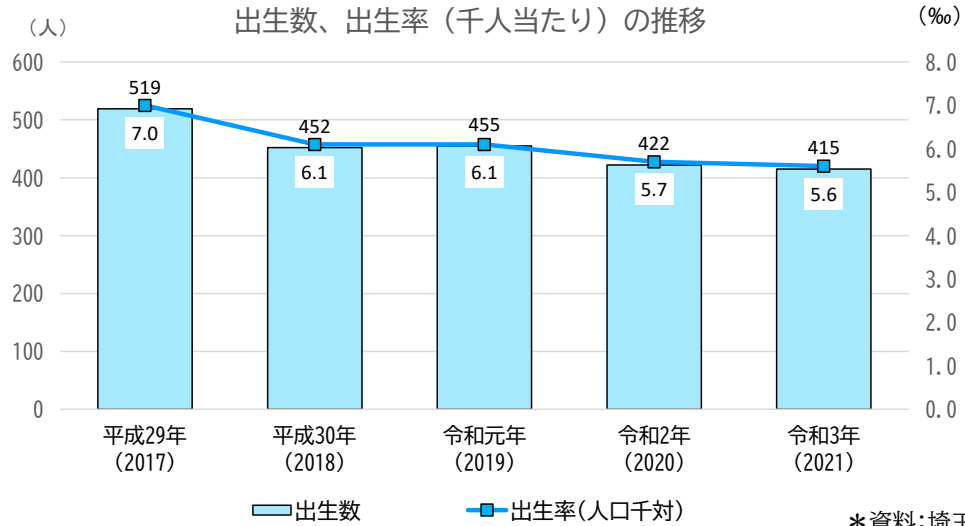


*資料:住民基本台帳人口移動報告(2023年)

2 出生と労働の状況

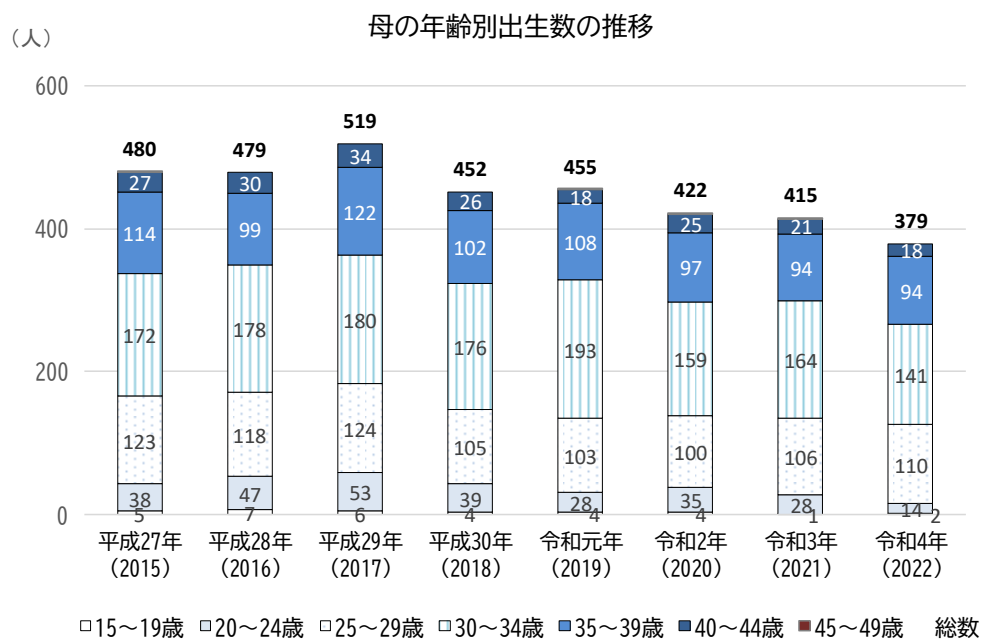
(1) 出生数及び出生率の推移

出生数は、増減を繰り返しながらも全体的に減少傾向となっており、令和3年時点で415人となっています。合計特殊出生率も同様に低下傾向が続いています。また、本市の合計特殊出生率は、全国、埼玉県と比べ、低くなっています。



(2) 母の年齢階級別出生数の推移

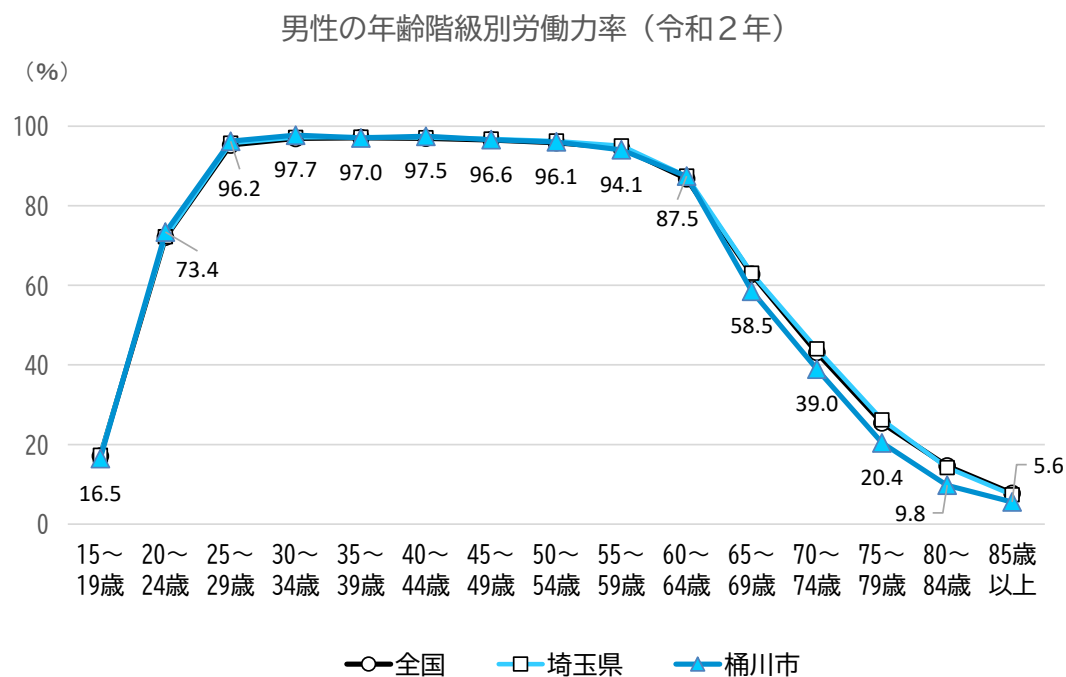
母の年齢階級別出生数は、令和4年では30～34歳が最も多くなっています。



*資料:人口動態調査

(3) 年齢階級別労働力率

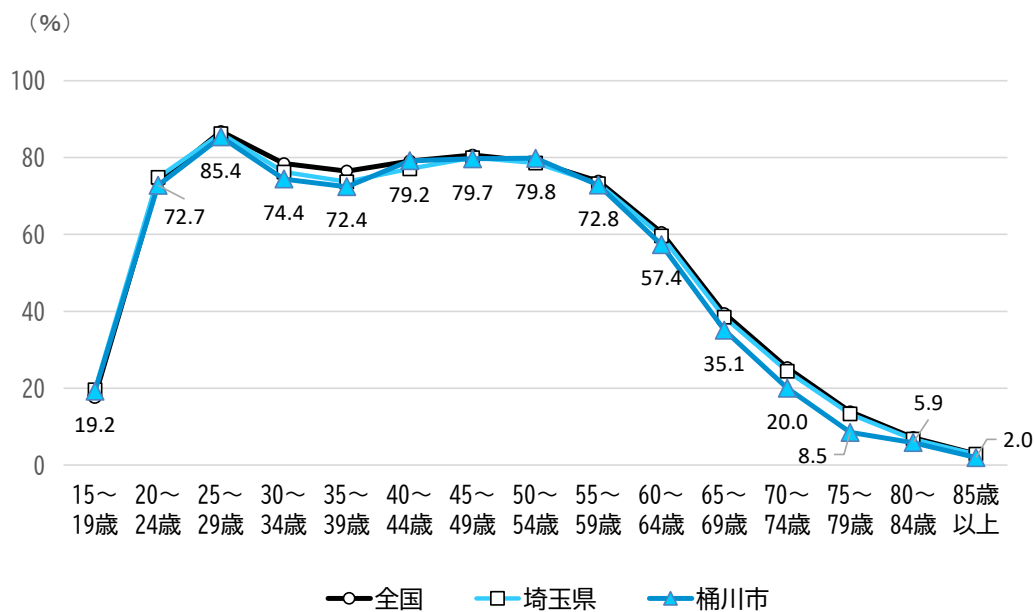
本市の男性の年齢階級別労働力率は、全国、埼玉県と同程度となっています。



*資料:国勢調査(令和2年) 労働力不詳を含まず算出

本市の女性の年齢階級別労働力率は、全体として全国、埼玉県とほぼ同程度ですが、30～34 歳、35～39 歳で全国、埼玉県をやや下回っています。

女性の年齢階級別労働力率（令和2年）



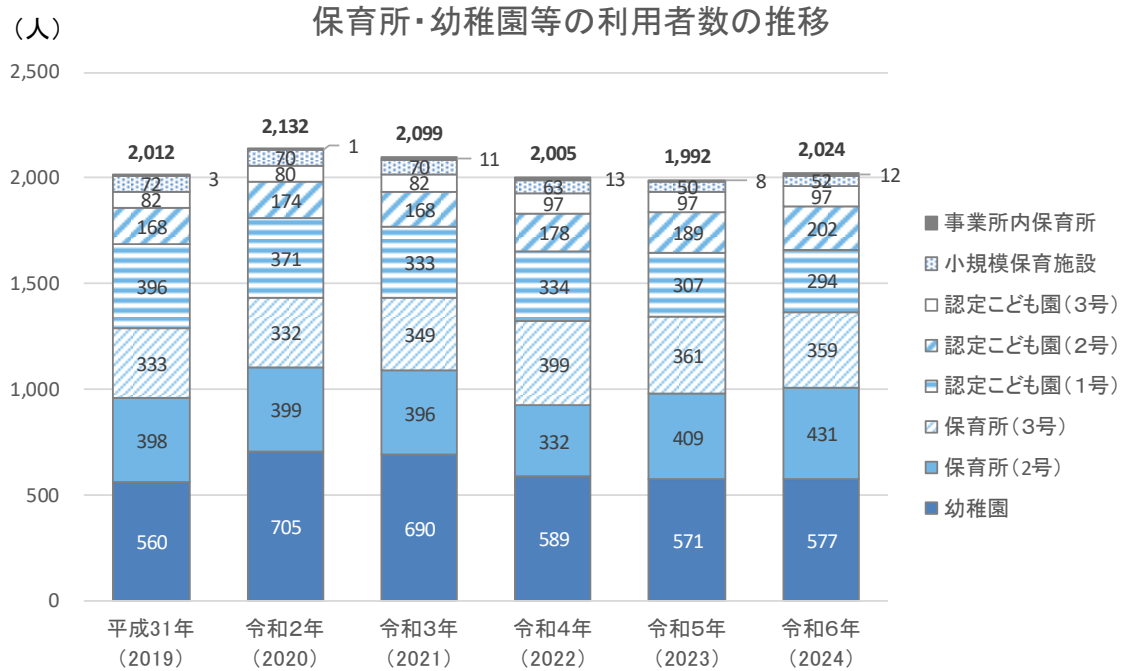
*資料:国勢調査(令和2年) 労働力不詳を含まず算出

3 教育・保育及び子どもを取り巻く状況

(1) 保育所等の利用者数の推移

保育所等の利用者数は、ほぼ横ばいとなっています。

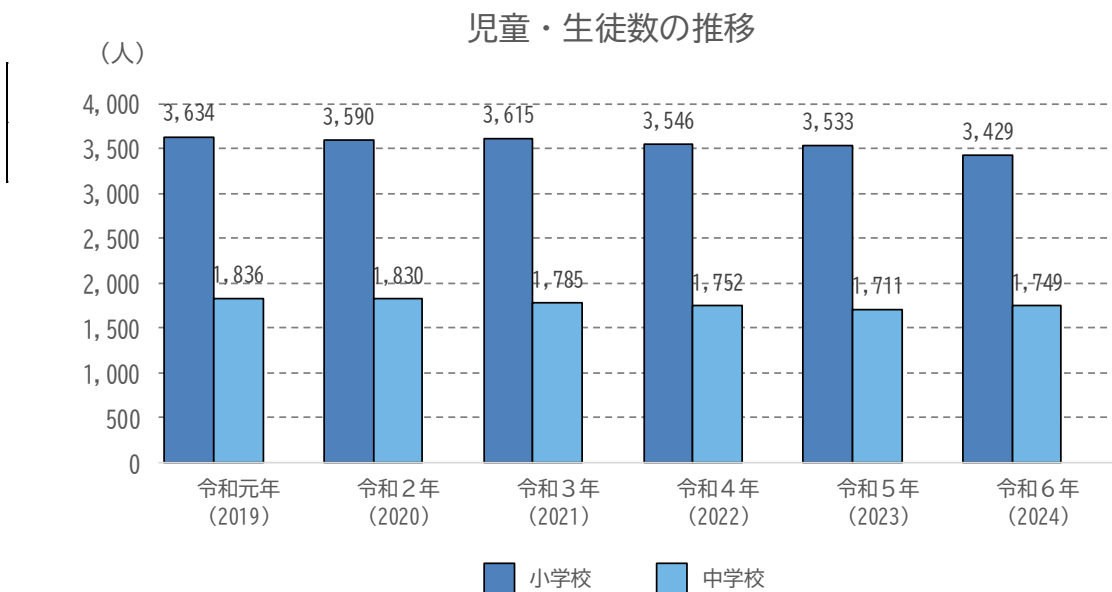
内訳として、保育所(2号・3号)及び認定こども園(2号・3号)が増加傾向、幼稚園が減少傾向となっています。



*資料:保育課(各年4月1日現在)

(2) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数の推移では、令和元年と比較して小学生が5.6%、中学生が4.7%減少しています。



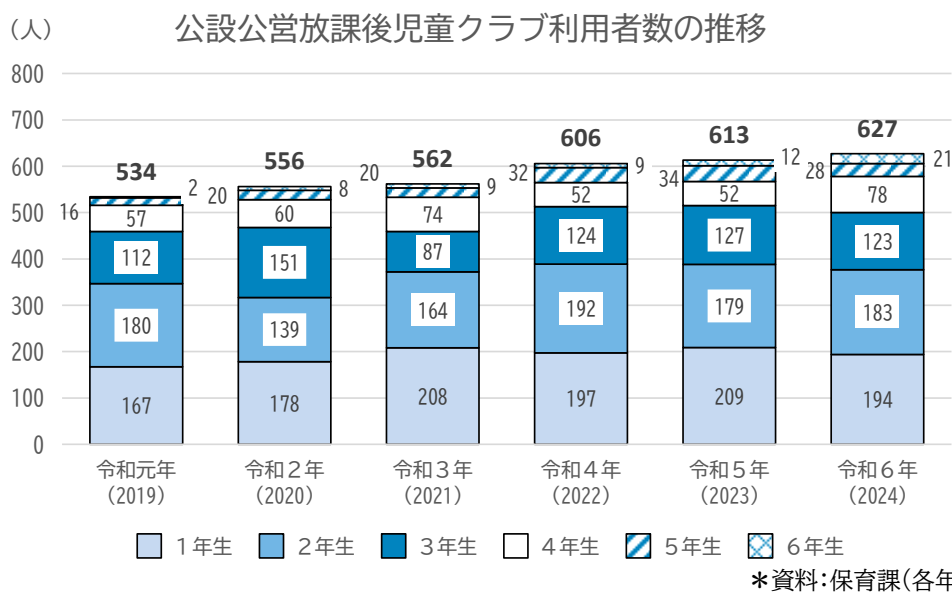
*資料:学務課(各年5月1日現在)

(3) 放課後児童クラブ利用者数

①公設公営放課後児童クラブの利用者数

公設公営放課後児童クラブの利用者数は、増加傾向となっています。

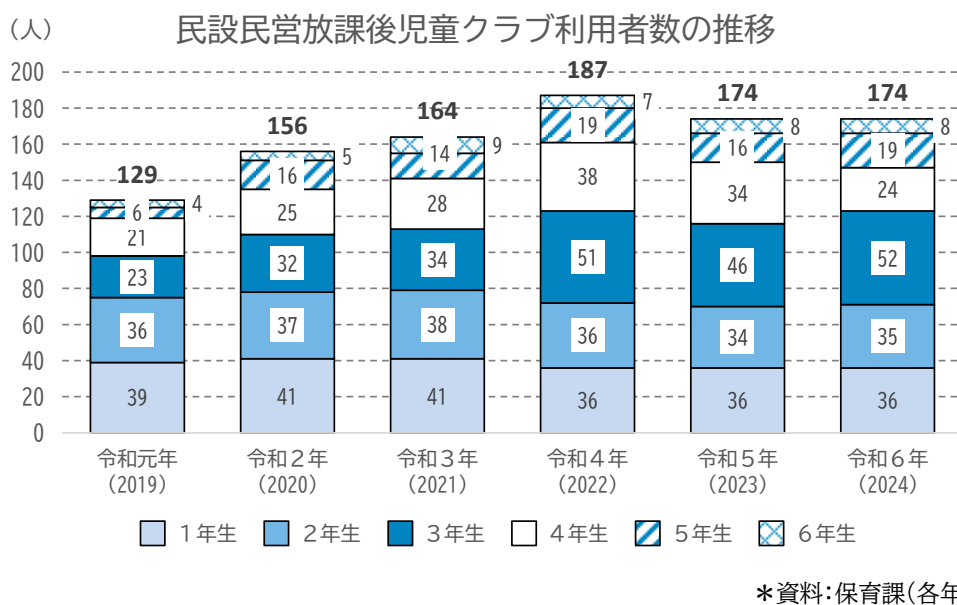
小学1～3年生が全体の約80%を占めています。



②民設民営放課後児童クラブの利用者数

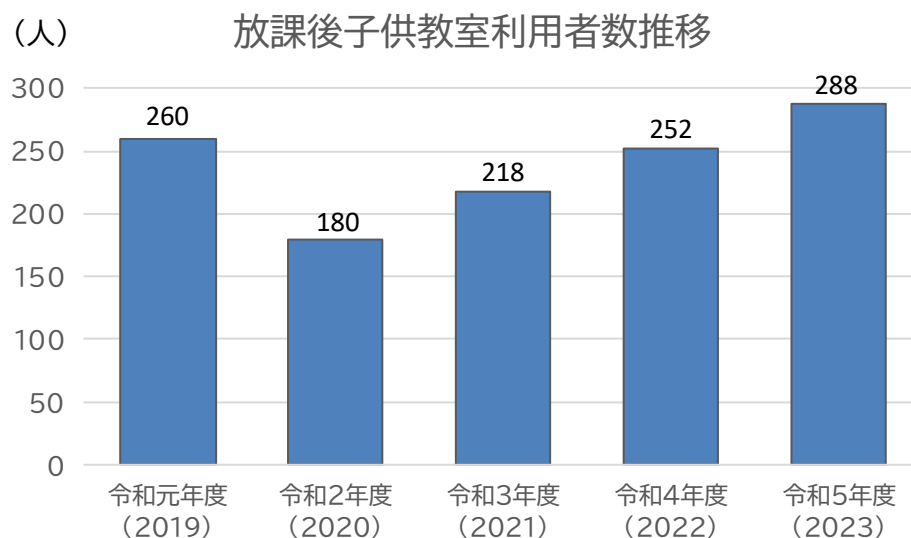
民設民営放課後児童クラブの利用者数は、令和元年から増加し、現在174人前後で推移しています。

小学1～3年生が全体の約70%を占めています。また、3～6年生の利用者数が増加傾向となっています。



(4) 放課後子供教室利用者数の推移

放課後子供教室利用者数は令和2年度から増加し、令和5年度で288人となっています。

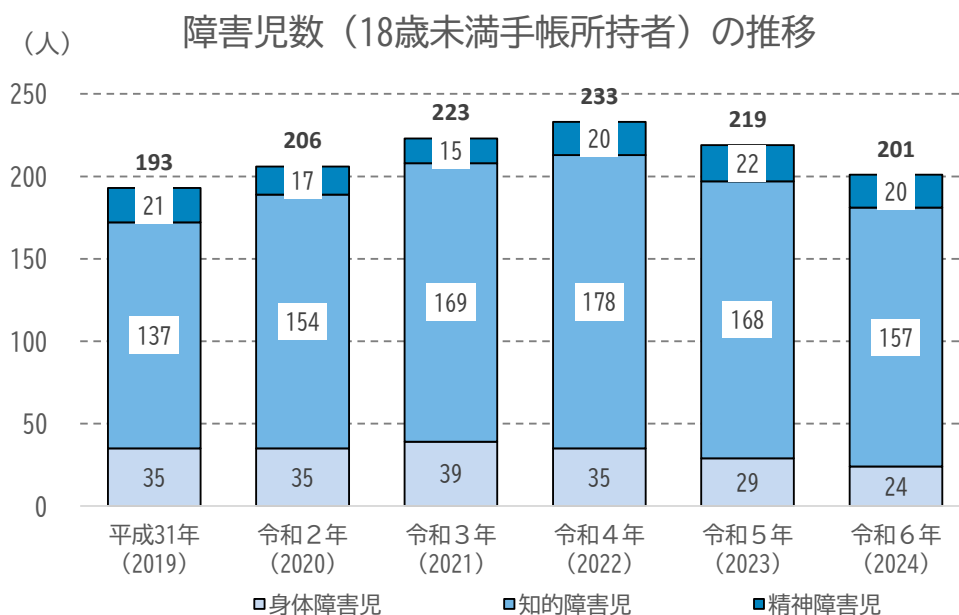


*資料:生涯学習・スポーツ推進課(各年度末現在)

(5) 障害児数(18歳未満手帳所持者)の推移

障害児数は令和4年までは増加傾向となっています。

令和6年において、平成31年と比較して「知的障害児」の人数が増加しています。

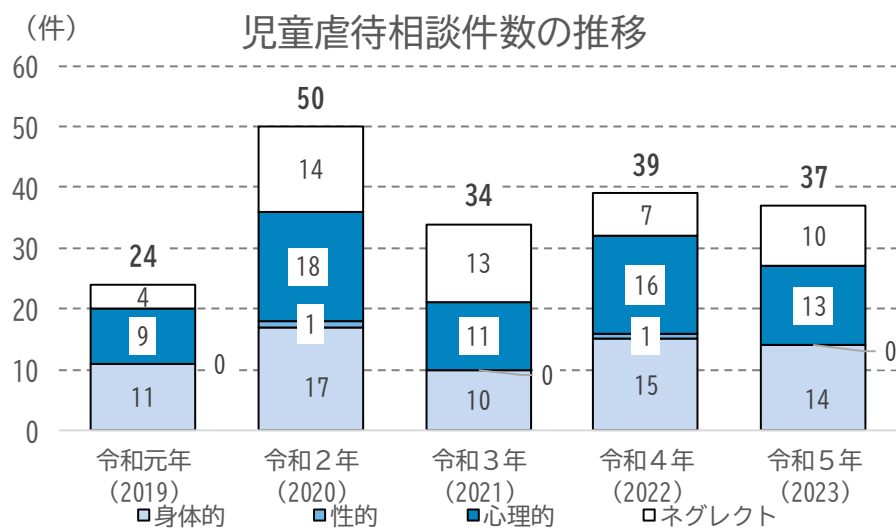


*資料:障害福祉課(各年4月1日現在)

(6) 児童虐待相談件数の状況

児童虐待相談件数は令和元年度以降、増減を繰り返しながら推移しています。

令和5年の内訳として、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトがそれぞれ同程度の割合となっています。



*資料:子ども未来課(各年の4月1日～翌年の3月31日までの件数)

4 アンケートやヒアリングにみるこども・子育ての状況

(1) 桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査の結果

本市のこどもと家庭の状況を把握するために実施した「桶川市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果の概要です。

① 調査の種類

調査は、就学前児童保護者調査と小学生保護者調査の2種類を実施しました。

調査名	調査対象	調査方法
就学前児童保護者調査	市内在住の就学前児童(0~5歳)のいる保護者1,000人	郵送による 配付・回収
小学生保護者調査	市内在住の小学生(1~6年生)のいる保護者1,000人	

※調査対象者は、住民基本台帳登載者の中から抽出

② 調査期間

調査期間は、令和6年1月16日(火)~2月2日(金)において実施しました。

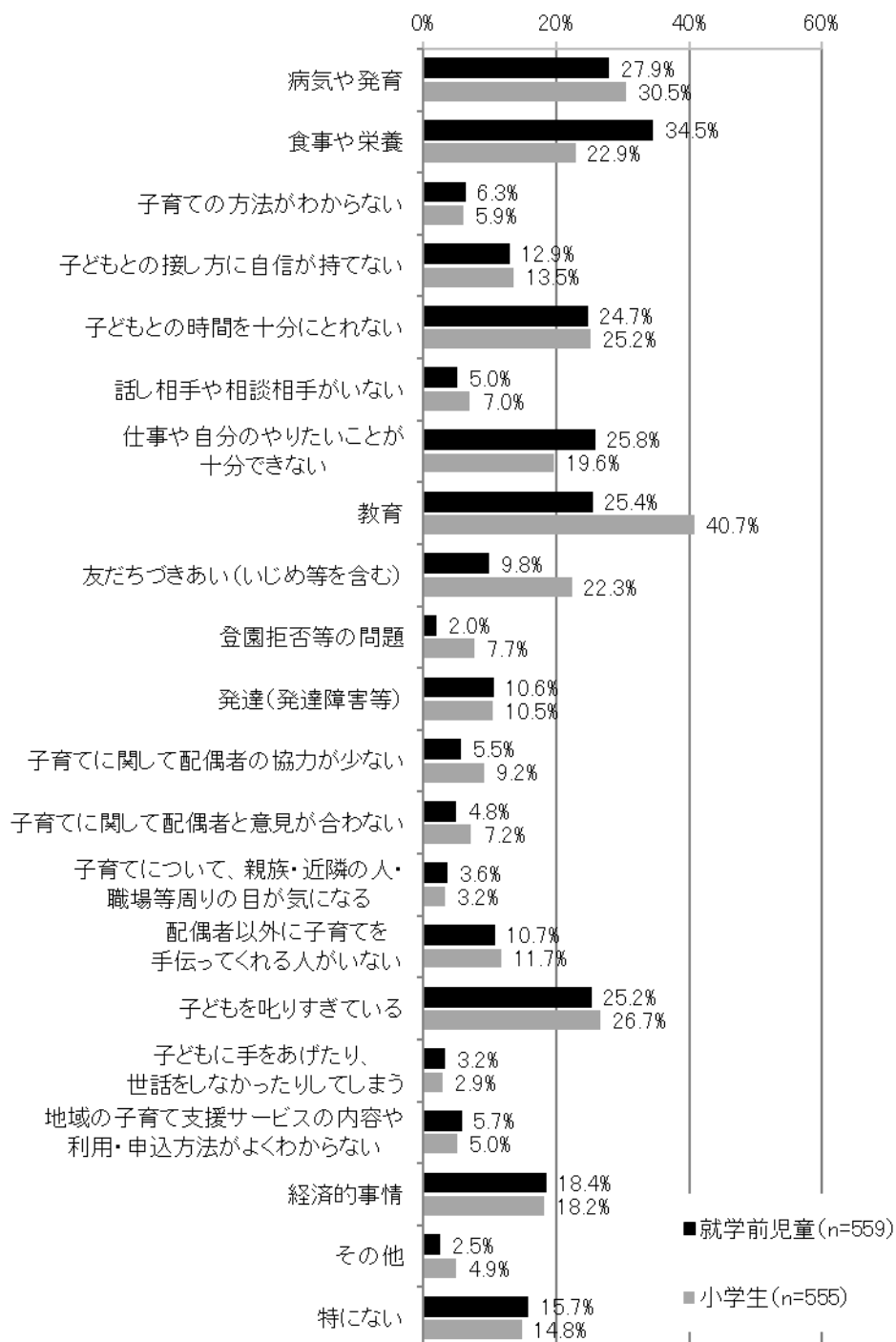
③ 回収結果

各調査票の回収率は、就学前児童保護者調査が 55.9%、小学生保護者調査が 55.5%の結果となりました。

調査名	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	1,000	559	55.9%
小学生保護者調査	1,000	555	55.5%
合計	2,000	1,114	55.7%

① 子育てにおける悩みや気になること

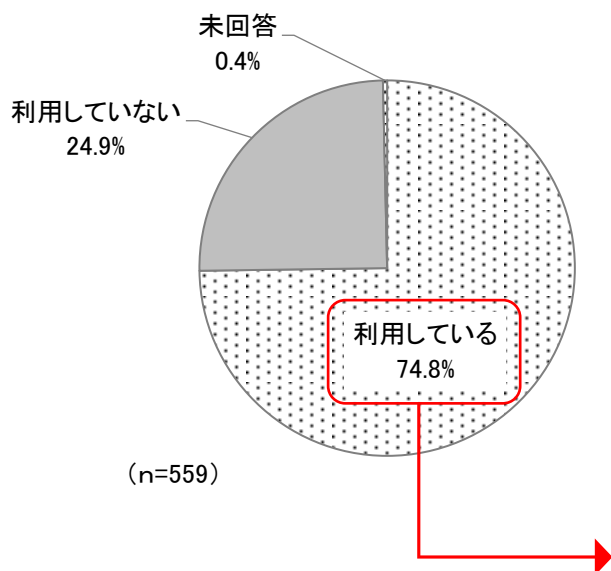
- 就学前児童保護者では、「食事や栄養」が最も高く、次いで「病気や発育」、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」となっています。
- 小学生保護者では、「教育」が最も高く、次いで「病気や発育」、「子どもを叱りすぎている」となっています。



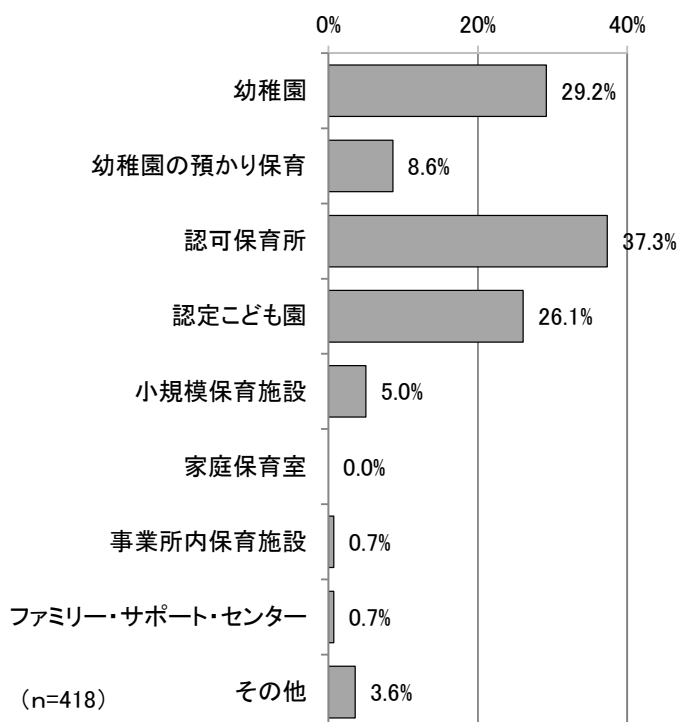
② 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

- 「利用している」が74.8%と高くなっています。
- 利用している教育・保育事業は「認可保育所」が最も高く、次いで「幼稚園」、「認定こども園」の順となっています。

【教育・保育事業利用の有無(就学前児童)】



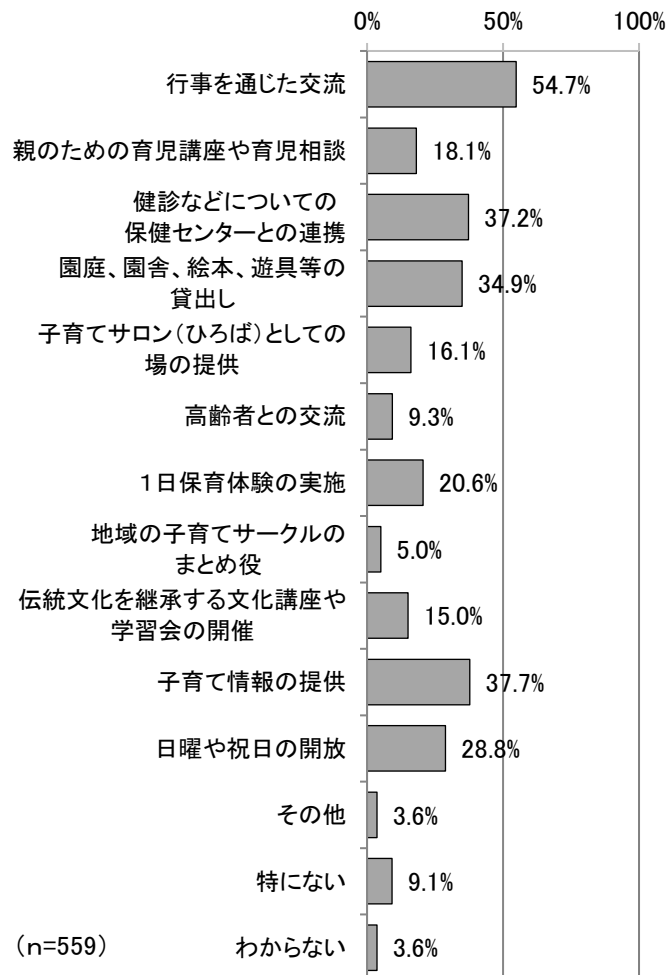
【利用している教育・保育事業(就学前児童)】



③ 地域全体で子育てをしていくにあたって、幼稚園、認定こども園に期待すること

- 「行事を通じた交流」が最も高く、次いで「子育て情報の提供」、「健診などについての保健センターとの連携」となっています。

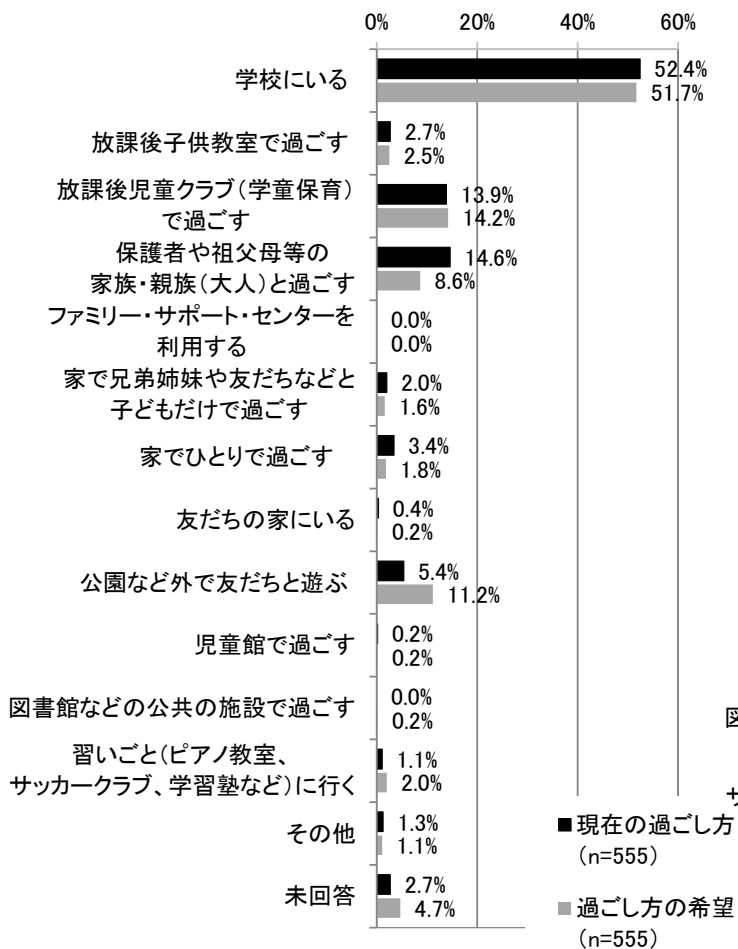
【就学前児童】



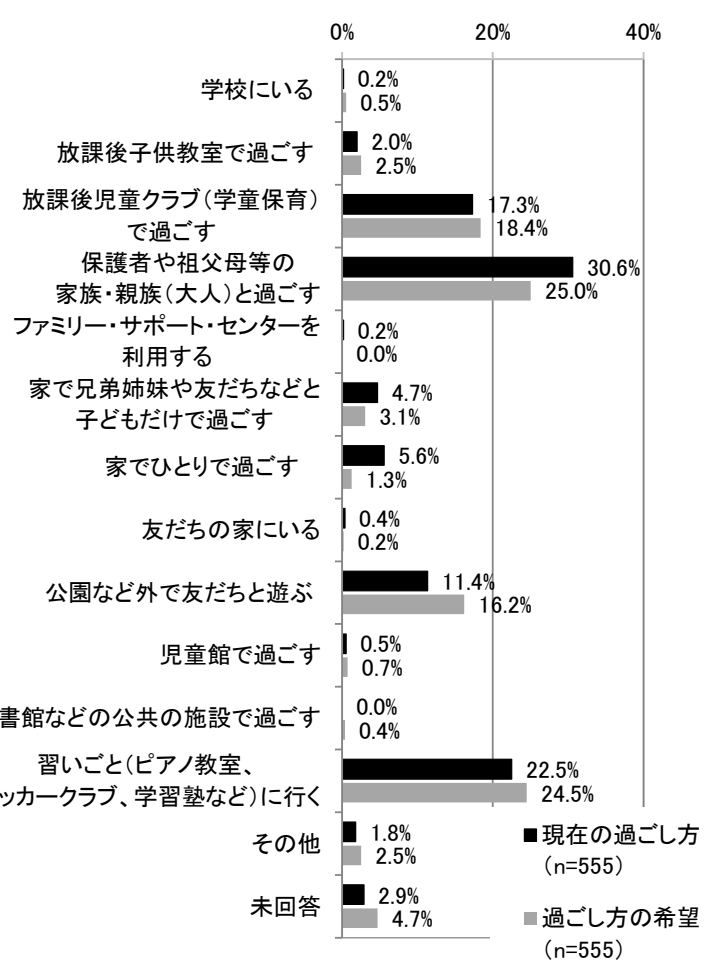
④ こどもの放課後の過ごし方

- 14～16時の時間帯では過ごし方・希望ともに「学校にいる」が最も高くなっています。
- 16～18時の時間帯では、過ごし方・希望ともに「保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごす」が最も高くなっています。
- いずれの時間でも、「保護者や祖父母等の家族・親族(大人)と過ごす」、「家でひとりで過ごす」については、「希望」よりも実際の過ごし方が高くなっています。
- いずれの時間でも、「公園など外で友だちと遊ぶ」については、実際の過ごし方よりも「希望」が高くなっています。

【14～16時(小学生児童)】

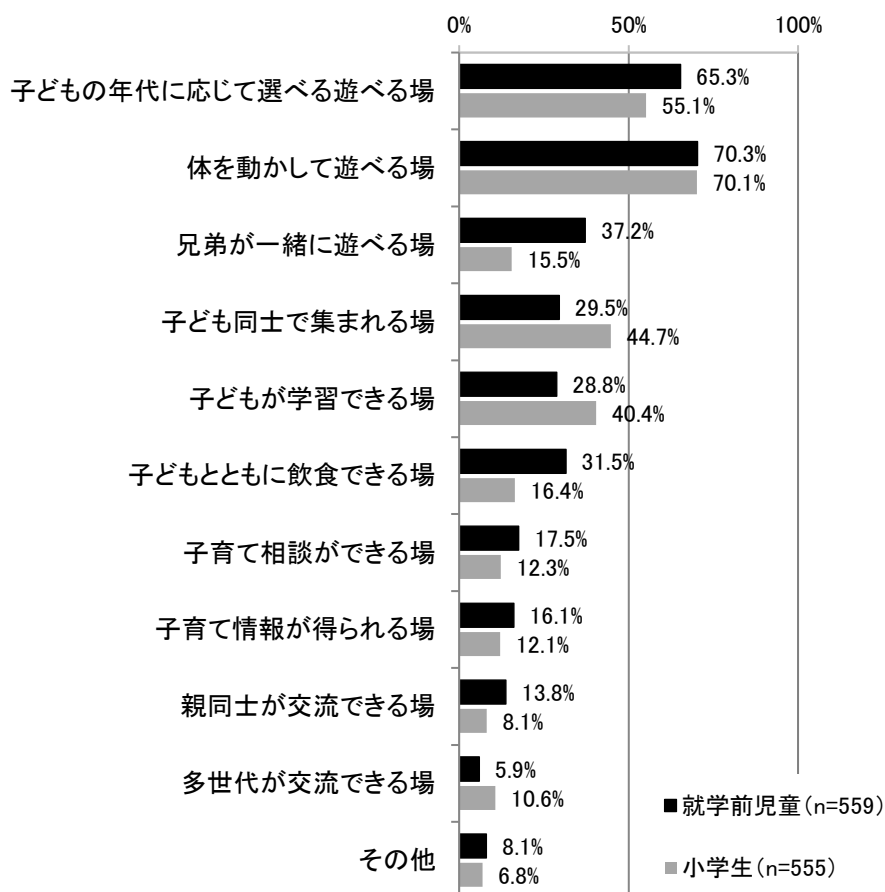


【16～18時(小学生児童)】



⑤ 児童館の機能等に関する要望

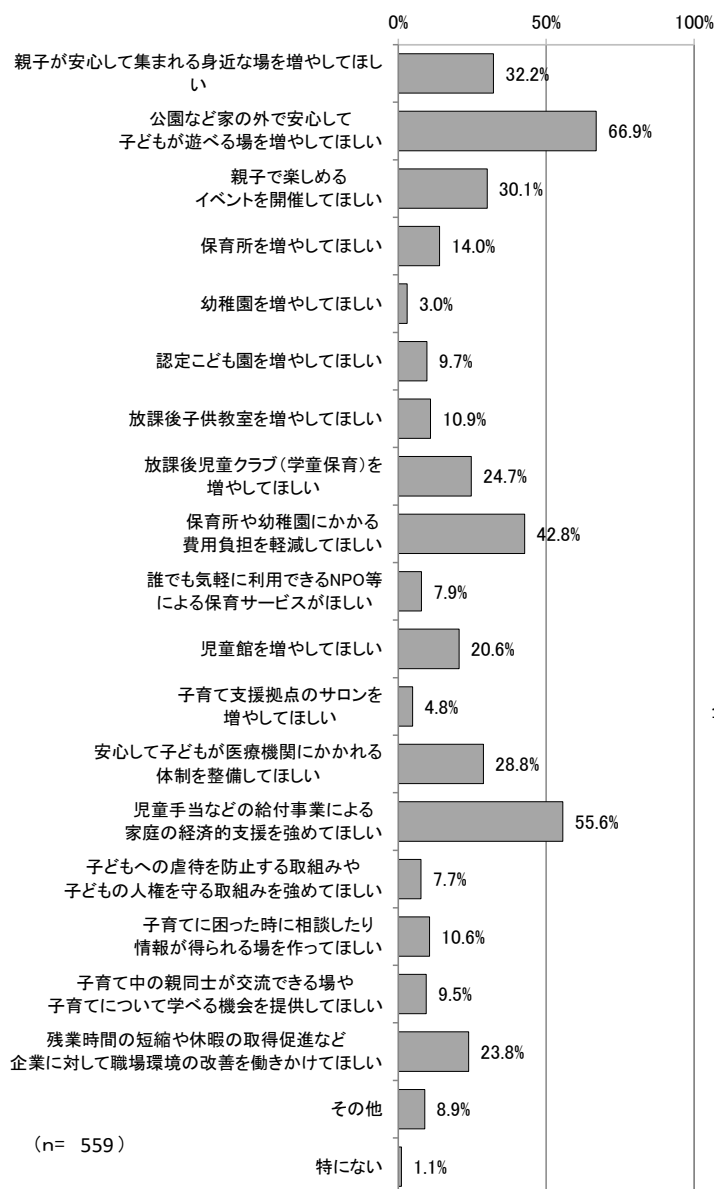
- 就学前児童、小学生ともに「体を動かして遊べる場」が最も高く、次いで「子どもの年代に応じて選べる遊べる場」となっています。
- 就学前児童において3番目が「兄弟が一緒に遊べる場」となっています。
- 小学生において3番目が「子ども同士で集まれる場」となっています。



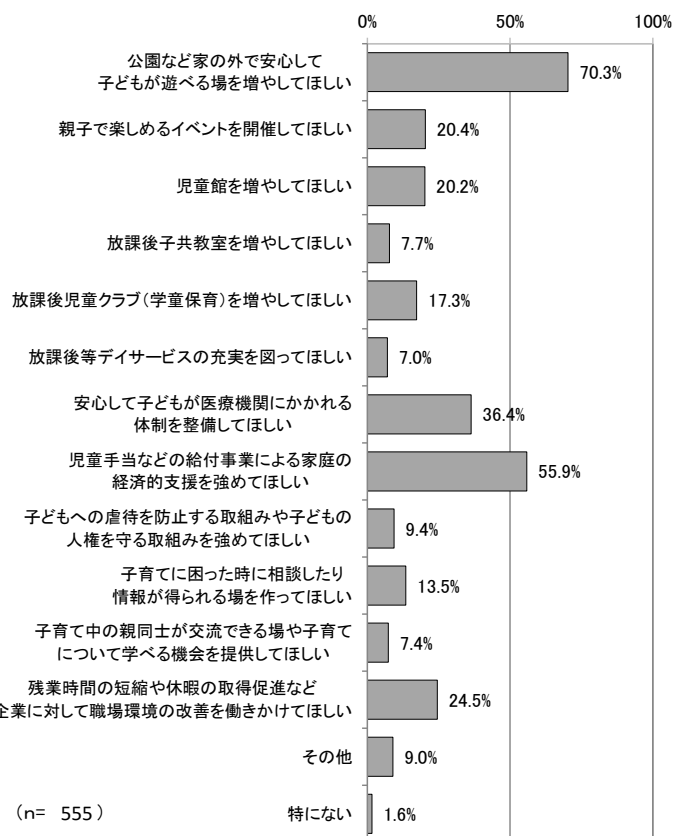
⑥ 子育て支援として力を入れてほしいもの

- 就学前児童、小学生ともに「公園など家の外で安心して子どもが遊べる場を増やしてほしい」が最も高く、次いで「児童手当などの給付事業による家庭の経済的支援を強めてほしい」となっています。
- 就学前児童では、3番目に「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしい」となっています。
- 小学生では、3番目に「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」となっています。

【就学前児童】

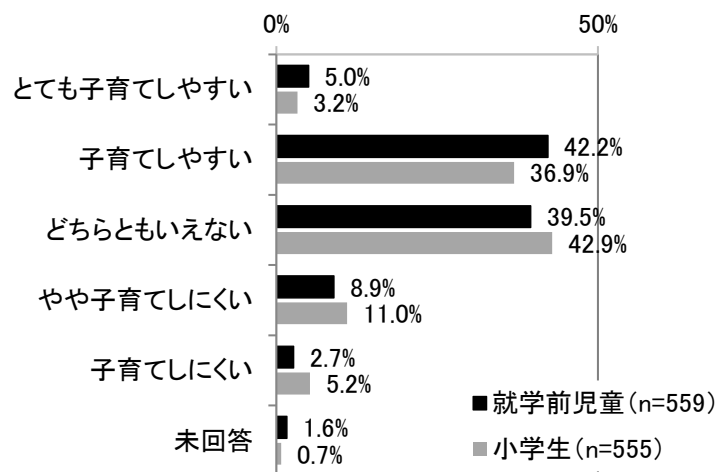


【小学生児童】



⑦ 桶川市での子育てのしやすさ

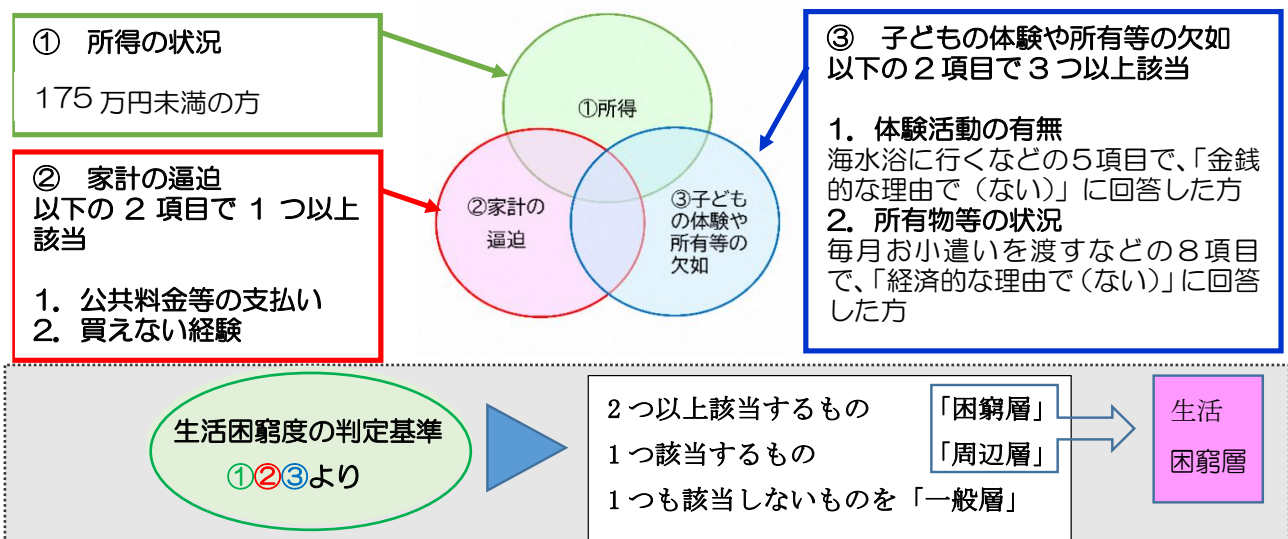
- 就学前児童では「子育てしやすい」が、小学生では「どちらともいえない」がそれぞれ最も高くなっています。
- 就学前児童で「とても子育てしやすい」もしくは「子育てしやすい」(＝子育てしやすい傾向)が47.2%であることに對し、小学生は40.1%となっており、7.1ポイントの差が見られます。



(2) 子どもの生活状況調査の結果

こども計画策定にあたり、子どもの生活状況調査（アンケート調査）を実施しました。

区分	小学5年生 (本人)	小学5年生 (保護者)	中学2年生 (本人)	中学2年生 (保護者)
調査方法	無記名アンケート方式により、桶川市立小中学校に通学児童・生徒とその保護者に対し小中学校を通じた直接配付・回収で行いました。			
サンプル数(票)	594		563	
有効回収数(票)	424		343	
有効回収率	71.4%		60.9%	
調査期間	令和6年6月27日(木)～ 7月19日(金)		令和6年6月28日(金)～ 7月19日(金)	

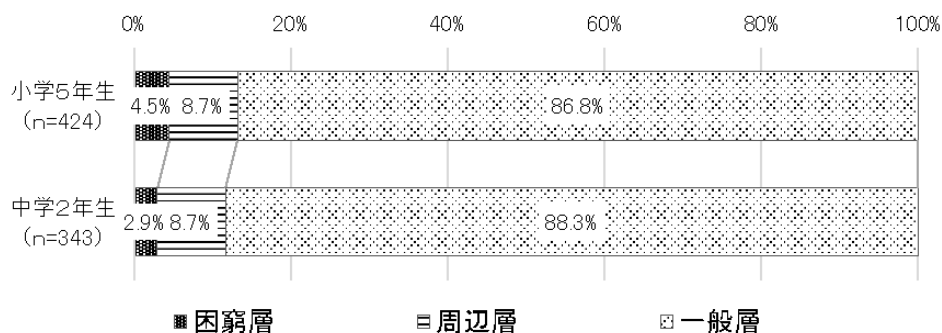


■ 貧困の度合いに関する判定について

桶川市におけるこどもの貧困度合いを判定するため、「生活困窮度」という指標を使用しました。

「生活困窮度」は、「①所得(低所得)」、「②家計の逼迫」「③こどもの体験や所有物等の欠如」という3点から導き出しています。

「困窮層」については小学5年生で 4.5%、中学2年生で 2.9%となっています。「困窮層」「周辺層」を合わせると小学5年生で 13.2%となっており、30 人クラスに約4人が困窮層または周辺層という計算となります。



① ひとり親家庭の状況

- 婚姻状況をみると、困窮層で「離婚（別居中を含む）」の割合が一般層と比較すると高くなっています。
- 養育費の取り決めについて、困窮層及び周辺層で「取り決めをしており、養育費を受け取っている」の回答割合が一般層と比較すると低くなっています。

【婚姻状況別の困窮度合い(小学5年生)】

		回答者数	結婚している(再婚、事実婚を含む)	離婚(別居中を含む)	死別	未婚・非婚	無回答
全体	人数	424	382	35	3	1	3
	構成比		90.1%	8.3%	0.7%	0.2%	0.7%
困窮層	人数	19	12	6	1	0	0
	構成比		63.2%	31.6%	5.3%	0.0%	0.0%
周辺層	人数	37	28	7	1	1	0
	構成比		75.7%	18.9%	2.7%	2.7%	0.0%
一般層	人数	368	342	22	1	0	3
	構成比		92.9%	6.0%	0.3%	0.0%	0.8%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【養育費の取り決め状況(小学5年生)】

		回答者数	取り決めをしており、養育費を受け取っている	特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている	養育費の取り決めをしているが、受け取っていない	養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない	無回答
全体	人数	35	12	2	9	10	2
	構成比		34.3%	5.7%	25.7%	28.6%	5.7%
困窮層	人数	6	1	1	2	1	1
	構成比		16.7%	16.7%	33.3%	16.7%	16.7%
周辺層	人数	7	2	1	1	3	0
	構成比		28.6%	14.3%	14.3%	42.9%	0.0%
一般層	人数	22	9	0	6	6	1
	構成比		40.9%	0.0%	27.3%	27.3%	4.5%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【婚姻状況別の困窮度合い(中学2年生)】

		回答者数	結婚している(再婚、事実婚を含む)	離婚(別居中を含む)	死別	未婚・非婚	無回答
全体	人数	343	315	23	0	1	4
	構成比		91.8%	6.7%	0.0%	0.3%	1.2%
困窮層	人数	10	5	5	0	0	0
	構成比		50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
周辺層	人数	30	26	3	0	1	0
	構成比		86.7%	10.0%	0.0%	3.3%	0.0%
一般層	人数	303	284	15	0	0	4
	構成比		93.7%	5.0%	0.0%	0.0%	1.3%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【養育費の取り決め状況(中学2年生)】

		回答者数	取り決めをしており、養育費を受け取っている	特に取り決めはしていないが、養育費を受け取っている	養育費の取り決めをしているが、受け取っていない	養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない	無回答
全体	人数	23	10	0	8	5	0
	構成比		43.5%	0.0%	34.8%	21.7%	0.0%
困窮層	人数	5	2	0	0	3	0
	構成比		40.0%	0.0%	0.0%	60.0%	0.0%
周辺層	人数	3	1	0	1	1	0
	構成比		33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%
一般層	人数	15	7	0	7	1	0
	構成比		46.7%	0.0%	46.7%	6.7%	0.0%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

② 保護者の健康状態

- 保護者の健康状態を困窮度別にみると、小学5年生では一般層よりも困窮層、周辺層における「よくない」「どちらかといえばよくない」の割合が高くなっています。

【小学5年生】

		回答者数	よい	どちらかといえばよい	どちらともいえない	どちらかといえばよくない	よくない	無回答
全体	人数	424	197	139	53	26	5	4
	構成比		46.5%	32.8%	12.5%	6.1%	1.2%	0.9%
困窮層	人数	19	5	6	5	2	1	0
	構成比		26.3%	31.6%	26.3%	10.5%	5.3%	0.0%
周辺層	人数	37	18	8	6	4	1	0
	構成比		48.6%	21.6%	16.2%	10.8%	2.7%	0.0%
一般層	人数	368	174	125	42	20	3	4
	構成比		47.3%	34.0%	11.4%	5.4%	0.8%	1.1%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【中学2年生】

		回答者数	よい	どちらかといえばよい	どちらともいえない	どちらかといえばよくない	よくない	無回答
全体	人数	343	166	110	41	12	6	8
	構成比		48.4%	32.1%	12.0%	3.5%	1.7%	2.3%
困窮層	人数	10	3	4	1	1	1	0
	構成比		30.0%	40.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%
周辺層	人数	30	9	9	10	1	0	1
	構成比		30.0%	30.0%	33.3%	3.3%	0.0%	3.3%
一般層	人数	303	154	97	30	10	5	7
	構成比		50.8%	32.0%	9.9%	3.3%	1.7%	2.3%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

③ こどもの朝食摂取状況

- こどもの朝食摂取状況について、小学5年生の困窮層、中学2年生の周辺層において朝食を「いつも食べる」割合が一般層よりも低くなっています。

【小学5年生】

		回答者数	いつも食べる	食べるほうが多い(週に4~6日)	食べないほうが多い(週に1~3日)	いつも食べない	無回答
全体	人数	424	370	32	14	1	7
	構成比		87.3%	7.5%	3.3%	0.2%	1.7%
困窮層	人数	19	10	7	1	0	1
	構成比		52.6%	36.8%	5.3%	0.0%	5.3%
周辺層	人数	37	32	2	2	0	1
	構成比		86.5%	5.4%	5.4%	0.0%	2.7%
一般層	人数	368	328	23	11	1	5
	構成比		89.1%	6.3%	3.0%	0.3%	1.4%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

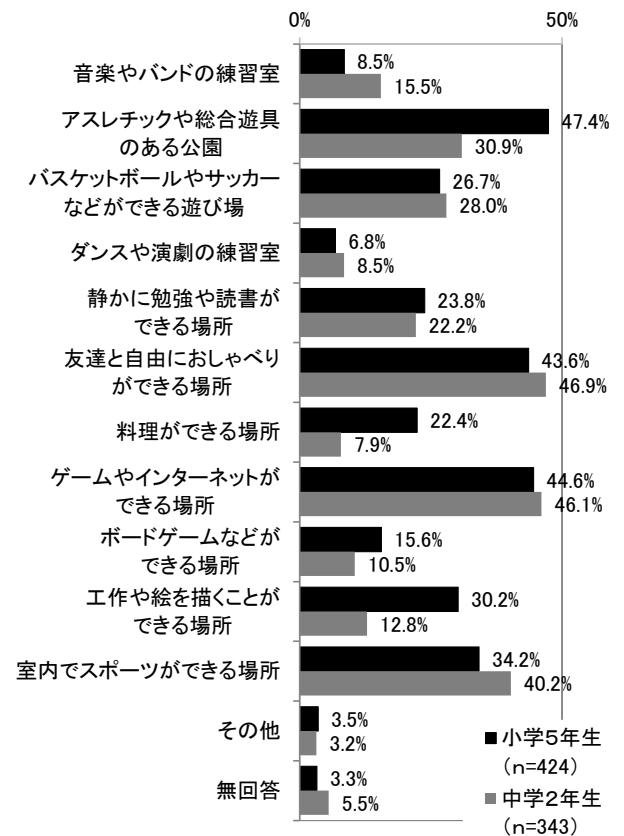
【中学2年生】

		回答者数	いつも食べる	食べるほうが多い(週に4~6日)	食べないほうが多い(週に1~3日)	いつも食べない	無回答
全体	人数	343	265	34	23	10	11
	構成比		77.3%	9.9%	6.7%	2.9%	3.2%
困窮層	人数	10	7	2	1	0	0
	構成比		70.0%	20.0%	10.0%	0.0%	0.0%
周辺層	人数	30	18	6	4	1	1
	構成比		60.0%	20.0%	13.3%	3.3%	3.3%
一般層	人数	303	240	26	18	9	10
	構成比		79.2%	8.6%	5.9%	3.0%	3.3%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

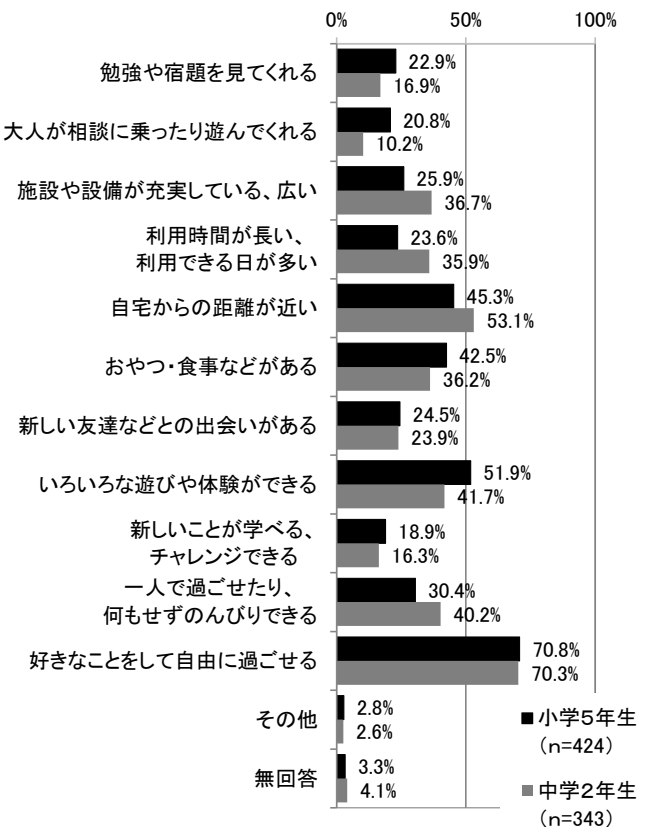
④ 放課後等の過ごす場所に関する希望

- 平日の放課後や休日に過ごす場所としてあったらいいなと思うものとして、小学5年生では「アスレチックや総合遊具のある公園」が最も高く、次いで「ゲームやインターネットができる場所」、「友達と自由におしゃべりができる場所」となっています。
- 中学2年生では「友達と自由におしゃべりができる場所」が最も高く、次いで「ゲームやインターネットができる場所」、「室内でスポーツができる場所」となっています。



⑤ 放課後等の過ごし方に関する希望

- 「ここに居たい」と思う場所について、小学5年生、中学2年生ともに「好きなことをして自由に過ごせる」が最も高くなっています。次いで小学5年生では「いろいろな遊びや体験ができる」、中学2年生では「自宅からの距離が近い」となっています。



⑥ 授業への理解度

- 学校での授業の理解度について、小学5年生では困窮層、周辺層において、一般層よりも「教科によってわからないことがある」の回答割合が高くなっています。
- 中学2年生では困窮層における「あまりわからない」「ほとんどわからない」の回答割合が高くなっています。

【小学5年生】

		回答者数	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってわからないことがある	あまりわからない	ほとんどわからない	無回答
全体	人数	424	68	243	96	9	3	5
	構成比		16.0%	57.3%	22.6%	2.1%	0.7%	1.2%
困窮層	人数	19	5	6	7	0	1	0
	構成比		26.3%	31.6%	36.8%	0.0%	5.3%	0.0%
周辺層	人数	37	2	20	12	2	1	0
	構成比		5.4%	54.1%	32.4%	5.4%	2.7%	0.0%
一般層	人数	368	61	217	77	7	1	5
	構成比		16.6%	59.0%	20.9%	1.9%	0.3%	1.4%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【中学2年生】

		回答者数	いつもわかる	だいたいわかる	教科によってわからないことがある	あまりわからない	ほとんどわからない	無回答
全体	人数	343	36	144	132	12	10	9
	構成比		10.5%	42.0%	38.5%	3.5%	2.9%	2.6%
困窮層	人数	10	0	3	3	1	2	1
	構成比		0.0%	30.0%	30.0%	10.0%	20.0%	10.0%
周辺層	人数	30	2	9	16	0	2	1
	構成比		6.7%	30.0%	53.3%	0.0%	6.7%	3.3%
一般層	人数	303	34	132	113	11	6	7
	構成比		11.2%	43.6%	37.3%	3.6%	2.0%	2.3%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

⑦ 進路への希望・見込み

- 将来の進学について、本人、保護者ともに困窮層または周辺層で「高校まで」への割合が一般層よりも高くなっています。
- また、保護者回答に比べて本人のほうが学齢期間を短く回答する傾向となっています。

【小学5年生(本人)】

		回答者数	中学校まで	高校まで	短大・専門学校まで	大学まで	大学院まで	わからない	その他	無回答
全体	人数	424	5	62	71	205	23	48	5	5
	構成比		1.2%	14.6%	16.7%	48.3%	5.4%	11.3%	1.2%	1.2%
困窮層	人数	19	0	6	5	4	1	3	0	0
	構成比		0.0%	31.6%	26.3%	21.1%	5.3%	15.8%	0.0%	0.0%
周辺層	人数	37	3	7	7	15	0	4	1	0
	構成比		8.1%	18.9%	18.9%	40.5%	0.0%	10.8%	2.7%	0.0%
一般層	人数	368	2	49	59	186	22	41	4	5
	構成比		0.5%	13.3%	16.0%	50.5%	6.0%	11.1%	1.1%	1.4%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【小学5年生(保護者)】

		回答者数	中学校まで	高校まで	短大・専門学校まで	大学まで	大学院まで	わからない	その他	無回答
全体	人数	424	0	39	66	261	13	22	16	7
	構成比		0.0%	9.2%	15.6%	61.6%	3.1%	5.2%	3.8%	1.7%
困窮層	人数	19	0	7	2	8	0	1	1	0
	構成比		0.0%	36.8%	10.5%	42.1%	0.0%	5.3%	5.3%	0.0%
周辺層	人数	37	0	6	9	15	1	2	2	2
	構成比		0.0%	16.2%	24.3%	40.5%	2.7%	5.4%	5.4%	5.4%
一般層	人数	368	0	26	55	238	12	19	13	5
	構成比		0.0%	7.1%	14.9%	64.7%	3.3%	5.2%	3.5%	1.4%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【中学2年生(本人)】

		回答者数	中学校まで	高校まで	短大・専門学校まで	大学まで	大学院まで	わからない	その他	無回答
全体	人数	343	2	44	45	185	8	47	2	10
	構成比		0.6%	12.8%	13.1%	53.9%	2.3%	13.7%	0.6%	2.9%
困窮層	人数	10	1	4	1	3	0	1	0	0
	構成比		10.0%	40.0%	10.0%	30.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%
周辺層	人数	30	0	7	7	10	1	3	1	1
	構成比		0.0%	23.3%	23.3%	33.3%	3.3%	10.0%	3.3%	3.3%
一般層	人数	303	1	33	37	172	7	43	1	9
	構成比		0.3%	10.9%	12.2%	56.8%	2.3%	14.2%	0.3%	3.0%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【中学2年生(保護者)】

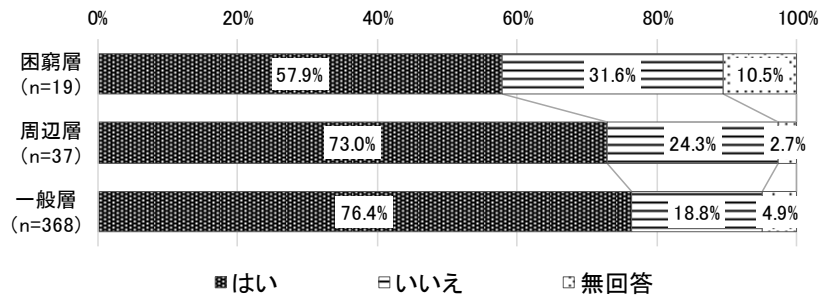
		回答者数	中学校まで	高校まで	短大・専門学校まで	大学まで	大学院まで	わからない	その他	無回答
全体	人数	343	0	34	65	206	4	18	8	8
	構成比		0.0%	9.9%	19.0%	60.1%	1.2%	5.2%	2.3%	2.3%
困窮層	人数	10	0	4	0	6	0	0	0	0
	構成比		0.0%	40.0%	0.0%	60.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
周辺層	人数	30	0	7	9	13	0	1	0	0
	構成比		0.0%	23.3%	30.0%	43.3%	0.0%	3.3%	0.0%	0.0%
一般層	人数	303	0	23	56	187	4	17	8	8
	構成比		0.0%	7.6%	18.5%	61.7%	1.3%	5.6%	2.6%	2.6%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

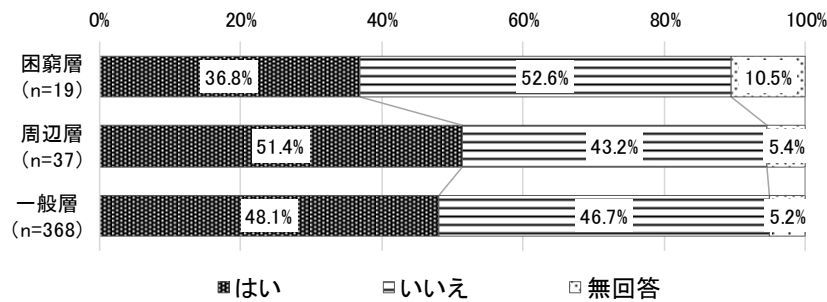
⑧ 子ども食堂等の認知度

- 各種支援や相談先に関する認知度について、小学5年生の困窮層は「児童館」の認知度が低くなっています。

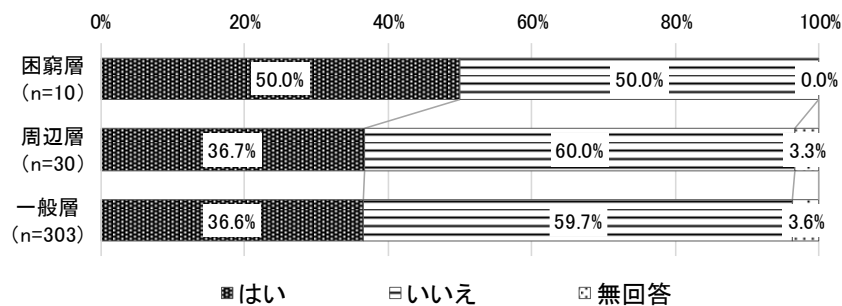
【児童館(小学5年生)】



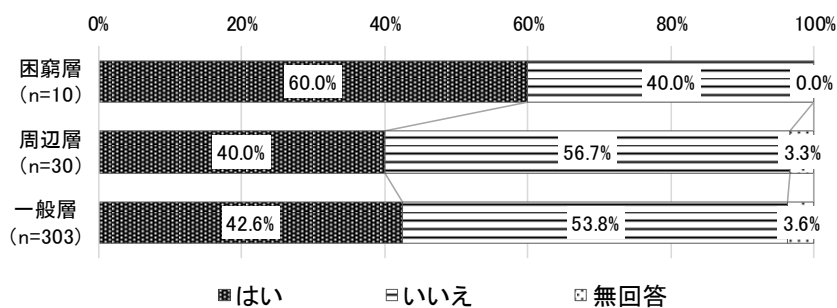
【子ども食堂(小学5年生)】



【勉強を見てくれる場所(けやき教室、フリースクール等)】(中学2年生)



【子ども食堂(中学2年生)】



⑨ 家での手伝い等の状況

- 家での手伝い状況について、全体では「食事の準備や食器洗い」が最も高くなっています。中学2年生の困窮層では「掃除（自分で散らかしたものの以外の掃除）」「食事の準備や食器洗い」への回答割合が高くなっています。

【小学5年生】

		回答者数	家族の世話(着替え・トイレ・お風呂・食事の介助など)	病院への付き添いや保育園などの送り迎え	掃除(自分で散らかしたものの以外の掃除)	ゴミ出し	洗濯	食事の準備や食器洗い	買い物	その他	特にしていない	無回答
全体	人数	424	47	3	150	135	104	218	93	48	45	13
	構成比		11.1%	0.7%	35.4%	31.8%	24.5%	51.4%	21.9%	11.3%	10.6%	3.1%
困窮層	人数	19	3	0	7	9	3	4	3	3	2	0
	構成比		15.8%	0.0%	36.8%	47.4%	15.8%	21.1%	15.8%	15.8%	10.5%	0.0%
周辺層	人数	37	3	1	15	15	6	23	11	3	4	1
	構成比		8.1%	2.7%	40.5%	40.5%	16.2%	62.2%	29.7%	8.1%	10.8%	2.7%
一般層	人数	368	41	2	128	111	95	191	79	42	39	12
	構成比		11.1%	0.5%	34.8%	30.2%	25.8%	51.9%	21.5%	11.4%	10.6%	3.3%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【中学2年生】

		回答者数	家族の世話(着替え・トイレ・お風呂・食事の介助など)	病院への付き添いや保育園などの送り迎え	掃除(自分で散らかしたものの以外の掃除)	ゴミ出し	洗濯	食事の準備や食器洗い	買い物	その他	特にしていない	無回答
全体	人数	343	31	4	107	88	70	150	54	19	80	9
	構成比		9.0%	1.2%	31.2%	25.7%	20.4%	43.7%	15.7%	5.5%	23.3%	2.6%
困窮層	人数	10	2	0	7	4	4	7	4	0	0	0
	構成比		20.0%	0.0%	70.0%	40.0%	40.0%	70.0%	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
周辺層	人数	30	1	1	13	7	9	10	7	3	3	1
	構成比		3.3%	3.3%	43.3%	23.3%	30.0%	33.3%	23.3%	10.0%	10.0%	3.3%
一般層	人数	303	28	3	87	77	57	133	43	16	77	8
	構成比		9.2%	1.0%	28.7%	25.4%	18.8%	43.9%	14.2%	5.3%	25.4%	2.6%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

⑩ 家での手伝い等による影響

- 手伝いや世話をすることによる影響について、小学5年生、中学2年生ともに全体では「特にない」が最も高くなっています。

【小学5年生】

		回答者数	学校を休んでしまう	遅刻や早退をしてしまう	寝る時間が足りない	宿題など勉強する時間が足りない	友達と遊ぶことができない	習い事ができない	自分の時間が取れない	その他	特にない	無回答
全体	人数	366	8	2	5	7	12	0	21	2	269	58
	構成比		2.2%	0.5%	1.4%	1.9%	3.3%	0.0%	5.7%	0.5%	73.5%	15.8%
困窮層	人数	17	2	0	1	0	0	0	1	0	9	5
	構成比		11.8%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	52.9%	29.4%
周辺層	人数	32	1	0	0	0	1	0	0	1	20	9
	構成比		3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	3.1%	62.5%	28.1%
一般層	人数	317	5	2	4	7	11	0	20	1	240	44
	構成比		1.6%	0.6%	1.3%	2.2%	3.5%	0.0%	6.3%	0.3%	75.7%	13.9%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【中学2年生】

		回答者数	学校を休んでしまう	遅刻や早退をしてしまう	寝る時間が足りない	宿題など勉強する時間が足りない	友達と遊ぶことができない	習い事ができない	自分の時間が取れない	その他	特にない	無回答
全体	人数	263	3	2	11	11	12	2	22	1	178	55
	構成比		1.1%	0.8%	4.2%	4.2%	4.6%	0.8%	8.4%	0.4%	67.7%	20.9%
困窮層	人数	10	1	0	0	1	1	0	3	1	6	0
	構成比		10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	30.0%	10.0%	60.0%	0.0%
周辺層	人数	27	1	0	1	0	2	0	3	0	19	4
	構成比		3.7%	0.0%	3.7%	0.0%	7.4%	0.0%	11.1%	0.0%	70.4%	14.8%
一般層	人数	226	1	2	10	10	9	2	16	0	153	51
	構成比		0.4%	0.9%	4.4%	4.4%	4.0%	0.9%	7.1%	0.0%	67.7%	22.6%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

⑪ 子どもの権利の尊重

- 子どもの権利が尊重されているかについて、全体では「尊重されている」が最も高くなっています。困窮層では「あまり尊重されていない」が他の層よりも高くなっています。

【「子どもの権利」が尊重されているか(小学5年生)】

		回答者数	尊重されている	ある程度尊重されている	あまり尊重されていない	その他	わからない	無回答
全体	人数	424	235	104	13	0	58	14
	構成比		55.4%	24.5%	3.1%	0.0%	13.7%	3.3%
困窮層	人数	19	9	5	2	0	3	0
	構成比		47.4%	26.3%	10.5%	0.0%	15.8%	0.0%
周辺層	人数	37	19	7	0	0	9	2
	構成比		51.4%	18.9%	0.0%	0.0%	24.3%	5.4%
一般層	人数	368	207	92	11	0	46	12
	構成比		56.3%	25.0%	3.0%	0.0%	12.5%	3.3%

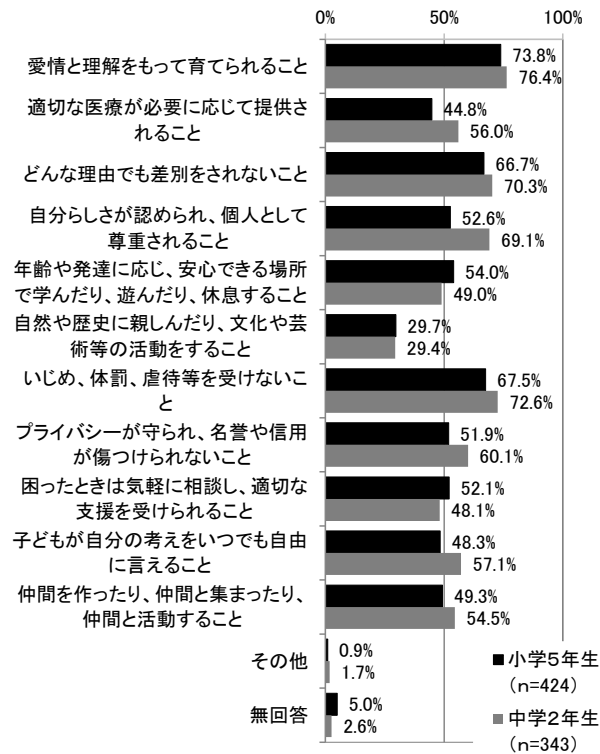
1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

【「子どもの権利」が尊重されているか(中学2年生)】

		回答者数	尊重されている	ある程度尊重されている	あまり尊重されていない	その他	わからない	無回答
全体	人数	343	195	87	20	0	32	9
	構成比		56.9%	25.4%	5.8%	0.0%	9.3%	2.6%
困窮層	人数	10	2	3	2	0	2	1
	構成比		20.0%	30.0%	20.0%	0.0%	20.0%	10.0%
周辺層	人数	30	18	5	3	0	3	1
	構成比		60.0%	16.7%	10.0%	0.0%	10.0%	3.3%
一般層	人数	303	175	79	15	0	27	7
	構成比		57.8%	26.1%	5.0%	0.0%	8.9%	2.3%

1位:全体が黒で白文字、2位:全体が灰色で太文字

【「子どもの権利」で特に大切だと思うこと】



⑫ 悩んでいるときの相談先

- 悩んでいるときに相談に乗ってくれる人について、全体として「お母さん」が最も高くなっています。年齢が上がるにつれ、「友達」への回答割合が高くなっています。
- なお、困窮層において一般層と比較すると「だれにも相談できない」が高くなっています。

【小学5年生】

	回答者数	お母さん	お父さん	おばあちゃん	おじいちゃん	きょうだい	親族(おばさん・おじさん・いとこなど)	学校の先生	塾や習い事の先生	友達	その他	だれにも相談したくない	だれにも相談できない	無回答
全体	424	357	237	102	57	117	30	112	27	237	8	37	12	2
	構成比	84.2%	55.9%	24.1%	13.4%	27.6%	7.1%	26.4%	6.4%	55.9%	1.9%	8.7%	2.8%	0.5%
困窮層	19	14	3	4	3	5	0	3	1	7	3	2	3	0
	構成比	73.7%	15.8%	21.1%	15.8%	26.3%	0.0%	15.8%	5.3%	36.8%	15.8%	10.5%	15.8%	0.0%
周辺層	37	30	17	12	8	10	5	9	2	14	0	7	2	0
	構成比	81.1%	45.9%	32.4%	21.6%	27.0%	13.5%	24.3%	5.4%	37.8%	0.0%	18.9%	5.4%	0.0%
一般層	368	313	217	86	46	102	25	100	24	216	5	28	7	2
	構成比	85.1%	59.0%	23.4%	12.5%	27.7%	6.8%	27.2%	6.5%	58.7%	1.4%	7.6%	1.9%	0.5%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【中学2年生】

	回答者数	お母さん	お父さん	おばあちゃん	おじいちゃん	きょうだい	親族(おばさん・おじさん・いとこなど)	学校の先生	塾や習い事の先生	友達	その他	だれにも相談したくない	だれにも相談できない	無回答
全体	343	241	154	66	36	93	23	92	30	235	4	28	14	8
	構成比	70.3%	44.9%	19.2%	10.5%	27.1%	6.7%	26.8%	8.7%	68.5%	1.2%	8.2%	4.1%	2.3%
困窮層	10	7	2	2	0	4	1	3	0	8	0	1	2	0
	構成比	70.0%	20.0%	20.0%	0.0%	40.0%	10.0%	30.0%	0.0%	80.0%	0.0%	10.0%	20.0%	0.0%
周辺層	30	19	7	5	4	8	1	6	1	19	1	4	2	1
	構成比	63.3%	23.3%	16.7%	13.3%	26.7%	3.3%	20.0%	3.3%	63.3%	3.3%	13.3%	6.7%	3.3%
一般層	303	215	145	59	32	81	21	83	29	208	3	23	10	7
	構成比	71.0%	47.9%	19.5%	10.6%	26.7%	6.9%	27.4%	9.6%	68.6%	1.0%	7.6%	3.3%	2.3%

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

⑬ 満足度

- 小学5年生、中学2年生ともに点数化して評価すると、全体としては満足度が高くなっていますが、一般層と比較すると、困窮層、周辺層とも点数が低い傾向となっています。

【生活への満足度(小学5年生本人)】

		回答者数	1: 満足度が低い	2	3	4	5: 満足度が高い	無回答	平均点
全体	人数	424	6	18	74	132	175	19	4.12
	構成比		1.4%	4.2%	17.5%	31.1%	41.3%	4.5%	
困窮層	人数	19	1	0	7	4	6	1	3.78
	構成比		5.3%	0.0%	36.8%	21.1%	31.6%	5.3%	
周辺層	人数	37	1	3	9	9	14	1	3.89
	構成比		2.7%	8.1%	24.3%	24.3%	37.8%	2.7%	
一般層	人数	368	4	15	58	119	155	17	4.16
	構成比		1.1%	4.1%	15.8%	32.3%	42.1%	4.6%	

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【子育て支援への満足度(小学5年生保護者)】

		回答者数	1: 満足度が低い	2	3	4	5: 満足度が高い	無回答	平均点
全体	人数	424	30	76	207	89	16	6	2.96
	構成比		7.1%	17.9%	48.8%	21.0%	3.8%	1.4%	
困窮層	人数	19	5	6	7	1	0	0	2.21
	構成比		26.3%	31.6%	36.8%	5.3%	0.0%	0.0%	
周辺層	人数	37	4	13	15	4	1	0	2.59
	構成比		10.8%	35.1%	40.5%	10.8%	2.7%	0.0%	
一般層	人数	368	21	57	185	84	15	6	3.04
	構成比		5.7%	15.5%	50.3%	22.8%	4.1%	1.6%	

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【生活への満足度(中学2年生本人)】

		回答者数	1: 満足度が低い	2	3	4	5: 満足度が高い	無回答	平均点
全体	人数	343	11	38	70	115	97	12	3.75
	構成比		3.2%	11.1%	20.4%	33.5%	28.3%	3.5%	
困窮層	人数	10	0	2	4	2	2	0	3.40
	構成比		0.0%	20.0%	40.0%	20.0%	20.0%	0.0%	
周辺層	人数	30	1	4	10	3	11	1	3.66
	構成比		3.3%	13.3%	33.3%	10.0%	36.7%	3.3%	
一般層	人数	303	10	32	56	110	84	11	3.77
	構成比		3.3%	10.6%	18.5%	36.3%	27.7%	3.6%	

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

【子育て支援への満足度(中学2年生保護者)】

		回答者数	1: 満足度が低い	2	3	4	5: 満足度が高い	無回答	平均点
全体	人数	343	19	45	188	68	13	10	3.03
	構成比		5.5%	13.1%	54.8%	19.8%	3.8%	2.9%	
困窮層	人数	10	3	2	3	2	0	0	2.40
	構成比		30.0%	20.0%	30.0%	20.0%	0.0%	0.0%	
周辺層	人数	30	4	6	15	4	0	1	2.66
	構成比		13.3%	20.0%	50.0%	13.3%	0.0%	3.3%	
一般層	人数	303	12	37	170	62	13	9	3.09
	構成比		4.0%	12.2%	56.1%	20.5%	4.3%	3.0%	

1位: 全体が黒で白文字、2位: 全体が灰色で太文字

(3) 就学前児童ヒアリングの結果

各施設において、グループワーク形式で1班あたり5～8名程度で実施しました。

施設名	日時	時間	参加人数
坂田保育所	9月18日(水)	9:30～11:00	16名
日出谷保育所	9月27日(金)	9:30～11:00	24名
子ども発達相談支援センター	9月19日(木)	15:00～16:30	9名

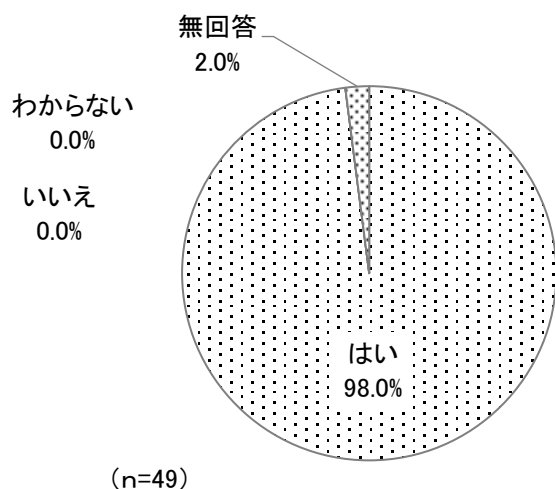
【質問項目】

- 保育所や幼稚園で一番楽しいことは何？
- こんなことして遊びたいな…と思った時に、誰かに話すことはある？
- 保育所がお休みの時、よく出かけるところはある？
- お休みの日はどんな遊びをしたい？（シール投票）
- お休みの日はどんなことをして過ごしたい？（シール投票）

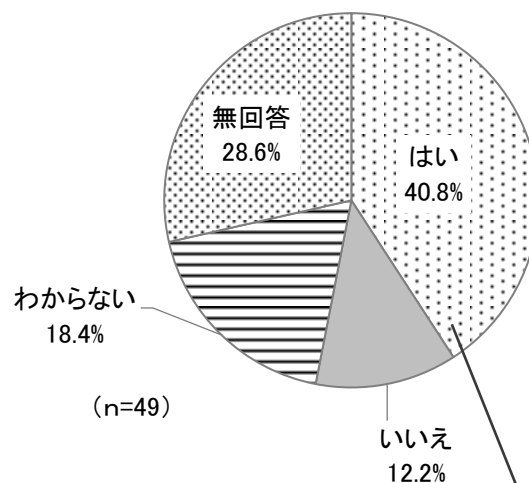


いずれの設問も、「はい」の回答割合が最も高くなっています。

■保育園の遊びは楽しいか



■自分の気持ちを大人に伝えているか



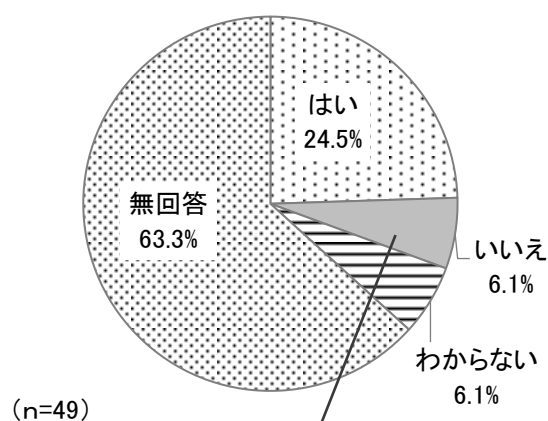
例えばこんな時に伝えています (抜粋)

- 今やっている遊びと違う遊びがしたいとき
- 外で遊びたいとき
- しまってあるおもちゃを出してほしいとき
- お友達が遊びのルールを守らないとき
- 忘れ物をしたとき

こんな意見も

- 遊びたいときには、自分でおもちゃを出すので、先生にわざわざ言う必要はない(自分の意志でおもちゃを選べる環境ができています)

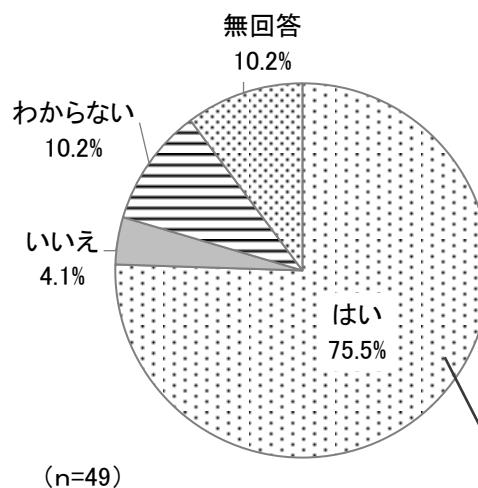
■先生や大人は遊びの希望を聞いたり叶えてくれるか



こんな意見も

- おうちの人は忙しいときも多く、やりたいことを言っても叶えられないときがある

■桶川市における公園や遊び場所の有無

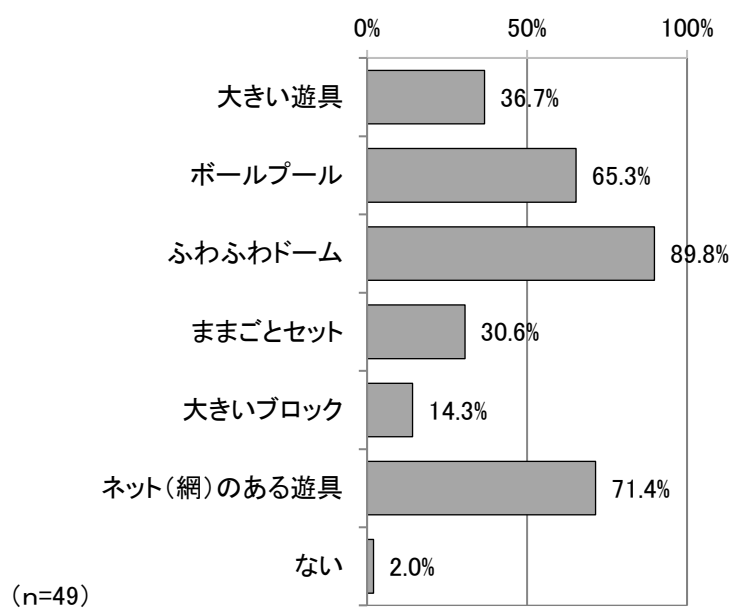


例えばこんな場所があります (抜粋)

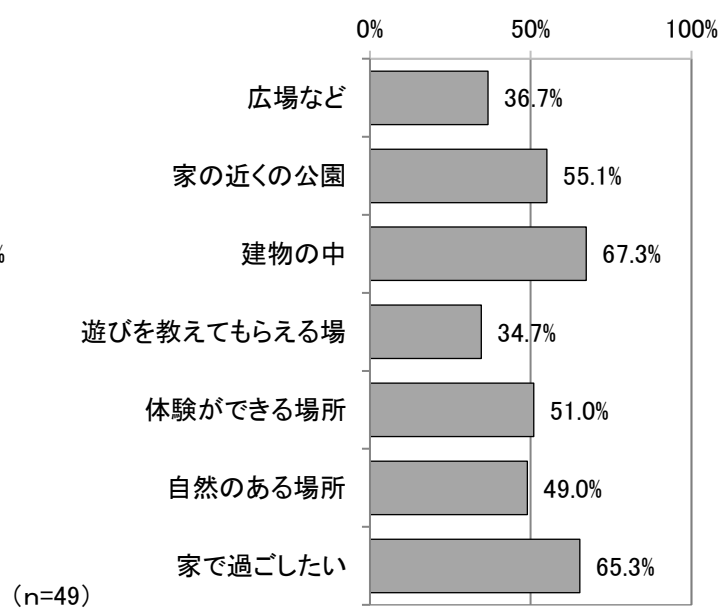
- 市内の公園(わんぱく村、谷津谷遺跡公園等)
- 家の近くの公園(鉄棒、ジャングルジム等)
- プール
- 上尾市のイオンにある遊び場
- ※「いいえ」という回答には地域差あり

遊びたい遊具は「ふわふわドーム」、次いで「ネット(網)のある遊具」、休みの日に希望する遊びや過ごし方は「建物の中」が最も高く、次いで「家で過ごしたい」となっています。

■休みの日に遊びたい遊具等



■休みの日に希望する遊びや過ごし方



(4) 高校生ウェブアンケートの結果

<実施概要>

対象者:市内在住の高校生世代の若者

対象者数:1,916 名

回収数:379 票(19.8%)

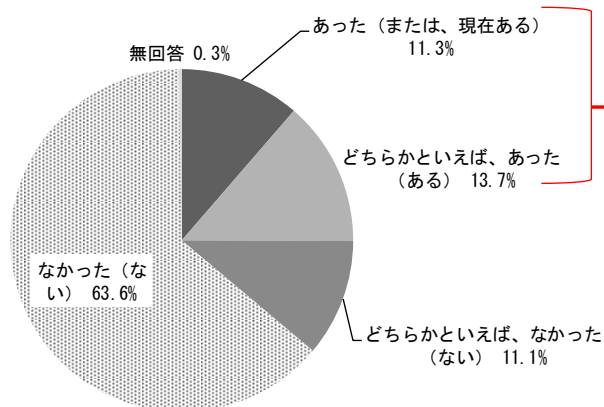
実施方法:通知依頼文を郵送の上、ウェブ回答

回答期間:9月4日(水)~20日(金)

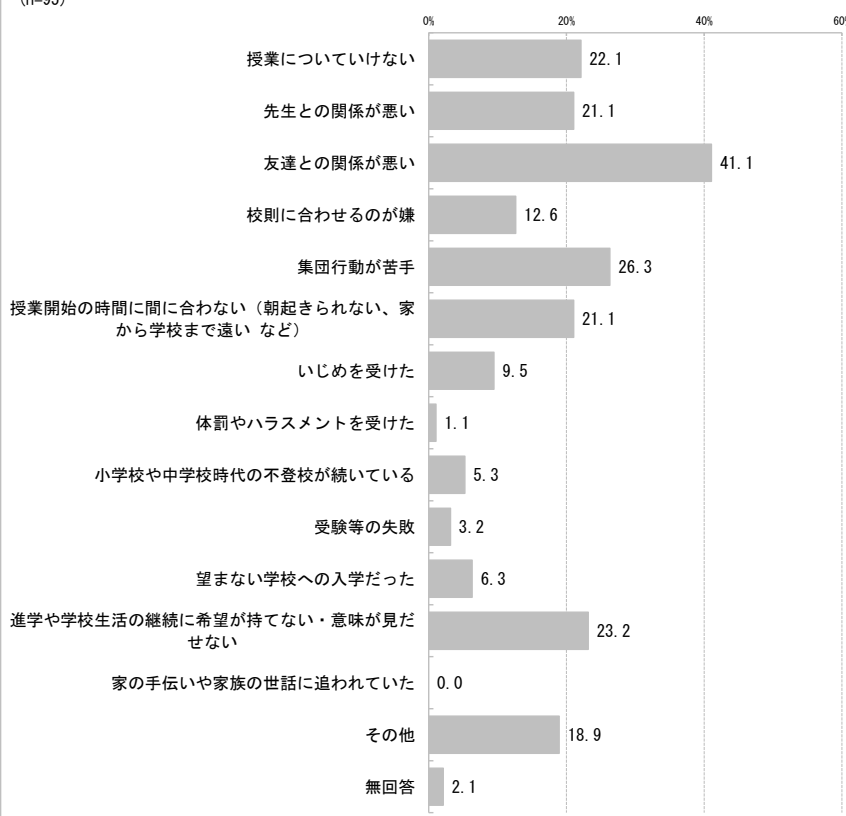
■不登校について

不登校の経験のある高校生は、全体の 25%、原因は「友達との関係が悪い」が最も高くなっています。

■あなたは今までに学校生活を円滑に送ることができない状態（行き渋り・不登校等）となることがありますか。（○は1つ）
(n=379)



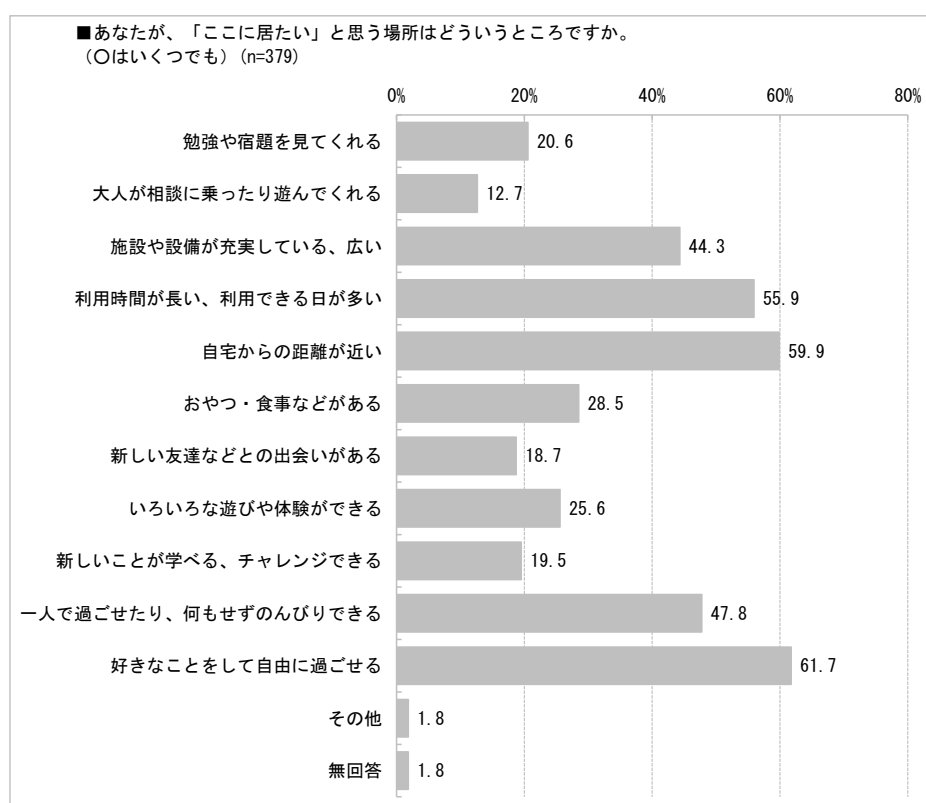
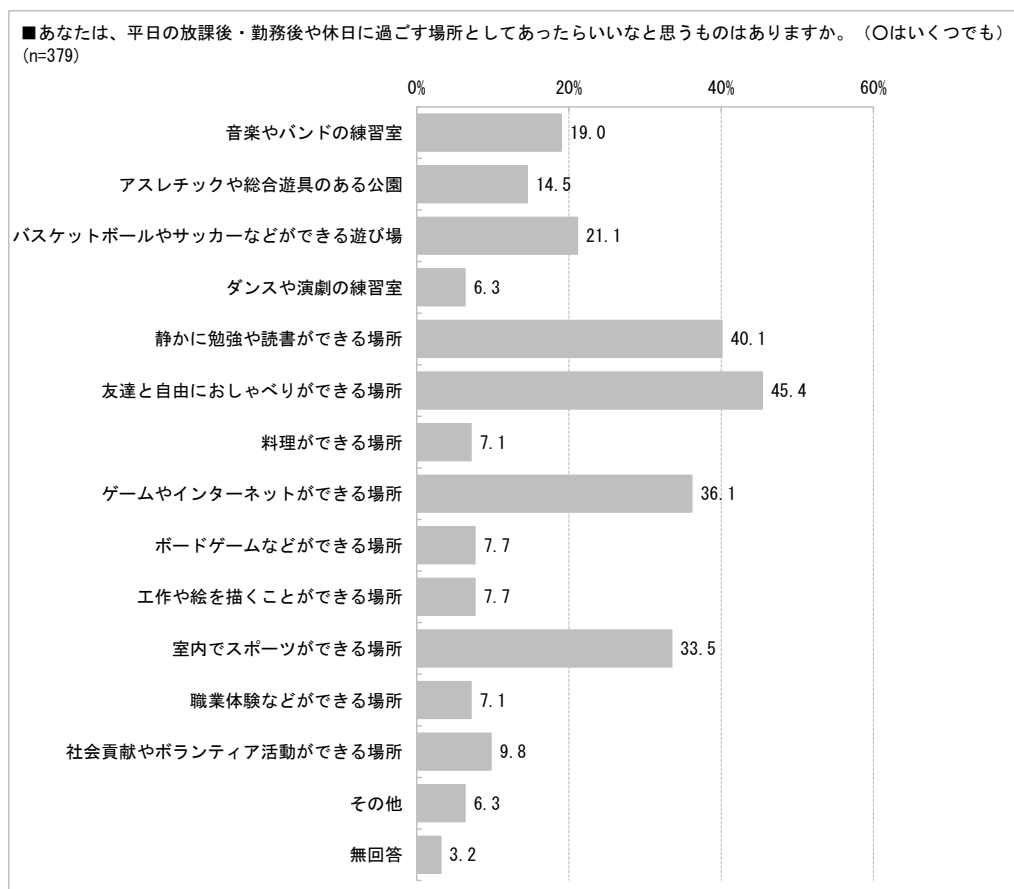
■主な原因は何だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）
(n=95)



■居場所について

あったらいいなと思う居場所は「友達と自由におしゃべりが出来る場所」となっています。

「ここに居たい」と思う場所は「好きなことをして自由に過ごせる」が最も高くなっています。

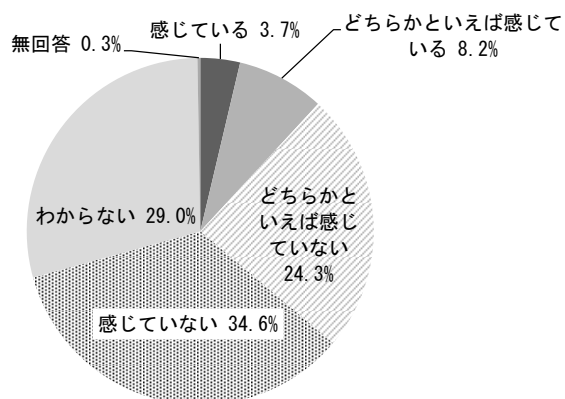


■自分の意見などについて

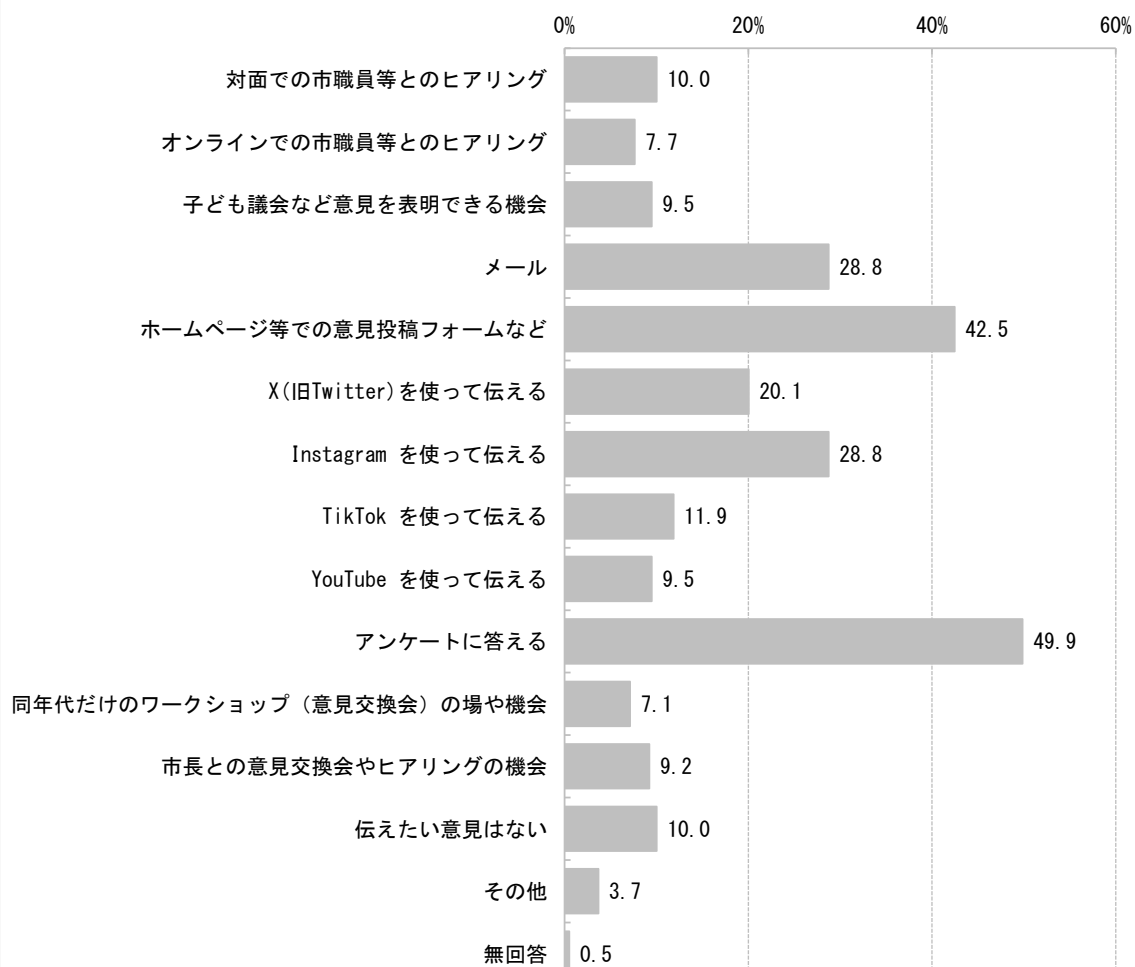
まちづくり等への参加は「感じていない」が最も高くなっています。

なお、参加する場合の手法については「アンケートに答える」が最も高くなっています。

■桶川市や県、国の制度やまちづくりについて意見を述べたり、参加する機会があると感じていますか。
(○は1つ) (n=379)



■どのような方法や手段があれば、あなたは桶川市に対して意見を伝えやすいと思いますか。
(○はいくつでも) (n=379)

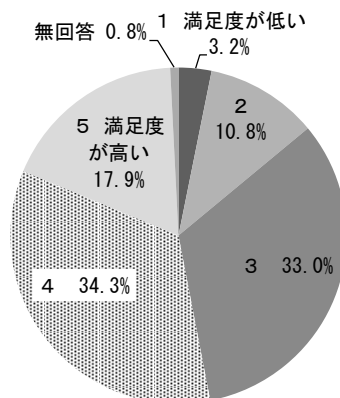


■市への考えについて

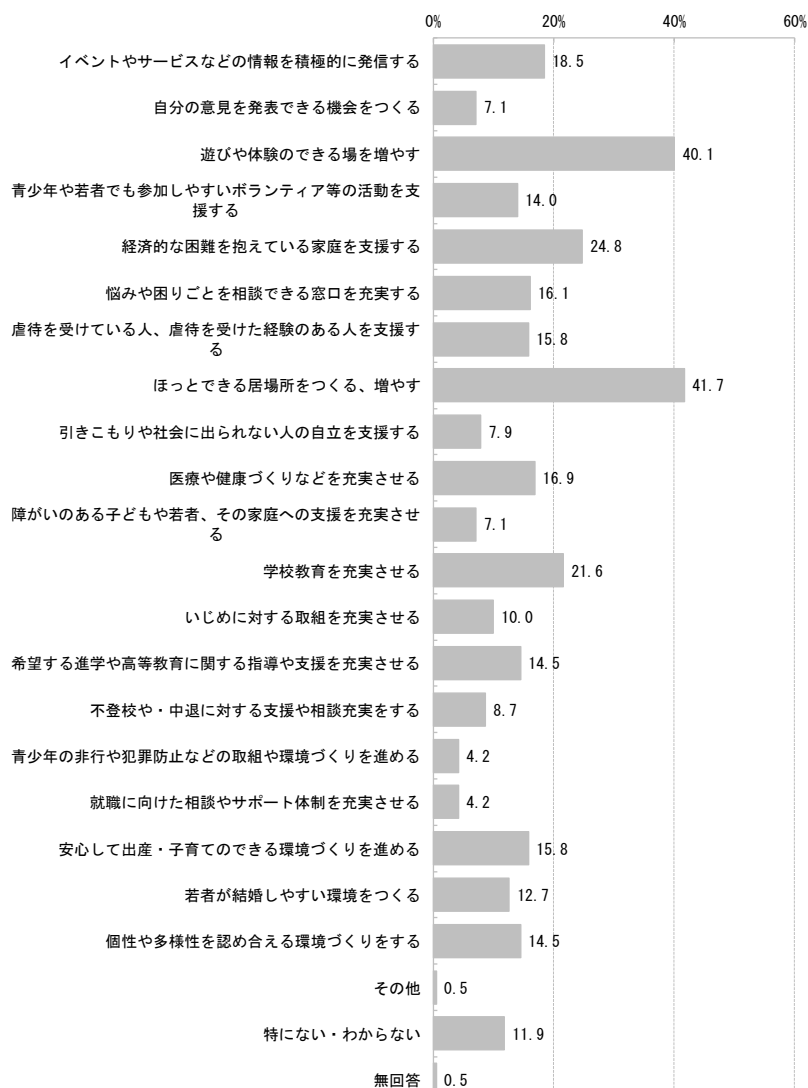
桶川市への満足度は、「4」が最も高くなっています。

市が取り組む青少年や若者の施策は「ほっとできる居場所をつくる、増やす」が最も高く、次いで「遊びや体験のできる場を増やす」となっています。

■桶川市での生活にどのくらい満足していますか。（○は1つ）
(n=379)



■あなたは、桶川市が取り組む青少年や若者の施策にどんなことを望みますか。
(○は5つまで) (n=379)



(5) 事業者・団体ヒアリングの結果

市内でこども、子育て支援に関する事業を展開されている団体・事業者に対し現状の課題やニーズを把握するために実施した、団体・事業所ヒアリングの結果の概要です。

(1) 実施概要

	調査対象者	実施方法	ヒアリング数
事業者	30事業者	・市内事業者（教育・保育施設）・団体に対し、ヒアリングシートを送付。回答欄に「ヒアリング対応可」に○をつけた事業者・団体からヒアリング対象を抽出の上、ヒアリングを実施。 ・実施期間：令和6年10月29日～11月1日	3事業者
団体	10団体		2団体

(2) 調査項目（抜粋）

事業者向け	団体向け
・こどもや子育て家庭が抱える課題 ・事業の経営状況・今後の事業継続見込み ・地域向け事業の状況・予定 ・障害のあるこどもの受け入れ状況 ・「こども誰でも通園制度」対応予定 ・子育て支援に関して協力できること ・子育て支援の重点取組	・団体が困っていることや不安なこと ・こどもや子育て家庭の抱える問題 ・子育て支援に関して協力できること ・市との連携可能性・団体等と協働で取り組んでみたいこと ・コロナの影響・コロナ後の対応 ・子育て支援の重点取組

(3) 調査結果（抜粋）

①事業者・団体ヒアリングからみられるこどもを取り巻く課題や、今後必要だと思うこと

項目	ヒアリング調査結果の抜粋
学びや体験の機会、遊び・コミュニケーション	・コロナ禍の影響もあるのか、コミュニケーションが苦手なこどもが増えているように感じる。こどもたちの遊び方も変化しており、YouTubeやゲーム、スマホ等、事業所内ではなかなか取り扱えない物に楽しさを求めている。
気軽に集まれる居場所・交流の場	・家庭や学校以外のこどもの居場所が不足している。 ・長期休みの学童の拡充など他市町村がまだ実施していない施策をただちに実行していく必要がある。
こどもの生活習慣・体力づくり	・食生活が気になる。連絡帳を見ていると、バランスの良いメニューの家庭もあれば、毎日同じものや単品のみの家庭もあるので、園での昼食や食育が大事だと考えさせられる。
発達の気になるこども・障害児支援	・障害児に関しては、小さい頃からの療育へのつながり、将来的な就労に向けた体力づくり、主体性を育む支援（選ぶ力）が重要であり、そのためにも、保護者がこどもの障害や気がかりな点について、気軽に相談できる体制が必要。 ・療育の必要なこどもと、通常発達のこどもの垣根を無くし、小さいうちから一緒に過ごすことでこども自身が生きていく力をつけていけると思うため、インクルーシブ保育が必要。
生活困窮・ひとり親家庭	・本当に困っている世帯は子ども食堂を知っていても会場に来ることが難しい状況にあるのではないかと。
ヤングケアラー支援	・相談できる人や相談機関があればセーフティーネットとなるのではないかと（ピアカウンセリングやネットなど、学校以外が望ましい） ・ヤングケアラーを所管する課が不明確、具体的な支援策がわからない。

項目	ヒアリング調査結果の抜粋
不登校・若者支援等	・小学校低学年の不登校も増えてきているため、幼保小連携が重要。 ・不登校の原因として、発達障害の傾向を持つ児童生徒であるケース、学校との相性が悪いケース、親世代からの連鎖や家庭環境が影響しているケースなどが考えられるが、発達障害の傾向を持つ児童生徒については、授業において少人数や個別での対応が必要。また、家庭環境が影響している場合は、学校だけでなく、地域全体で検討する必要がある。 ・高校段階以降も相談事業や支援が継続すると、進学や就労などにつながり、自立していくのではないかと。

②事業者・団体ヒアリングからみられる保護者を取り巻く課題や、今後必要だと思うこと

項目	ヒアリング調査結果の抜粋
保護者の価値観の多様化・利用者意識の変化	・保護者同士でつながりづくりや情報交換を行うことが少なくなり、事業者等に直接要望・質問をするようなケースが増えてきた。 ・わが子を他のお子さんと比べ過ぎたり、標準にこだわり過ぎたりして、親が子育てを楽しめていない。 ・必要以上に保育園にこどもを長時間預けたがる親がいる。
保護者の養育力	・共働きが増えている中での家庭内でのスキンシップ、しつけ等。
保護者の子育て不安・孤立	・産後うつになってしまった方のフォロー先があるかどうか、一時預かりを利用している人はいいが、活用できていない方が心配。 ・子育て支援センターなど充実している一方で、知らない人がまだ多く、不安や悩みを抱えながらも孤独に子育てをしている方が多いと感じる。 ・発達に不安を感じている保護者も多いと思うので、専門職につなげる必要がある。 ・祖父母が仕事をしていて頼れない家庭が増えている。

③子育て支援として必要なこと

項目	ヒアリング調査結果の抜粋
子育て支援の充実	・子育てするなら桶川市、と思われ、転入者が増えることを期待している。 ・困っている人の声に耳を傾けること、小さな声にならない声を聞くことをこれからも是非続けてほしい。
保育士・職員の待遇改善	・就職希望が減ってきているほか、定着率の低さも課題。特色ある保育・教育を進めることで、就職先として桶川市を選ぶようになってほしい。 ・家賃補助の条件緩和や、職員確保のための桶川市独自の取組を検討いただきたい。
連携・協働の推進	・教育機関・行政・団体・事業者のそれぞれの立場を尊重し合いながら距離を縮め、あたたかい雰囲気で支援できるような取組が必要。 ・公立と民間で壁を感じるため、就学や療育に関する情報を保護者に伝えるなど、互いに協力しながら進めていく必要がある。

5 課題とその解決に向けた方向性

統計データやアンケート調査結果、こどもの意見表明機会や団体・事業者ヒアリングの結果から、桶川市こども計画に向けた課題を以下に示します。

(1) 生まれてから学齢期・若者への健やかな育ちを支える環境、切れ目のない支援が求められている

- ・桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査では、保育に関して、就学前・小学校ともに質の向上や、開所時間等の充実、いつでもこどもを預けられるサービス等へのニーズが高くなっている。こどもがすこやかに「育つ」ため、サービスの質の向上が必要であるとともに、開所時間等の充実等により、保護者の多様な働き方を支えることが必要である。
- ・家庭環境、保護者の健康状態などにより、生活困窮に陥ったり、複合的な課題を抱えたりする状況が見受けられる点から、これまでの支援策に加え、こどもと家庭に対して生活習慣の確立や健康の推進などの支援が必要である。
- ・授業についていけないこどもや、勉強時間を確保できないことが、特に困窮層では顕著となるため、学習する場所がないなどといった状況も踏まえ、学習におけるフォローアップの体制づくり、学習できる環境づくりを充実していく必要がある。
- ・様々な支援や相談先に関する認知度は、全体として5割程度となっている。そのため、必要と思われるこどもや年齢層に届いていない可能性があることから、情報の効果的な発信、相談支援の充実、プッシュ型支援が求められる。
- ・就学前ヒアリング、生活状況調査、高校生ウェブアンケートでそれぞれ求められる居場所や過ごし方の希望が異なっている点から、ライフステージ等に応じた適切な遊び場やほっとできる居場所の提供が必要である。
- ・特に就学前、小学生、中学生において体験機会への需要が高くなっていることから、自己肯定感を育む多様な体験機会の創出が必要である。

(2) こどもの権利の保障や、こどもが個性を活かしながら参画・個々の夢をかなえられるまちづくりが求められている

- ・就学前ヒアリングでは、保育園ではこどもの意見を聞いているが、保護者は時間がない、忙しいなどの理由から聞いてもらえていないという声も挙がっていたほか、事業者・団体ヒアリングでも、保護者が子育てを楽しめていない場合があるといった意見があったことから、保護者の生活における心の余裕の創出や、親の育ちの支援の充実が必要である。
- ・生活状況調査では、大半がこどもの権利が尊重されていると回答している。一方、意見表明に関しては、高校生ウェブアンケートでは桶川市に意見を述べたり参加する機会があると思っている高校生は1割程度となっている。今後は気軽に意見が表明できる機会や場づくりが必要である。
- ・小学5年生、中学2年生では一部に相談したり悩みを話せる人がいない、相談したくないという状況となっている。悩みを抱えた際に誰かに相談できるような体制・環境づくりが必要である。
- ・進路について、経済的理由から制約のある状況が見受けられる中で、全てのこども・若者が将来への希望や夢を持てるような取組が必要である。
- ・生活状況調査等では、こどもの権利で重要なものとして、「個人の尊重」や「いかなる理由でも差別されないこと」への回答が高く、また、高校生の自由意見では、自分のジェンダー等に関する悩みや意見が多く挙がっていたことから、多様性の尊重が必要である。

(3) こどもや家庭の多様な背景を踏まえた配慮や支援が求められている

- ・桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査の自由意見では、発達等に関する需要が高いと同時に相談対応、支援へのつながり、早期対応等が手厚いといった記述が多くなっている。また、事業者・団体ヒアリング等ではインクルーシブ保育や療育等の推進のほか、相談体制を充実していくべきといった声が挙がっていることから、引き続き障害児や発達に課題のある児童への支援が必要である。
- ・家族構成や家庭の経済状況などによって、孤立の状況があったり、学習機会や体験の機会の有無に差が生じていることがあることから、ひとり親家庭、困窮層、及び周辺層に対する気づきとこども・家庭への支援へのつながりが必要である。
- ・不登校に関する状況について、高校生ウェブアンケートからは個々の理由や環境要因のほかに、授業についていけない、校則に合わせるのが嫌などといった、対策の検討が可能な内容も含まれている。また、事業者・団体ヒアリングでは、低年齢からの不登校の予防や、原因を丁寧に把握する必要があるなどといった意見が挙がっていることから、重点的な不登校支援が必要である。

(4) 居住地区やこどもの年齢に関係なく安心して育ち、子育てできる環境と特色ある子育て支援が求められている

- ・桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査では希望数よりも少ない数のこどもしかもうけられていないといった声が挙がっていることを踏まえ、妊娠・出産の希望を叶える支援が必要である。
- ・桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査及び就学前児童ヒアリングでは、地域による施設や公園の偏在に関する不満の声が挙がっていることから、公園や児童館等の充実と周知が必要。
- ・こどもと関わる事業者・団体、地域、人材などを確保し、支え、育成する取組が必要である。
- ・事業者・団体ヒアリングでも挙がっているように、上記をきめ細やかに進めるためには、行政だけではなく、団体・住民等の協働と連携が不可欠である。



第3章 計画の 基本的な考え方

1 基本理念

前計画では、こどもを安心して産み育てることができる社会、一人ひとりの人権を尊重する社会に向けて「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という）を踏まえ、「こどもの最善の利益」の確保を目指し、基本理念を「子どもがのびのびと個性豊かに育ち、育てられるまち」と定め、取組を推進してきました。

本計画においては、前計画の考え方が、「こども大綱」や本市の最上位計画である桶川市第六次総合計画の考え方と共通しており、さらには本市のこども・子育てを取り巻く課題を網羅している点から、踏襲することとします。なお、令和5年施行のこども基本法に基づく「こども」の定義として、年齢で区切ることなく、心と体の発達過程にある人としていることを踏まえ、「子ども」の表記を「こども」に変更の上、以下のように定めます。

こどもがのびのびと個性豊かに育ち、 育てられるまち

2 基本目標

前述の基本方針と基本理念に立って、次の4つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。

基本目標1

こどもを安心して産み育てられるまちづくり

幼児期は、身近にいる大人との愛着形成により情緒的な安定が図られ、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

本計画では、こどもと保護者の健康の確保、親の養育力の向上、良質な幼児期における教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標2

こどもの生きる力を育み個性を伸ばすまちづくり

学童期は、生きる力を育むことを目指し、心身の調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期であることから、学校教育とともに、自己肯定感を育む遊びやレクリエーションを含め、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会の提供や、放課後等におけるこどもの居場所づくりが必要となります。また、若者支援なども含め、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められます。

本計画では、全てのこどもが学ぶ楽しさやわかる喜びを実感することができる支援を図るとともに、こどもが健やかに成長できる環境整備に努めます。

基本目標3

こどもの権利が守られ未来へつながるまちづくり

こどもは権利の主体として、適切にその命を守られ、健やかに育つ権利を有しています。

近年、多様な背景をもつ家庭が増加していますが、こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、児童虐待や貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備や教育の機会均等を図る必要があります。

本計画においては、経済的に困難な状況にある家庭のこどもであっても地域の中で健やかに成長できるよう、社会全体に協力を働きかけ、生活や学習等の支援の充実に努めます。

また、障害のあるこどもが安心して地域で生活することができるよう、教育・保育の場を整備するとともに療育の充実に努めます。

さらに、複合化する課題に対し、早期発見及び早期対応に向けて関係機関との更なる連携を図るとともに、こどもがより気軽に気持ちや意見を言える仕組みづくりや意見表明機会の充実を図ります。

基本目標4

みんなでこども・子育てを応援するまちづくり

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子育てに関わることで、全てのこどもの健やかな成長につながることを踏まえ、地域における関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすことが必要です。また、子育てにやさしい社会環境づくりが必要です。

そのため、本計画では、行政、企業、市民が協力し、「こどもの最善の利益」につながる事業の充実を図るとともに、子育てのまちとして「魅力ある」桶川市を目指して取組を進めます。

3 公立子育て支援施設整備に関する方向性

(1) 本市の子育て支援に関する概要

近年、共働き家庭の増加や核家族、ひとり親家庭の増加、地域コミュニティの希薄化など、こどもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てに不安を感じる保護者が増加しています。また、児童虐待が疑われる相談件数の増加、特別な支援が必要なこどもの増加等が見られ、子育て世帯への支援の重要性が増している状況にあります。

本市の児童人口は減少傾向にありますが、保育需要については共働き世帯の増加から、入所希望はやや増加傾向にあり、結果として、横ばいで推移しており、今後も横ばいまたは微減で推移することが見込まれます。また、新たな国の施策や新たなニーズとして、こどもの遊び場や居場所づくり、こども・子育てに関する相談や情報発信、子育て世帯の交流など、子育て支援の充実に対する需要が高まっています。

一方、市内の公立保育所については、建築から50年以上が経過する保育所もあり、老朽化が著しい状況にあることから、早期にその対応方針を決める必要があります。

このような状況を踏まえ、本市では今後の保育需要や子育て支援事業のニーズを見据えたうえで、公共施設の再編を検討するとともに、多様化するニーズや、子育て中の家庭の諸課題に対応できる効果的かつ効率的な子ども・子育て支援施策を実行していく必要があります。

(2) 子育て支援施設の現状と既存施設等の現状と課題

①公立保育所

本市には、公立保育所が東側、西側に各2か所ずつ、計4か所あります。

市の東側にある北保育所及び坂田保育所は、耐震改修工事を実施しているものの、建築から50年以上が経過していることから施設の老朽化が進んでいる状況です。

市の西側にある鴨川保育所については、建築から40年以上が経過し施設の老朽化がかなり進んでいたことから、令和6年に大規模改修工事を実施しています。また、日出谷保育所に関しては、建築から10年経過しており、今後15年後を目途に大規模改修を検討する必要があります。

保育需要として、就学前児童数が少子化の影響を受けて徐々に減少しているものの、入所人数及び入所率については、共働き世帯の増加からやや増加傾向であり、結果として、保育需要全体としては今後横ばいまたは微減で推移していくと考えられることから、引き続き保育の確保が必要となります。

②児童館

本市には、児童館が市東側の総合福祉センター内に1か所あります。

総合福祉センターは平成25年に耐震工事及び大規模修繕を実施しており、引き続き児童館事業を実施していきます。

一方、児童館については市の東側に位置することから、坂田地区や駅周辺地区からの利用が多く、市域西側の日出谷地区の利用者は少なくなっています。こどもの居場所づくりが重要視されるなか、市の西側への児童館の設置が求められています。

③児童発達支援センターいずみの学園、こども発達相談支援センター

児童発達支援センターいずみの学園については川田谷地区で事業を実施してきましたが、令和6年度に日出谷地区に施設を新設し移転したうえで事業を継続しています。

こども発達相談支援センターについては現在、市西側の桶川西小学校の校舎の一部を改修し、開設された施設で、建設から40年以上経過していることや駐車場が遠いことなどから適正な場所への移転等を検討する必要があります。

④子育て支援センター

子育て支援センターについては現在、駅前子育て支援センターと日出谷子育て支援センターの計2か所あります。駅前子育て支援センターは、建設から25年以上が経過し老朽化が進行していることから、駅東口の整備状況を踏まえながら、計画的な建替えや改修を検討する必要があります。日出谷子育て支援センターは、日出谷保育所に併設された施設です。保育所と一体となっており規模も比較的大きいことから、効率的な維持管理を推進する必要があります。

子育て支援センターについては、多様化する子育て支援ニーズを踏まえながら、地域での子育てを支援するため適切な配置が求められています。

(3) 子育て支援施設整備に関する基本方針と将来構想

公立施設（保育所、子育て支援センター、こども家庭センター、子ども発達相談支援センター、児童館、児童発達支援センターいずみの学園）と民間施設（幼稚園、認定こども園・保育園、児童発達支援事業者、地域子育て支援拠点等）が連携を図りながら、全ての子どもが地域の中で共に成長できる社会を目指した施設整備を進めていきます。

①期待される役割・整備コンセプト

■基幹子育て支援拠点

更なる子育て支援の推進を図るため、子育て支援センターと公立保育所の機能を有する子育て支援施設として整備・運営を目指します。また、市全体の保育の質の維持・向上・充実を図るため、民間保育所への助言等の連携強化や、配慮を要する児童の受け入れ、一時預かり事業の実施に向けて検討します。民間保育所への助言等の連携強化や、配慮を要する児童の受け入れを行うほか、一時預かり事業の実施に向けて検討します。

【東側基幹子育て支援拠点】

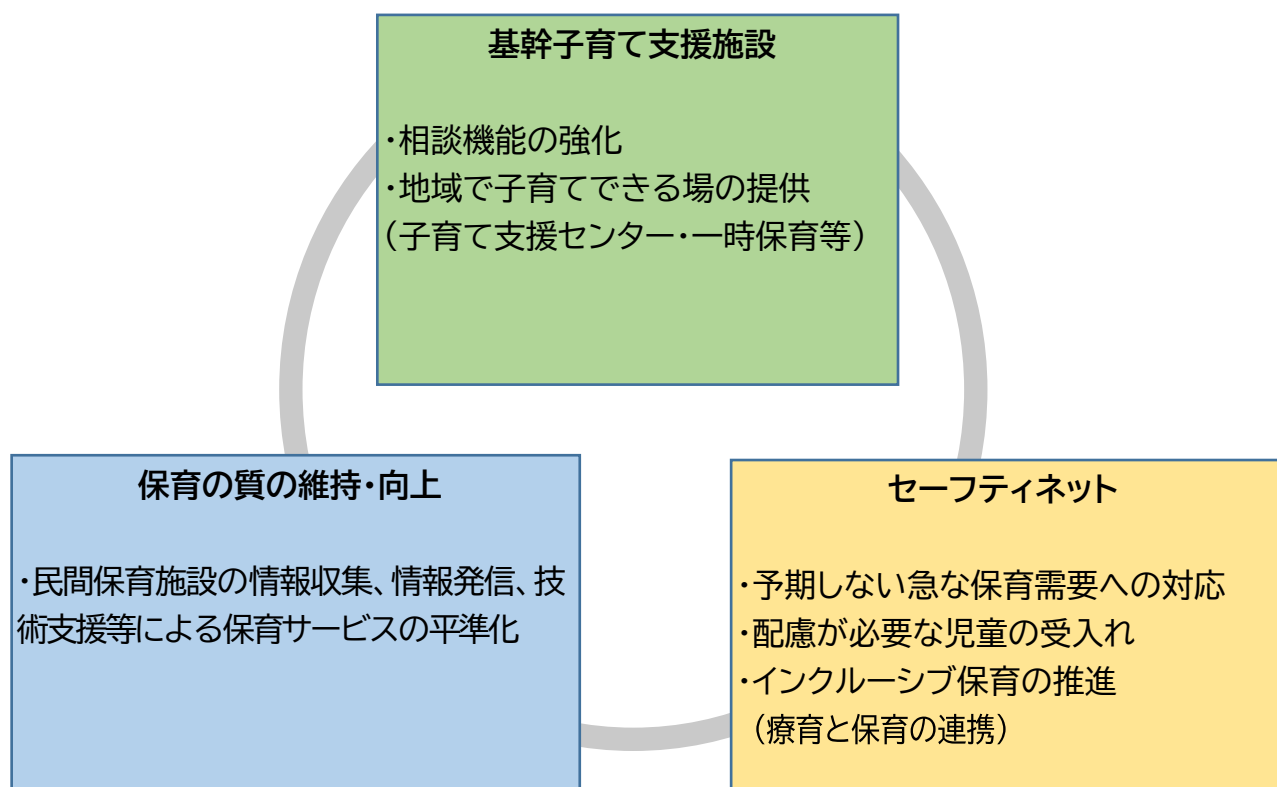
令和11年度以降、旧勤労青少年ホーム跡地に、北保育所と坂田保育所の再編を同規模程度で行います。基幹子育て支援施設として、子育て支援センターを有する施設として、整備します。

【西側基幹子育て支援拠点】

コミュニティ機能、生涯学習機能、子育て支援施設機能を含む公共施設の整備を行います。子育て支援施設機能として、日出谷保育所と子育て支援センター周辺に子ども発達相談支援センターを移転し、児童館等を新設します。将来的にはその時の保育需要を考慮して、日出谷保育所と鴨川保育所との再編を検討します。

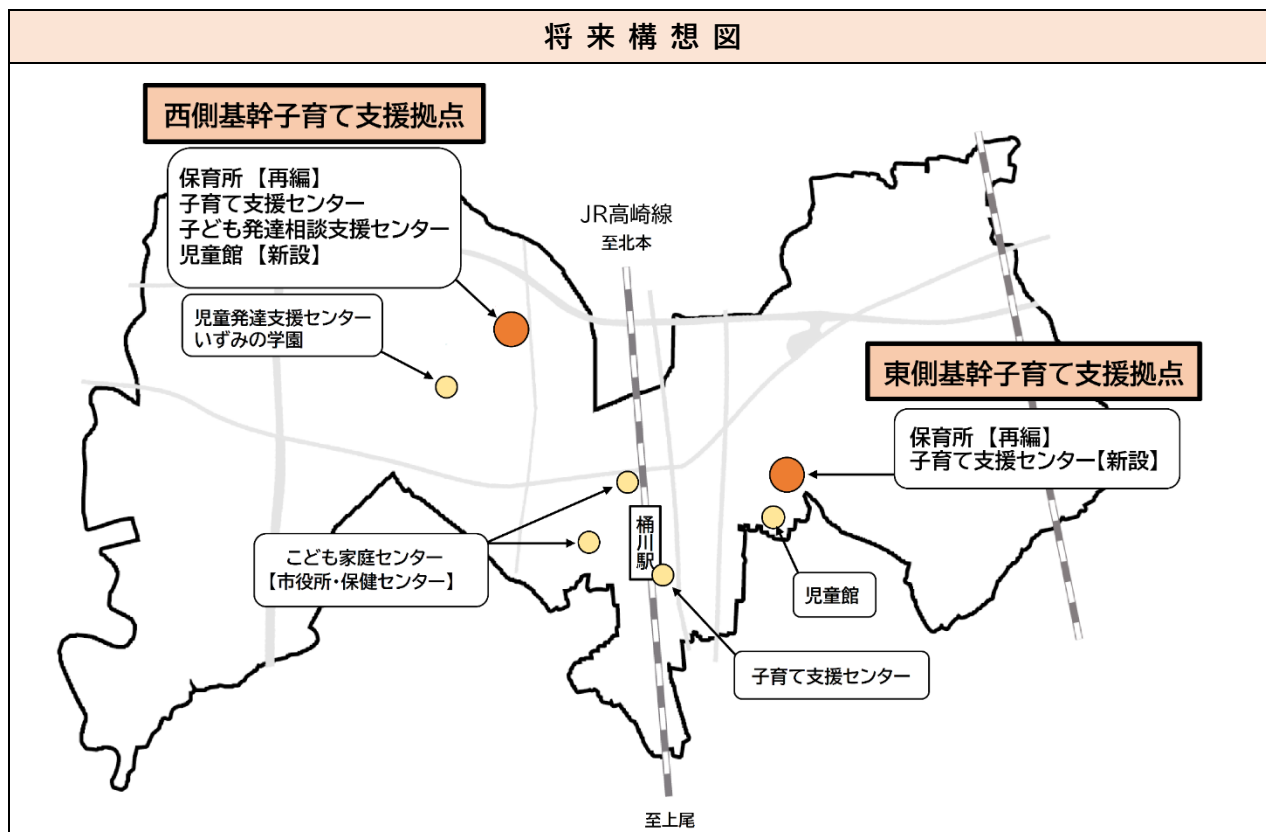
■公立保育所の役割

公立保育所には、子育て支援における地域の中心的な役割として、大きく下記3つの役割が期待されます。



②将来構想

今後の保育所を含めた子育て支援施設の整備方針については、子育て支援の推進を図るため、駅周辺に位置することも家庭センターを中心とし、東側基幹子育て支援拠点、西側基幹子育て支援拠点の整備を検討します。





第4章

施策事業の展開

施策体系

基本目標1 こどもを安心して産み育てられるまちづくり

基本 施策	幼児期の教育・保育の充実	こどもの成長を支えるとともに、保護者の多様な働き方に対応し、全てのこどもが教育・保育を受けることができるよう、保育施設等の量の確保と質の向上に努めます。
	こどもと親の健康の確保と親の育ちの支援	安心してこどもを産み育てられるよう、全てのこどもと子育てをする親の健康を確保し、妊娠、出産、産後、子育てまで、母とこどもの健康づくりや相談・訪問を通じた育児不安の軽減に努めます。
	情報発信と相談体制の充実	こどもや子育て家庭の精神的な不安を和らげるため、必要な情報提供や相談の充実を図ります。

基本目標2 こどもの生きる力を育み個性を伸ばすまちづくり

基本 施策	学校教育の充実	確かな学力、豊かな人間性、健康と体力からなる知・徳・体をバランスよく育てる児童生徒の「生きる力」の育成を図ります。また、こどもを社会全体で育てる環境づくりや、健康教育の推進、地域への愛着など豊かな人間性を育む教育環境づくりなどを進めます。
	居場所づくり	こどもが放課後や休日に安心して過ごせる場や学習・活動の場の整備・充実を行うとともに、情報提供を推進します。
	遊びや体験機会の充実	自己肯定感を育んだり非認知能力を高めるために、遊びの機会や様々な体験の場を提供します。
	学びのフォローアップやキャリア支援の充実	誰もが学習への理解力を高め、さらには将来の希望や夢を持ち、かなえられるよう、学習や進路選択に向けた指導や支援を行います。
	こどものこころとからだが育つための環境づくり	こどもの成長段階に応じたレクリエーションを含む様々な活動の充実を図り、こどもが健やかに成長できる環境の整備に努めます。
	若者のライフステージに応じた支援の充実	豊かな人間性を育む取組と、自立や自己実現に向けた取組を推進します。

基本目標3 こどもの権利が守られ未来へつながるまちづくり

基本 施策	こどもの人権の擁護と人権意識の向上	こどもが社会の一員として尊重され、多様性を認め合える地域を目指し、啓発を行うとともに、社会全体の意識向上を図ります。
	社会参加・意見表明機会の充実	こどもが社会や地域に参画できるよう、気軽に意見を表明できる機会を提供します。
	障害のあるこどもへの支援の充実	障害のあるこどもが安心して地域で生活することができるよう、こどもの特性に応じた教育・保育事業や児童発達支援の場を整備し充実に努めます。
	多様な背景をもつこども・家庭への切れ目のない支援	孤立している、あるいは困難を抱えるこどもや家庭について、必要な支援を行います。
	こどもの貧困に関する取組	こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。
	児童虐待に対する取組	発生予防から早期発見及び早期対応に向けて関係機関との更なる連携を図るとともに、児童虐待が世代を超えて連鎖することのないよう、常にこどもの最善の利益を優先し必要な環境整備を図ります。

基本目標4 みんなでこども・子育てを応援するまちづくり

基本 施策	子育てにやさしい社会づくり	桶川市が子育てしやすい、暮らしやすい地域となるよう、社会環境を整えるとともに、地域社会への啓発を行います。
	安心・安全な環境の整備	こどもと親が安心して外出することができる環境の整備を進めるとともに、こどもを交通事故や犯罪から守る活動の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。
	子育てと仕事の両立支援の充実	子育て当事者が希望どおりに働き、協力してこどもを産み育て、互いに仕事と子育てを両立することができる社会の実現を目指します。
	子育て家庭への経済的支援の充実	安心してこどもを産み育てられるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業の充実に努めます。
	地域における子育て支援の充実	子育て世帯が孤立することのないよう、親子と地域の人々がつながりを持ち、仲間を作りながら楽しく子育てができる環境づくりに努めます。

基本目標1

こどもを安心して産み育てられるまちづくり

重点取組事業について

本計画では、重点的に取り組む事業を定め、各基本目標の達成を図ります。

重点取組事業については事業名に「★」を表記しています。

基本施策(1) 幼児期の教育・保育の充実

父母の就労状況については、父親はフルタイムが大半を占めており、就学前児童の母親はフルタイムが約4割（育休中等含む）、次いでパート・アルバイトが約3割（育休中等含む）、現在働いていない人が約3割となっており、5年前と比較すると、就労している母親の割合が増加しています。

また、現在働いていない母親で今後就労したいと答えた人は約7割となっています。

このような現状をふまえ、こどもの成長を支えるとともに、保護者の多様な働き方に対応し、全てのこどもが教育・保育を受けることができるよう、保育施設等の量の確保と質の向上に努めます。

●主な取組・事業

★…重点取組事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	通常保育事業★	保護者の就労等の理由により、保育を必要とするこどもについて、保護者からの入所申請に基づき、認可保育所や認定こども園等で保育を行います。また、多様化するニーズに対応するとともに、こども一人ひとりの成長を支援するために保育の質の向上を図ります。	保育課
2	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所（園）における通常の保育時間を延長して保育を行います。	保育課
3	一時保育事業	保護者が、就労、急病、冠婚葬祭、リフレッシュなどの理由でこどもを預けたいときに、保育所（園）等で、一時的にこどもの保育を行います。	保育課
4	病児・病後児保育事業	病気やけがをしたとき、あるいはその回復期にある児童を専用の保育室で一時的に保育し、保護者の子育て、就労等の両立を支援します。	保育課
5	だれでも通園制度の検討	市内全体で、全てのこどもの育ちを応援するため、全ての子育て家庭に対して、月一定時間まで就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の実施に向けた取組みを進めてまいります。	保育課
6	保育所整備事業★	公立保育所の役割と、老朽化した施設の整備を検討します。	保育課

基本施策(2) こどもと親の健康の確保と親の育ちの支援

安心してこどもを産み育てられるよう、全てのこどもと子育てをする親の健康を確保し、妊娠、出産、産後、子育てまで、母とこどもの健康づくりや相談・訪問を通した育児不安の軽減に努めます。

●主な取組・事業

★…重点取組事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	こども家庭センター★	こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。	子ども未来課 健康増進課
2	母子健康手帳の交付	こども家庭センター(保健センター)において、妊娠中に役立つ情報の提供や相談に応じながら、母子健康手帳を交付します。必要に応じて、電話や面接、訪問を行い、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えます。	健康増進課
3	妊婦健康診査事業	妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、母子健康手帳交付時に委託医療機関で利用できる妊産婦の健康診査助成券を配布します。(妊産婦健診助成制度) 里帰り出産等で助成券が使用できなかった場合に健診費用を助成します。	健康増進課
4	妊婦歯科検診	う歯や歯周病を早期発見し治療に結びつけることで妊婦の健康の保持増進を図るため、妊娠届出時に歯科健診の案内を配布します。	健康増進課
5	マタニティクラス(母親学級)	母子の心身の健康を保持、増進するために、妊娠、出産、育児に関する講座や相談(交流)会等を実施し、正しい知識の普及と不安の軽減を図ります。	健康増進課
6	育 MEN クラス(父親学級)	父親向けの育児に関する実習等を実施し、正しい知識や技術の普及を図るとともに、参加者同士の交流や地域のつながりづくりの場を提供します。	健康増進課
7	パパママ体験クラス(両親学級)	母子の心身の健康を保持、増進するために、両親向けの育児に関する実習等を実施し、正しい知識や技術の普及と不安の軽減を図ります。	健康増進課
8	産後ケア事業	産後の母子とその家族が健やかな育児ができるように医療機関や助産院等で助産師による心身のケア、育児支援を提供します。宿泊型・デイサービス型・訪問型の3つの支援があります。利用料金の一部を市が負担します。	健康増進課

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	生後4か月までの乳児がいる家庭に、専門職が訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認したり、母親の相談に応じたりする事業です。乳児家庭の孤立化を防ぎ、母親同士の交流の場を情報提供し、乳児の健全な育成環境を整えます。	健康増進課
10	予防接種の実施	感染症の予防を図るため、予防接種法に基づき予防接種を実施します。(任意予防接種助成事業) 予防接種法に基づかない予防接種のうち、市が指定した重篤化しやすい感染症の予防接種費用の一部を助成します。	健康増進課
11	乳幼児健康診査及び相談事業 (4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳3か月児健診、7か月・10か月児相談、1か月児健診助成事業)	乳幼児健康診査の充実のため、発達の遅れや異常の早期発見を行うとともに育児等に関する指導を行い、こどもの健康の保持増進や保護者の育児不安の軽減を図ります。(1か月児健診助成制度) 1か月児健診費用を助成することにより、切れ目のない健康診査の実施体制を確保します。	健康増進課
12	小児救急医療	こどもの急な病気やけがに対応できるよう、埼玉県央広域消防本部と連携し、小児初期救急医療と小児二次救急医療の体制を維持します。	健康増進課
13	栄養相談・食育普及事業(就学前児童)	地域の親子や保育所の在園児等を対象として、マタニティクラス、乳幼児健康診査及び相談事業、子育て支援拠点、保育所等で栄養相談や食育の普及を図ります。また、関係機関と連携しながら、尿ナトリウム比を活用した食育を実施するなど生涯の健康を支える食育を充実させます。	健康増進課 子ども未来課 保育課
14	赤ちゃんサロン	育児の正しい知識の普及と保護者同士の交流を図ることを目的として、生後2か月～6か月のこどもを育てる保護者を対象に駅前子育て支援センター、日出谷子育て支援センターにおいてサロンを開催します。	子ども未来課
15	妊娠や出産への希望の実現支援	こどもを望む人に対し、不妊検査及び不育症検査にかかる費用の助成を行い、次世代育成支援につなげます。	健康増進課
16	親の学習講座	小学校入学前の就学児健康診断や中学校入学前の新入生保護者説明会、PTAの研修会などにおいて、県が作成した「親の学習プログラム」を活用して講座を実施するなど、子育てに関係する学習機会の提供を行います。	生涯学習・ スポーツ推進課
17	家庭教育に関する講演会	「家庭教育に関する講演会」、県が作成した「親の学習プログラム」を活用した講座など、子育てに関係する学習機会をさらに充実させます。	公民館

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
18	幼児・家庭教育セミナー	幼児・小学生の保護者を対象に、「こどもたちの育ち方」「親自身の成長」をテーマとする講座を、セミナー形式を取り入れながら開催します。	公民館
19	妊婦等包括相談支援事業(利用者支援事業)	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を行います。	健康増進課 子ども未来課



「産後ケア事業」ってなに？

産後のお母さんと赤ちゃんの生活を支援するため、病院への宿泊や通所（デイサービス）、助産院への通所、助産師の訪問により、お母さんの心身のケアや授乳、沐浴などの指導や相談が受けられます。

<対象者>

市内に住所があり、産後 1 年以内（宿泊型・デイサービス型は産後 4 か月以内）のお母さんとお子さんで、事業の利用を希望する方

<内 容>

お母さんとお子さんの体調に合わせ、次のサービスが受けられます。

- 授乳や沐浴、スキンケアなどの育児方法のアドバイス
- 乳房のケア（乳房マッサージを含む）
- お子さんの発育や発達の確認
- お母さんの疲労回復のための休息（宿泊型・デイサービス型）

※宿泊型・デイサービス型は上のお子さんと一緒に利用することはできません。

基本施策(3) 情報発信と相談体制の充実

こどもや子育て家庭の精神的な不安を和らげるため、必要な情報提供や相談の充実を図ります。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	利用者支援事業 (子育てコンシェルジュ)	保育所(園)、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援に関する情報を集約し、こどもや保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう必要な情報提供を行います。子育て中の家庭の身近な場所で、育児相談や助言を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整を行います。	子ども未来課
2	桶川市子育てガイドブックの発行	「桶川市子育てガイドブック」を作成し、子育てに関する支援制度や相談窓口、子育てサービスの最新情報を発信します。	子ども未来課
3	多様な媒体による 情報発信の充実	こども・子育て家庭が、どのライフステージや状況においても必要な情報や正しい知識を身に付けられるよう、SNS等の活用も取り入れた効果的でわかりやすい情報発信を図ります。	子ども未来課
4	こどもと家庭なんでも相談	子ども家庭支援員による相談支援により、相談者の声を傾聴するとともに、ニーズ把握を行い必要な社会資源につなげるなど、関係機関との連携により、家庭・育児支援の充実を図ります。	子ども未来課
5	いつでも子育てメール相談	子ども家庭支援員による相談支援により、助言を行うとともに、ニーズ把握を行い必要な社会資源につなげるなど、関係機関との連携による家庭・育児支援の充実を図ります。	子ども未来課
6	ひきこもりに関する 相談窓口の実施	各相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関と連携し、包括的な支援体制を構築します。	障害福祉課 健康増進課
7	教育センター事業	こどものしつけ、学習、学校での友人関係、集団への適応、不登校などの様々な相談に応じます。	学校支援課

基本目標 2

こどもの生きる力を育み個性を伸ばすまちづくり

重点取組事業について

本計画では、重点的に取り組む事業を定め、各基本目標の達成を図ります。

重点取組事業については事業名に「★」を表記しています。

基本施策(1) 学校教育の充実

確かな学力、豊かな人間性、健康と体力からなる知・徳・体をバランスよく育てる児童生徒の「生きる力」の育成を図ります。また、学校と家庭、地域が連携し、様々な主体と協働しながら、こどもを社会全体で育てる環境づくりや、健康教育を推進し、心身の健康の保持、増進を図るとともに、地域への愛着など豊かな人間性を育む教育環境づくりなどを進めます。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	教員の指導力向上事業	こどもたちの学力向上のために、教員の指導力向上と個に応じたきめ細やかな指導に取り組み、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。	学校支援課
2	特別支援教育	障害を理由に、差別をしたり、差別をされたりすることがないように、特別に配慮を要する児童生徒への理解を深め、特別支援教育を充実させるとともに、交流教育の充実を図ります。また、通常の学級に在籍する配慮を必要とする児童生徒への支援の充実を図ります。	学校支援課
3	道徳教育	桶川市道徳教育研修会や学校訪問等の機会を通して、「考え議論する道徳」の授業実践に対し、指導助言を行います。	学校支援課
4	総合的な学習の時間	引き続き地域の高齢者などを講師として招き交流を深めながら、環境、福祉、国際理解など今日的な課題であるテーマに関しても理解を深められるよう実践します。	学校支援課
5	健康教育	運動するこどもとしないこどもの体力の二極化が進んでいることから、全てのこどもたちに運動する習慣を身に付けさせるとともに、バランスのとれた運動能力の向上に取り組めます。	学校支援課
6	防煙健康教育講演会	防煙教室の取組を通して、実施内容や成果の把握に努め、家庭との連携の状況について、情報共有を行います。	学校支援課
7	薬物乱用防止教室	こどもが主体的に自分の健康を守るよう、薬物の使用について各学校で「薬物乱用防止教室」を引き続き開催します。	学校支援課

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
8	食育	「生きる力」を育む「食育」の指導方法についての理解を深め、こどもたちの発達に応じた指導力の向上を図ります。	学校支援課
9	自然学習	感動する心や感謝の心を育むため、直接自然や人と触れ合う体験活動の充実を図ります。	学校支援課
10	性に関する指導	体育科、保健体育科の授業において、体の発育・発達、心身の健康、性感染症等の予防に関する知識を身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、指導します。	学校支援課
11	教育相談事業	思春期から青年期にかけてこどもたちが安心して相談できる体制を整備し、関係機関との連携を図ります。	学校支援課
12	不登校対策事業	不登校については、不登校対策プロジェクトリーダー連絡会議等を通じて、各校の教育相談体制など対策の充実を図ります。また、不登校・ひきこもり相談や、多様な学びの場・支援の仕組みについて紹介します。	学校支援課
13	いじめ防止推進事業	関連する委員会や協議会等を通じ、「いじめ防止対策推進法」、「桶川市いじめ防止等のための基本的な指針」等の内容を周知徹底し、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早期対応を各学校に促すとともに、研修等の充実を図り、いじめ防止への取り組みを推進します。	学校支援課
14	幼・保・小・中の連携事業	「幼・保・小・中教育研究協議会」を開催することにより円滑な接続を図るとともに、地域や家庭と情報交換を行い、ゆとりある子育てができるよう努めます。	学校支援課
15	ICT教育推進事業(新しい時代の学びに対応する教育の推進)	ICTを活用した主体的・対話的で深い学びや、児童生徒の情報活用能力の向上などに取り組めます。	学校支援課 教育総務課
16	小・中学校9年間を見通した一貫性のある学校教育	児童生徒の進路実現に向けた各小・中学校の一貫性のある学習指導の推進及び学校運営研究委員会による情報共有や連携強化を図ります。	学校支援課
17	学校運営協議会の設置事業(コミュニティ・スクール)	各学校の学校運営協議会、コミュニティ・スクール連絡協議会を継続して実施します。	学務課

基本施策(2) 居場所づくり

こどもが放課後や休日に安心して過ごせる場や学習・活動の場の整備・充実を行うとともに、情報提供を推進します。

●主な取組・事業

★…重点取組事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	児童館等整備事業★	18歳未満の全てのこどもの遊びの拠点、居場所として市域の西側に児童館等の子育て支援機能を持った施設を整備します。	子ども未来課
2	児童館事業	18歳未満の地域の全てのこどもの遊び、活動の拠点や居場所として、機能の充実を図るとともに、子育て支援拠点として位置付け、乳幼児の親子に交流の場を提供します。また、地域における世代間交流の促進を図ります。	子ども未来課
3	放課後子供教室(あいあい広場)	学校や地域及び家庭が連携することにより、こどもが地域社会において心豊かで健やかに成長できるよう、市内全小学校において、放課後の安心・安全な居場所となるよう運営していきます。	生涯学習・スポーツ推進課
4	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を確保し、児童の健全育成を図ります。また、「放課後子供教室」との更なる連携を図り、既存の放課後児童クラブの枠組みにとらわれない、放課後及び学校長期休業期間中における児童の居場所の整備を目指します。	保育課
5	子ども食堂等の周知	地域住民や団体により運営されている「子ども食堂」や「フードパントリー」の活動を周知します。 また、こどもが身近な場所で利用できるよう、小学校区に1か所以上の開設を図るため、開催場所の確保等の支援を行います。	子ども未来課
6	学習できる場の充実	公民館の学習室や、図書館の学習スペース、桶川市地域福祉活動センターの個人学習ルームなど、こどもが学習できる環境を整備・周知します。	生涯学習・スポーツ推進課 公民館 (桶川市社会福祉協議会)
7	不登校対策事業	欠席が続く場合や学習生活に不安がある場合に、フリースクールなどの学校以外の学びの場やフリースペース・支援団体の紹介・接続を行います。	学校支援課

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
8	それぞれのニーズに応じた多様な居場所の検討と創出	新たな児童館の整備等、放課後や長期休業中などに子どもがそれぞれのライフステージや用途に応じて、安心、安全に過ごせる居場所づくりを推進します。	子ども未来課



図書館を「もっと」楽しもう！

図書館では、図書や資料の保管・貸出サービスのほかに、児童・青少年向けサービスを様々な形で展開しています。気軽に図書館を利用してみませんか？

【おはなし会】

ボランティアとの協働によりおはなし会を実施しています。読書の楽しさを知るきっかけづくりとして、図書館日より「もりのくまさん」のおすすめ本の紹介や、読んだ本の記録を残せる読書アルバムの配布等も行っています。

【セカンドブック事業】

関係機関と連携したセカンドブック事業（本の贈呈）を推進しています。

【YA コーナー】

青少年（ヤングアダルト）に対するサービスとして、中央図書館と坂田図書館にYAコーナーを設け、その年齢に配慮した読み物や、社会参加への準備に必要な資料を提供しています。

【学習スペース】

自習席を用意しています。

【企画展示】

特集や展示を企画しています。



桶川市立中央図書館



桶川市立坂田図書館
児童図書コーナー

基本施策(3) 遊びや体験機会の充実

自己肯定感を育んだり非認知能力を高めるために、遊びの機会や様々な体験の場を提供します。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	親子等体験講座事業	夏休みなどの長期休暇を中心に、こどもや親子を対象とする講座を企画・開催し、遊びや学び、体験活動の充実を図ります。	公民館
2	公民館等における講座開催	地域や地域住民のニーズをとらえ、様々な学びや地域・世代間の交流、地域課題克服のため、講座を開催します。	公民館
3	桶川市中学生社会体験チャレンジ事業	地域での社会体験や勤労体験を通して、望ましい職業観・勤労観や社会性・自立心を養い、豊かに生きる力を育みます。	学校支援課
4	歴史民俗資料館における体験学習活動	歴史民俗資料館を活用し、こどもが意欲的に学ぶことができるために、企画展示、解説講座、体験事業などの学習事業を行います。	歴史民俗資料館
5	桶川飛行学校平和祈念館における講座等の開催	桶川飛行学校平和祈念館における企画展示や映像上映等の各種講座を実施することで、戦争体験に触れ、平和について考える機会を増やします。	桶川飛行学校 平和祈念館



基本施策(4) 学びのフォローアップやキャリア支援の充実

誰もが学習への理解力を高め、さらには将来の希望や夢を持ち、かなえられるよう、学習や進路選択に向けた指導や支援を行います。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	教育センター事業 (適応指導教室)	教育センター内適応指導教室において学習支援の充実を図ります。	学校支援課
2	教育相談事業 (ことばの教室)	桶川西小学校内の「ことばの教室」に言語聴覚士を配置し、ことばの発達に不安のある児童生徒に対して、専門的な指導を行います。	学校支援課
3	不登校対策事業 (学習支援室)	不登校対策として学習支援室の設置と支援員の配置を行います。	学校支援課
4	日本語指導員の 配置事業	日本語指導が必要な児童生徒が在籍する各小・中学校の状況に応じて、日本語指導員を配置し、日本語指導や学習の支援を行い学校生活への円滑な適応を図ります。	学校支援課
5	進路意識啓発事業	地域の人々との連携による講演会を通して、生徒・保護者の進路意識を啓発し、中学校の進路指導・キャリア教育の推進を図ります。	学校支援課
6	社会的な自立を 促す進路指導・ キャリア教育	特別活動を要とした全教育活動を通して、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、将来の夢や目標を描き、職業や上級学校について学び、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を育みます。	学校支援課



基本施策(5) こどものこころとからだが育つための環境づくり

こどもの成長段階に応じたレクリエーションを含む様々な活動の充実を図り、こどもが健やかに成長できる環境の整備に努めます。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	おけがわ春のふれあいフェスタ	みどり豊かなまちの中で、様々な人と出会い、ふれあい、共に生きることを目指し、桶川市社会福祉協議会(市民ボランティア等)とともにイベントを開催します。	環境対策推進課 生涯学習・ スポーツ推進課 (桶川市社会福祉協議会)
2	こどもの森イベント	こどもが自然の中で遊びながら郷土に愛着をもてるよう、市民緑地を活用し、落葉かき、下草刈り、竹を使った工作などを行います。	環境対策推進課
3	親子環境教室	地球温暖化について考える機会として、小学生以上の親子を対象に体験学習を実施します。	環境対策推進課
4	セカンドブック事業	1年生の児童に本を贈呈することにより、児童自身が本に親しむ環境をつくり、児童の読書活動の推進を図ります。	学校支援課
5	おはなし会	本の楽しさを知るきっかけづくりとして、おはなし会を毎週実施します。その他、季節に応じて、イベントおはなし会も開催します。	生涯学習・ スポーツ推進課
6	「家庭の日」事業	国では、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。その意義、家庭の役割・重要性について再認識するために、桶川市青少年健全育成市民会議が中心となって啓発事業等に取り組めます。	生涯学習・ スポーツ推進課
7	スポーツ教室事業	様々なスポーツを通して、体を動かすことの楽しさを感じてもらうとともに心身の成長を促し、こども同士の交流を図ります。	生涯学習・ スポーツ推進課
8	スポーツ少年団支援事業	地域の学校教育活動外において、スポーツを通し青少年の心身の健全な教育に資することを目的として、スポーツ少年団の活動を支援します。	生涯学習・ スポーツ推進課

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
9	里親制度の普及・啓発事業	埼玉県及び児童相談所と連携し、更なる里親制度の普及・啓発を図ります。	子ども未来課
10	子ども大学あげお・いな・おけがわ	地域の大学や市町村、企業・団体が連携して、こどもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供します。	生涯学習・スポーツ推進課
11	成長段階に応じた命や性に関する教育の充実	自分の体や性のこと、生活習慣病や健康診断の必要性など、自分の体の健康を守ることを学ぶ機会を作ります。	健康増進課 人権・男女共同参画課



基本施策(6) 若者のライフステージに応じた支援の充実

豊かな人間性を育む取組と、自立や自己実現に向けた取組を推進します。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	桶川市民大学	生涯学習の一環として、より豊かな教養を身につけ、自らの生きがいを充実していくため、多様な学習機会の提供の場として、「桶川市民大学」を開講します。	生涯学習・スポーツ推進課
2	ボランティア団体との共催によるパソコン講習	パソコンの基本操作の取得を目的とした初心者講座、ワード基礎講座・エクセル基礎講座等を実施します。	公民館
3	桶川み・ら・い塾 (人財バンク事業)	自分のもっている知識や技術を生かして学習活動を援助できる講座を作成し、提供することで地域の生涯学習の推進を図ります。	生涯学習・スポーツ推進課
4	20歳を祝う会	実行委員会形式で企画・運営し、20歳の門出を祝うとともに、将来の幸福を祈念するための会を開催します。	生涯学習・スポーツ推進課
5	結婚支援 (SAITAMA 出会いサポートセンター事業)	結婚に向けた交流支援(出会い)の充実を図ります。	企画調整課
6	ひきこもりに関する相談窓口の実施(再掲)	各相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、関係機関と連携し、包括的な支援体制を構築します。	障害福祉課 健康増進課
7	若者支援を担う関係機関との連携による就労支援	若者が主体的に自らのライフデザインが描けるよう、ハローワーク・埼玉わかものハローワーク・地域若者サポートステーション・若者自立支援センター埼玉等との連携を図りながら、就職支援や公的職業訓練を推進します。	産業観光課
8	就職情報提供事業	子育てをしている親の再就職のため、職業情報等のパンフレットの配布、相談窓口の紹介を行います。	産業観光課 子ども未来課

基本目標 3

こどもの権利が守られ未来へつながるまちづくり

重点取組事業について

本計画では、重点的に取り組む事業を定め、各基本目標の達成を図ります。

重点取組事業については事業名に「★」を表記しています。

基本施策(1) こどもの人権の擁護と人権意識の向上

こどもが社会の一員として尊重され、多様性を認め合える地域を目指し、啓発を行うとともに、社会全体の意識向上を図ります。

● 主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	子どもの権利条約の普及促進	こどもが社会の一員として尊重されるように「子どもの権利条約」について積極的な学習を進めるとともに、普及・啓発に努めます。そのため、地域住民及び集会所利用団体を主な対象者として、定期的に「成人学級」を実施し、その中で「こどもの人権」について取り上げます。	子ども未来課
2	学校教育における人権教育	道徳・社会科・特別活動を中心に全教育活動において様々な人権課題や子どもの権利について正しく学ぶことで、人権感覚を育み、実践力を養います。	学校支援課
3	多様性の尊重に関する周知啓発	市民の人権意識が高まるよう、啓発を図ります。また、個性や違いを認め合い、多様性を尊重する社会の実現に向けて啓発を図ります。	人権・男女共同参画課



「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」ってなに？

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）は、世界中すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。

子どもの権利条約は、子ども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。

児童の権利に関する条約の4つの原則

- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
- 差別の禁止（差別のないこと）



参照元：日本ユニセフ協会

基本施策(2) 社会参加・意見表明機会の充実

こどもが社会や地域に参画できるよう、気軽に意見を表明できる機会を提供します。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	気軽に意見を表明できる機会の創出	こどもの意見表明の機会を確保するため、庁内に周知を行い、こどもに関係する事業に対し意見の聴取、反映、フィードバックを推進します。 また、意見の聴取方法について、こどもが意見を表明しやすい方法を検討します。	子ども未来課
2	児童館こども会議	児童館を利用する児童により、児童館の運営をテーマに話し合いを行い、児童館の運営についてこどもの意見を取り入れます。	子ども未来課



基本施策(3) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもが安心して地域で生活することができるよう、こどもの特性に応じた教育・保育事業や児童発達支援の場を整備し充実に努めます。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	児童発達支援センター事業	成長、発達に心配のある子どもに対して、通所による専門的な療育指導を行います。また、上日出谷南地区に移転したことから、周囲の幼稚園や保育所との交流について検討します。	児童発達支援センターいずみの学園
2	子ども発達相談支援センター事業	成長、発達に心配のある子どもに対して、通所による専門的な療育を行うとともに、その家族に対する支援を行う児童発達支援の充実に図ります。年少時期の親子教室実施や適切な場所への移転等を検討します。	子ども発達相談支援センター
3	巡回相談と保育所等訪問支援事業	保育所(園)や幼稚園等の集団に在籍し、集団適応が困難な子どもに対し、より適切な関わり方について助言し、地域で安定した生活が過ごせるよう支援の充実に図ります。引き続き子育て支援拠点や放課後児童クラブへの巡回相談を行います。	子ども発達相談支援センター
4	障害児相談支援事業	相談支援専門員の確保に努め、未就学児を中心とし、成長、発達に心配のあるこどもの状況に応じて、障害児支援利用計画書の作成や見直し等を行います。	子ども発達相談支援センター
5	障害児・者相談機関設置推進事業	障害(発達障害、強度行動障害及び高次脳機能障害等を含む)や傷病があるこどもとその家族に対し、サービス提供や関係機関のコーディネート等効果的な支援を行います。 相談内容が複雑化・多様化してきている中で、相談支援専門員の不足や相談支援専門員一人ひとりに求められるスキルの高度化など、人材育成が課題となっています。地域での取組や人材育成に向けて、基幹相談支援センターの役割は重要となることから、その役割を強化していきます。	子ども未来課 障害福祉課
6	障害児通所支援事業	児童福祉法に基づき通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス等)にかかる給付費を支給します。	子ども未来課
7	介護給付事業	障害者総合支援法に基づき、介護給付(児童の居宅介護、児童短期入所、行動支援等)にかかる給付費を支給します。	障害福祉課

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
8	地域生活支援事業	障害のある幼児などが日常生活を容易にするため、一人ひとりのニーズに応じた福祉サービス(障害児・者生活サポート事業、移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業など)の推進に努めます。	障害福祉課



基本施策(4) 多様な背景をもつ子ども・家庭への切れ目のない支援

孤立している、あるいは困難を抱える子どもや家庭について、必要な支援を行います。

●主な取組・事業

★…重点取組事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	ひとり親家庭とその子どもへの伴走支援	手当や給付金等の支給による経済面の支援のほかに、情報提供・相談体制の充実を図り、生活の安定・安心・自立に向けた切れ目のない支援を進めます。	子ども未来課
2	多子世帯への支援	兄弟の年齢に関係なく、生計を一にする世帯に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもから順に2人目の保育料は半額、3人目以降について無料とし、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	保育課
3	ヤングケアラー等への支援★	ヤングケアラーに関する周知の充実を図りながら、早期発見と必要な支援につながるよう関係機関の情報共有・連携強化を図ります。	学校支援課 子ども未来課 障害福祉課 高齢介護課
4	未就園児家庭等への支援	未就園児家庭等の孤立等防止に向けて、未就園児教室の案内や園庭開放を通じて子育ての悩み等を気軽に話せる環境を整えるとともに、「だれでも通園制度」の実施を検討します。	子ども未来課 保育課
5	ひきこもり等に対する支援	障害福祉課をはじめ、上尾・桶川・伊奈圏域にある5か所の委託相談支援事業所や精神障害者家族相談員等が精神保健福祉相談を受け、本人および家族への支援を実施します。	障害福祉課

基本施策(5) こどもの貧困に関する取組

こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備や教育の機会均等を図り、全てのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目指します。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	「こども応援ネットワーク埼玉」事業	貧困の連鎖解消に向けた社会貢献活動を主体的に行う団体・個人を集結するため設立された「こども応援ネットワーク埼玉」の考えに賛同し、経済的に困難な状況にある家庭の支援の充実を図ります。	子ども未来課
2	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているこどもの福祉増進のために、必要な資金を貸付する制度について市が窓口となり、周知を図るとともに、相談スペース等を提供します。	子ども未来課
3	生活困窮者自立支援事業(学習支援教室)	生活保護を受給している世帯、生活に困窮している世帯及びひとり親世帯を対象とし、学習や進路等に関する相談支援、家庭訪問を行い、学力の増進及び将来的な貧困の連鎖防止を図ります。	社会福祉課
4	生活困窮者自立支援事業(住宅確保給付金)	離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当額の給付金を支給します。	社会福祉課
5	就学援助事業	経済的に困難である保護者に対し、本制度を広く周知するとともに、就学費用の援助を引き続き行います。	学務課
6	桶川市入学準備金貸付制度	高等学校・高等専門学校・専修学校・大学(短大・大学院を含む)等への進学を希望しながら経済的理由により進学が困難な生徒の保護者に、入学準備にあたり必要な資金の貸付を行います。	教育総務課

基本施策(6) 児童虐待に対する取組

こどもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期発見及び早期対応に向けて関係機関との更なる連携を図るとともに、児童虐待が世代を超えて連鎖することのないよう、常にこどもの最善の利益を優先し必要な環境整備を図ります。

●主な取組・事業

★…重点取組事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	こども家庭センター★(再掲)	こども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭(妊産婦を含む)の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。	子ども未来課 健康増進課
2	要保護児童対策地域協議会事業	「要保護児童対策地域協議会」を中心とした関係機関による連携及び地域ネットワークを強化し、子ども家庭センターによる包括的な支援により、児童虐待や特定妊婦等の発生予防及び早期発見、早期対応に努めます。	子ども未来課
3	子育て支援講座	児童虐待予防のため、怒鳴らない子育てや体罰によらない子育て等の推進を図るため、講座の企画・開催を行います。	子ども未来課
4	子育て世帯訪問支援事業	子育てに不安や悩みがある家庭やヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援、育児・養育支援を実施することにより、家庭・養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止していきます。	子ども未来課
5	児童虐待防止対策	こども家庭センターや関係機関等との連携を図りながら、児童虐待の防止及び支援の充実を図ります。また、児童虐待については DV と密接に関係することから、DV の防止と支援を行います。 児童虐待と DV の根絶のため、毎年 11 月に双方のシンボルカラーを組み合わせた W リボンキャンペーンを実施し、早期発見・防止に向けた啓発を行います。	人権・男女共同参画課 子ども未来課

基本目標 4

みんなでこども・子育てを応援するまちづくり

重点取組事業について

本計画では、重点的に取り組む事業を定め、各基本目標の達成を図ります。

重点取組事業については事業名に「★」を表記しています。

基本施策(1) 子育てにやさしい社会づくり

桶川市が子育てしやすい、暮らしやすい地域となるよう、社会環境を整えとともに、地域社会への啓発を行います。

● 主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインの推進	誰もが生活しやすく、気軽に外出できるよう、実態に即したユニバーサルデザインによる公共空間の形成を図ります。	障害福祉課 都市計画課 道路河川課
2	こども・子育てにやさしい地域社会の構築	こども・子育て支援に関する施策やこども・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や情報発信を行い、子育て当事者への情報提供や、子育てを社会全体で行うという機運を醸成します。	子ども未来課



基本施策(2) 安心・安全な環境の整備

こどもと親が安心して外出することができる環境の整備を進めるとともに、こどもを交通事故や犯罪から守る活動の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	交通安全教室	市内小学校の児童を対象に、上尾警察署と連携し交通安全教室を実施します。横断歩道の渡り方や自転車の安全な乗り方などを学び、交通事故の発生抑止を図ります。	安心安全課
2	「子ども110番の家」事業	桶川市のPTA連合会の取組である、こどもが危険に遭遇したり、困りごとがあったりしたときに、地域ぐるみでこどもの安全を確保することができる「安心して助けを求め、駆け込める場所」の協力依頼の活動を支援し、登録者数の増加を図ります。	生涯学習・スポーツ推進課
3	道路整備事業	こどもが安全に外出できるよう、通学路の安全確保に重点を置きながら、歩道と車道の分離や道路照明を整備するなどの安全対策を推進します。	道路河川課 安心安全課
4	地域防犯パトロール・児童の見守り活動等の充実	こどもたちが安心・安全に暮らせるように、非行防止キャンペーンによる啓発活動を行うとともに、居住地域内の非行防止巡回活動を実施します。	生涯学習・スポーツ推進課
5	身近な公園の整備	引き続き、公園を安心安全に利用できるように遊具等の維持管理に努め、また、公園施設長寿命化計画に基づき、安心安全な公園施設の運営を図ります。	市街地整備課



市内の身近な公園
(左から順に、「谷津谷遺跡公園」、「城山公園」、「駅西口公園」)

基本施策(3) 子育てと仕事の両立支援の充実

子育て当事者が希望どおりに働き、協力して子どもを産み育て、互いに仕事と子育てを両立することができる社会の実現を目指します。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	ワーク・ライフ・バランス推進事業	男女がともに家庭生活と職業生活等とのバランスのとれたライフスタイルを実現できるよう、埼玉県やハローワークと連携した労働セミナーの開催や、関連パンフレットの配布、相談窓口の紹介などを通じて、事業主や市民にワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発を図ります。	人権・男女共同参画課 産業観光課 子ども未来課
2	就職情報提供事業	子育てをしている親の再就職のため、職業情報等のパンフレットの配布、相談窓口の紹介を行います。	産業観光課 子ども未来課
3	男女共同参画推進事業	性別による固定的な役割分担意識にとらわれない男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画情報誌「かがやき」の発行及び市民対象のセミナーの開催等を引き続き行い、市民の意識啓発を図ります。	人権・男女共同参画課



基本施策(4) 子育て家庭への経済的支援の充実

桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査における「子育て支援に関する行政への要望」では、子育てに関する家庭での経済的負担の軽減を求める声が多い傾向にあるほか、生活状況調査においても、生活困窮の状況にある家庭において様々な生活等への影響が生じていることが明らかとなっています。

安心してこどもを産み育てられるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業の充実に努めます。

●主な取組・事業

★…重点取組事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	子育て世帯応援ギフト事業★	子育て世帯への伴走型支援の一環として、4か月、1歳6か月、3歳3か月時の乳幼児健康診査を受診した際に1万円分の商品券を支給します。	子ども未来課
2	妊婦のための支援給付事業	妊娠期の妊婦に対し5万円、出産後こども一人に対し5万円を支給します。	健康増進課
3	低所得妊婦初回産科受診料助成事業	低所得の妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげることを目的に、妊娠判定のための初回産科受診料の一部を助成します。	健康増進課
4	児童手当支給事業	次世代を担うこども一人ひとりの育ちを支援し、社会全体で応援することを目的に、こどもを養育する家庭等に手当を支給します。	子ども未来課
5	児童扶養手当支給事業	父母の離婚、父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母に一定の障害がある児童を養育している保護者に手当を支給します。	子ども未来課
6	こども医療費支給事業	こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにし、保健の向上と福祉の増進を図るため、こどもの医療費の一部を助成します。	子ども未来課
7	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、その福祉の増進を図るため、保護者や児童の医療費の一部を助成します。	子ども未来課
8	母子家庭等教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座を受講し、修了した場合に経費の一部を支給します。	子ども未来課
9	母子家庭等高等職業訓練促進交付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業支援及び生活安定を促進するため、職業に結びつく資格取得(看護師等)を目的とした養成機関で就学した方に給付金を支給します。	子ども未来課

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
10	幼児教育・保育の無償化	3～5 歳児及び住民税非課税世帯の 0～2 歳児の幼稚園、認可保育所、認定こども園、地域型保育、就学前障害児の発達支援施設、認可外保育施設等の利用料（保育料）の無償化を実施し、保護者の負担を軽減します。	保育課 子ども未来課 児童発達支援センター いずみの学園
11	パパ・ママ応援ショップ優待カード	協賛店舗で提示することにより割引などのサービスが受けられる優待カードを 18 歳までのこども又は妊婦がいる家庭に配付します。	子ども未来課
12	出産育児一時金給付事業	国民健康保険に加入している被保険者に、出産一時金を支給します。	保険年金課
13	国民健康保険税の多子世帯減免	国民健康保険に加入している被保険者のうち 18 歳未満（満 18 歳に達した最初の 3 月 31 日までの間を含む）が 2 人以上いる世帯で、第 2 子目以降の方の国民健康保険税の減免を実施し、子育て世帯の負担の軽減を図ります。（ただし、国民健康保険税が賦課限度額に達している世帯については対象外となります。）	保険年金課
14	産前産後期間の国民健康保険税軽減	国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後期間の 4 か月分（多胎の場合は 6 か月分）の国民健康保険税が軽減されます。届出が必要となるため対象者への周知を図ります。	保険年金課
15	未就学児の国民健康保険料軽減	未就学児（小学校入学前のこども）の保険税の均等割額について 2 分の 1 が軽減されます。	保険年金課
16	産前産後期間の国民年金保険料免除	国民年金第 1 号被保険者の産前産後免除期間の 4 か月分（多胎の場合は 6 か月分）の国民年金保険料が免除されます。申請が必要となるため対象者への周知を図ります。	保険年金課

基本施策(5) 地域における子育て支援の充実

子育て支援施設等については、桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査等において様々な要望が挙がっています。

核家族化の進行等により、子育て世帯が孤立することのないよう、親子と地域の人々がつながりを持ち、仲間を作りながら楽しく子育てができる環境づくりに努めます。

●主な取組・事業

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
1	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、児童館等)	乳幼児とその保護者を対象に親子が交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行います。 また、地域における子育て支援を充実するため、新たな地域子育て支援拠点事業の整備を検討します。	子ども未来課
2	子育て援助活動事業(ファミリー・サポート・センター)	地域全体で子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、援助活動の担い手の確保を図ります。	子ども未来課
3	子育てサークルの支援事業	こども会や子育てサークル等に、活動場所や情報を提供し、地域における子育て支援の充実を図ります。また、子育てサークル等の代表者による情報交換活動を支援し、ネットワークづくりを推進します。	子ども未来課
4	世代間交流事業	保育所や児童館などで、地域や社会福祉協議会等と連携し、世代間交流ができるような行事を実施します。	子ども未来課
5	地域交流事業(あそぼう会)	保育所の在園児と地域のこどもの交流をとおして、地域の親子の支援につながるよう、公立保育所で、保育士がリズム体操や季節ごとの遊びなどを提供します。	保育課
6	地域子育て支援事業(園庭開放)	子育て中の親子が地域の人々とつながりを持てるよう、公立保育所の園庭を開放し自由に遊べる場を提供します。	子ども未来課
7	自治会活動支援事業	地域のこども会を含めた自治会に対する支援として、以下の助成を継続して行います。 ・自治会館の整備 ・自治会館の賃借補助 ・コミュニティ備品購入	自治振興課
8	協働推進提案事業	地域が抱えるこどもや子育てを含めた様々な課題に対し、事業をとおして市民と市が協力し、課題解決に取り組みます。	自治振興課

	事業名	方策(事業)の内容	担当部署
9	市民活動支援事業	地域住民の活動の促進を図り、地域の人材を育成するため、市民活動サポートセンターと桶川市社会福祉協議会が連携し、市民団体の育成及び支援を行います。	自治振興課
10	居場所の提供	市内4公民館のリニューアルにあたり設けたラウンジなどにおいて、こどもたちを含めた部屋利用以外の市民の居場所を提供します。	公民館



子育て支援センターの様子

**第5章
子ども・子育て
支援事業計画**

1 教育・保育等の量の見込みについて（概要）

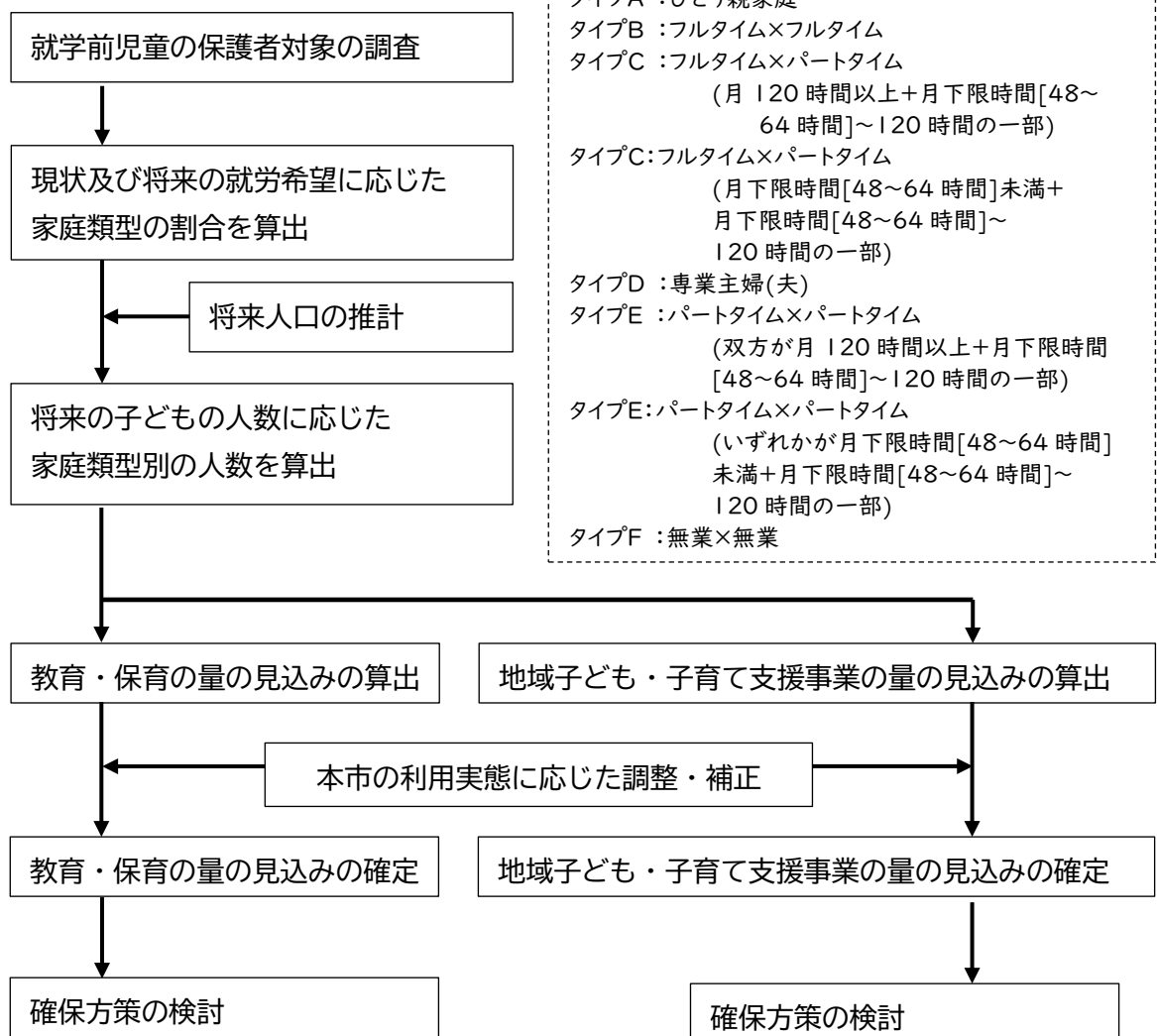
推計の手順

教育、保育の量の見込みの算出にあたっては、国が示す以下の算定手順に即して推計を行いました。

具体的には、国が示した「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（改訂版 Ver2、令和 6 年 10 月）の手順で推計を行いました。その上で、実際の利用状況等を考慮した調整等を行いました。これは、国の手順書では「自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能」と記載されているためです。

国の推計手法の概要は以下のとおりです。

図 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計の流れ



2 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

令和5年度までの法定事業の確保状況は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育事業の確保方策

単位：人

事業名			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和5年度 目標達成度
教育事業	3～5歳	目標確保数	1,510	1,510	1,430	1,430	1,430	98.6%
		実績確保数	1,510	1,510	1,420	1,410		
保育事業		目標確保数	1,257	1,257	1,394	1,394	1,394	94.8%
		実績確保数	1,199	1,199	1,284	1,321		
	2号認定	3～5歳	目標確保数	646	646	726	726	100.0%
		実績確保数	603	603	639	726		
	3号認定	0歳	目標確保数	114	114	123	123	100.0%
			実績確保数	114	106	123		
		1～2歳	目標確保数	497	497	545	545	100.0%
			実績確保数	482	490	523	545	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策

事業名		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和5年度 目標達成度
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	目標確保数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	100.0%
	実績確保数	1か所	1か所	1か所	1か所		
時間外保育事業 (延長保育事業)	目標確保数	660	660	660	660	660	100.0%
	実績確保数 (利用者数)	660	660	660	660		
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	目標確保数	714	751	781	781	781	107.0%
	実績確保数	744	796	836	836		
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	目標確保数	—	—	—	—	—	—
	実績確保数	—	—	—	—	—	
乳児家庭全戸訪問事業 (こにちは赤ちゃん訪問事業)	目標確保数	477	472	468	464	461	—
	実績確保数 (利用者数)	409	429	361	387		
養育支援訪問事業及び要保護児童 対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する 事業	目標確保数	—	—	—	—	—	—
	実績確保数	—	—	—	—	—	
地域子育て支援拠点事業	目標確保数	6か所	6か所	6か所	6か所	7か所	100.0%
	実績確保数	6か所	6か所	6か所	6か所		
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の預かり 保育)	目標確保数	40,000	40,000	39,000	39,000	39,000	112.8%
	実績確保数 (利用者数)	46,000	40,000	40,200	44,000		
一時預かり事業 (幼稚園の預かり保育以外)	目標確保数	7,485	8,516	9,547	10,578	11,609	—
	実績確保数 (利用者数)	5,994	6,332	7,565	7,323		
病児・病後児保育事業	目標確保数	976	976	976	976	976	99.6%
	実績確保数	972	972	968	972		
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セ ンター事業)	目標確保数	686	686	686	686	686	—
	実績確保数 (利用者数)	795	1,287	1,408	1,189		
妊婦健康診査事業	目標確保数	5,781	5,709	5,636	5,599	5,551	—
	実績確保数 (利用者数)	4,984	4,993	4,172	4,498		

3 将来のこどもの人数の推計

将来のこどもの人数については、市の将来人口推計の方向性を参照しつつ、令和6年の常住人口をもとに、コーホート要因法にて推計を行いました。

表 本市の将来推計人口 (人)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	424	423	419	416	411
1歳	452	445	443	440	436
2歳	461	457	449	448	445
3歳	461	465	460	453	452
4歳	450	464	469	465	457
5歳	518	454	469	474	469
6歳	500	522	457	471	476
7歳	576	503	526	459	473
8歳	554	578	505	527	460
9歳	554	556	580	506	529
10歳	624	556	557	581	508
11歳	591	625	556	558	582
合計	6,165	6,048	5,890	5,798	5,698

4 教育・保育提供区域の設定

本市では、児童人口の推計や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、市全域を1つの提供区域として設定します。

5 教育・保育の量の見込み

① 1号、2号、3号認定とは

子ども・子育て支援給付のうち、こどものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前のこどもについては、3号認定は満3歳未満のこども、2号認定は満3歳以上のこどもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

教育・保育給付の認定区分は以下のとおりです。

表 教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者	保育必要量	給付を受ける施設・事業
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの〔子ども・子育て支援法第19条第1項第1号〕	教育標準時間	幼稚園
			認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所
			認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所
			認定こども園
			小規模保育等

資料：こども家庭庁

② 1号、2号認定の推計（3～5歳）

1号、2号認定については、国の推計手法で推計した結果、実績との乖離が大きいため、令和6年の実績値をもとに補正を行いました。

こどもの人数は、将来的にはやや減少が見込まれるものの、教育・保育に関する需要はより高くなると想定されるため、1号、2号とも微減となっています。

既存の教育・保育施設を活用することにより、量が確保できると見込まれます。

■ 3～5歳児の教育・保育 量の見込みと確保方策(人) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	1,472	1,435	1,449	1,441	1,428
1号認定	827	801	809	804	797
2号認定	645	634	640	637	631
確保方策②	1,960	1,960	1,960	1,960	1,960
1号認定	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275
2号認定	685	685	685	685	685
差②－①	488	525	511	519	532
1号認定	448	474	466	471	478
2号認定	40	51	45	48	54

③ 3号認定の推計

3号認定については、国の示す手順で推計を実施した上で、本市の実際の利用実績に応じた補正を行いました。

こどもの人数は、将来的にはやや減少が見込まれるものの、保育に関する需要はより高くなると想定されるため、ほぼ横ばいが予測されます。

既存の保育施設を活用することにより、量が確保できると見込まれます。

■ 0～2歳児の保育 量の見込みと確保方策(人) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	554	553	550	543	539
0歳	92	92	91	90	89
1歳	216	212	212	210	208
2歳	246	249	247	243	242
確保方策②	617	592	592	592	592
0歳	107	99	99	99	99
1歳	234	227	227	227	227
2歳	276	266	266	266	266
差②－①	63	39	42	49	53
0歳	15	7	8	9	10
1歳	18	15	15	17	19
2歳	30	17	19	23	24

6 地域子ども・子育て支援事業の見込み

① 利用者支援事業

1 本市における事業名	桶川市こども家庭センター 子育てコンシェルジュ
2 事業の概要	・桶川市こども家庭センター 母子保健と児童福祉が連携・協働して、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供します。 ・子育てコンシェルジュ 教育・保育施設や地域の子育て支援に関する情報を集約し、保護者が適切にサービスを選択し、利用することができるよう必要な情報提供を行います。また、利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。
3 確保方策の考え方	利用者支援事業は、引き続き市内に1か所とします。

■ 利用者支援事業 量の見込み ■

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	か所数	1	1	1	1	1
確保方策②	か所数	1	1	1	1	1
差③(②-①)	か所数	0	0	0	0	0

② 時間外保育事業

1 本市における事業名	延長保育事業
2 事業の概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所における通常の保育時間を延長して保育を行います。
3 確保方策の考え方	時間外保育事業(延長保育事業)は、こどもの人数が今後微減することを受けて、若干減少します。 既存の保育施設を活用することにより、量が確保できると見込まれます。

■ 延長保育事業 量の見込みと確保方策(人) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み 利用児童数/月 ①	657	643	644	640	634
確保方策②	694	694	694	694	694
差③(②-①)	37	51	50	54	60

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

1 本市における事業名	放課後児童クラブ
2 事業の概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。
3 確保方策の考え方	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、令和7年度は低学年ではアンケートから把握した潜在需要を一定の比率で加算しています。その後はこどもの人数が今後微減することを受けて、量の見込みを上回る形で確保方策を設定しました。

■ 放課後児童健全育成事業 量の見込みと確保方策(人) ■

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
み ① 量 の 見 込	低学年	559	566	525	515	498
	高学年	313	316	312	298	281
	合計	872	882	837	813	779
確保方策②		876	886	886	886	886
差③(②-①)		4	4	49	73	107

④ 子どもショートステイ（子育て短期支援）事業

1 本市における事業名	子育て短期支援事業（ショートステイ）
2 事業の概要	保護者が疾病や育児疲れ等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる施設で養育を行います。
3 確保方策の考え方	現在実施していない事業です。 一定のニーズが存在することを踏まえ、広域利用の観点も含め、近隣市町村と連携をしながらショートステイ及びトワイライトステイの実施を検討します。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

1 本市における事業名	こんにちは赤ちゃん訪問事業
2 事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭に、保健師及び訪問員が全戸訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認するほか、母親の相談に応じます。
3 確保方策の考え方	地区担当保健師や助産師等の専門職の訪問員で実施します。 本事業は出産する人全員への提供を行うことから、確保方策は量の見込みと同等と設定しました。

■ 乳児家庭全戸訪問事業 量の見込み(人) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	395	394	391	388	383
確保方策②	395	394	391	388	383
差③(②-①)	0	0	0	0	0

⑥ 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

1 本市における事業名	要保護児童対策地域協議会実務者会議
2 事業の概要	桶川市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関の職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性の強化とネットワーク機関の連携強化を図ります。
3 確保方策の考え方	要保護児童対策地域協議会については、過去の対象児童数から今後対象となるこどもの人数を見込み、確保方策を設定しました。

■ 要保護児童対策地域協議会 量の見込みと確保方策(人) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	171	168	166	163	161
確保方策②	171	168	166	163	161
差③(②-①)	0	0	0	0	0

⑦ 地域子育て支援拠点事業

1 本市における事業名	地域子育て支援拠点事業
2 事業の概要	乳幼児とその保護者を対象に、親子が交流を行う場所を提供し、子育てに関する相談や情報提供を行います。
3 確保方策の考え方	地域子育て支援拠点事業は、現在6か所で実施していますが、国が示す手順に即して推計を行った結果、令和11年度には33,217人回と設定しました。確保方策として、令和11年度に8か所に拡充の上、実施していきます。

■ 地域子育て支援拠点事業 量の見込み(人回) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	34,383	34,050	33,748	33,542	33,217
確保方策②	17,128	17,828	18,528	19,228	32,600
	6か所	6か所	6か所	6か所	8か所
差③(②-①)	▲17,255	▲16,222	▲15,220	▲14,314	▲617

⑧ 一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育)

1 本市における事業名	一時預かり事業(幼稚園在園児対象の預かり保育)
2 事業の概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育(保育)します。
3 確保方策の考え方	本事業は、国が示す手順に即して推計を行った結果、乖離が見られたため実態に応じて補正を行い、令和11年度には50,050人日と設定しました。

■ 一時預かり事業(幼稚園在園児) 量の見込み(人日) ■

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	計	51,938	50,300	50,813	50,525	50,050
	1号	5,918	5,730	5,792	5,762	5,706
	2号	46,020	44,570	45,021	44,763	44,344
確保方策②		51,000	51,000	51,000	51,000	51,000
差③(②-①)		▲938	700	187	475	950

* 1号利用：教育のみ利用で、不定期に預かり保育を利用する

* 2号利用：就労等で保育の必要性ありだが、幼稚園の預かり保育を定期的に利用することで対応

⑨ 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）

1 本市における事業名	一時保育事業
2 事業の概要	全ての0～5歳児を対象とし、保護者の事情により一時的に子どもを預けることができます。
3 確保方策の考え方	本事業は、国が示す手順に即して推計を行った結果、過大であったため、アンケートの結果をもとに補正を行い、令和11年度には7,912人日と設定しました。 見込みに対し、確保数が不足していることから、確保に向けた取り組みを実施し、各年度ごとに確保数の拡大を図ります。

■ 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）量の見込み（人日） ■

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①		8,188	8,109	8,041	7,998	7,912
確保方策②	保育所等	5,122	5,010	5,010	5,010	5,010
	ファミサポ	2,333	2,438	2,543	2,647	2,752
	計	7,455	7,448	7,553	7,657	7,762
差③(②-①)		▲ 733	▲ 661	▲ 488	▲ 341	▲ 150

⑩ 病児・病後児保育事業

1 本市における事業名	病児・病後児保育事業
2 事業の概要	子どもが病気又は病気回復期のため、集団保育等が困難な時期に病院や保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に看護・保育を行います。
3 確保方策の考え方	本事業は、国が示す手順に即して推計を行った結果、令和11年度には274人日を見込んでいます。 実施施設は1か所で、一日当たりの定員は4名となっており量の見込みに対し確保数は充足しています。

■ 病児・病後児保育事業 量の見込みと確保方策（人日） ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	284	278	278	277	274
確保方策②	976	976	976	976	976
差③(②-①)	692	698	698	699	702

⑪ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

1 本市における事業名	ファミリー・サポート・センター事業
2 事業の概要	小学生までの子どもがいる家庭を対象とした事業です。育児の援助を受けたい保護者（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（協力会員）が会員登録をし、提供会員が依頼会員に対して子どもの預かり等、育児の手助けを行います。
3 確保方策の考え方	量の見込みは、こどもの人数が今後微減することを受けて、若干減少すると設定しています。多様な援助の依頼に対応するため、引き続き援助活動を担う会員の確保を図ることから、確保方策は量の見込みを上回る人日で設定しています。

■ 子育て援助活動支援事業 量の見込みと確保方策(人日) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	625	615	580	567	552
確保方策②	2,077	2,170	2,263	2,356	2,449
差③(②-①)	1,452	1,555	1,683	1,789	1,897

⑫ 妊婦健康診査事業

1 本市における事業名	妊婦健康診査
2 事業の概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、1人あたり14回分の妊婦健康診査の費用を一部助成します。
3 確保方策の考え方	本事業の量の見込みは、対象となる人の人数が今後微減することを受けて、若干減少すると設定しました。その結果、令和11年度には5,460人回を見込んでいます。

■ 妊婦健康診査事業 量の見込み(人・人回) ■

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	対象者数	402	401	398	396	390
	健診回数	5,628	5,614	5,572	5,544	5,460
確保方策②	対象者数	402	401	398	396	390
	健診回数	5,628	5,614	5,572	5,544	5,460
差③(②-①)	対象者数	0	0	0	0	0
	健診回数	0	0	0	0	0

⑬ 子育て世帯訪問支援事業（新設）

1 本市における事業名	子育て世帯訪問支援事業
2 事業の概要	本事業は、令和4年の児童福祉法改正により新設され、令和6年4月から地域子ども、子育て支援事業として開始されたものです。本市においては養育支援訪問事業から移行し、令和6年度より事業を開始しています。 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。
3 確保方策の考え方	本事業の量の見込みは、対象となる人の人数を見込み設定しています。

■ 子育て世帯訪問支援事業 量の見込みと確保方策(人) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	180	180	180	180	180
確保方策②	180	180	180	180	180
差③(②-①)	0	0	0	0	0

⑭ 児童育成支援拠点事業（新設）

1 本市における事業名	—
2 事業の概要	本事業は、令和4年の児童福祉法改正により新設され、令和6年4月から地域子ども、子育て支援事業として開始されたものです。 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とした事業です。
3 確保方策の考え方	現在実施していない事業です。今後必要に応じ実施を検討します。

⑮ 親子関係形成支援事業（新設）

1 本市における事業名	—
2 事業の概要	本事業は、令和4年の児童福祉法改正により新設された項目で、令和6年4月から地域子ども、子育て支援事業として開始されたものです。 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。
3 確保方策の考え方	現在実施していない事業です。今後必要に応じ実施を検討します。

⑯ 妊婦等包括相談支援事業（新設）

1 本市における事業名	妊婦等包括相談支援事業
2 事業の概要	本事業は、伴走型相談支援として妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。 本市では、出産・子育て応援事業として、出産・子育て応援給付金（令和7年度から妊婦のための支援給付事業に移行）と一体的に実施してきた伴走型相談支援について、令和7年度より本事業として位置付け実施します。
3 確保方策の考え方	本事業は、当面の間、ほぼ横ばいを見込んでおり、量の見込みに応じた確保方策を設定します。

■ 妊婦等包括相談支援事業 量の見込みと確保方策(回) ■

		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	妊娠届出数	402	401	398	396	390
	面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施 合計回数①	1,206回	1,203回	1,194回	1,188回	1,170回
	確保方策②	1,206回	1,203回	1,194回	1,188回	1,170回
	差③(②-①)	0	0	0	0	0

⑪ 乳児等通園支援事業（新設）

1 本市における事業名	誰でも通園制度
2 事業の概要	保育所などの施設において、満3歳未満の児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに、当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
3 確保方策の考え方	本事業は、当面の間、ほぼ横ばいを見込んでおり、令和8年度より、量の見込みに応じた確保方策を設定します。

■ 乳児等通園支援事業 量の見込みと確保方策 0歳児(人/月) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	—	8	8	8	8
確保方策②	—	8	8	8	8
差③(②-①)	—	0	0	0	0

■ 乳児等通園支援事業 量の見込みと確保方策 1歳児(人/月) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	—	14	14	14	14
確保方策②	—	14	14	14	14
差③(②-①)	—	0	0	0	0

■ 乳児等通園支援事業 量の見込みと確保方策 2歳児(人/月) ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み①	—	10	10	10	9
確保方策②	—	10	10	10	10
差③(②-①)	—	0	0	0	1

⑱ 産後ケア事業（新設）

1 本市における事業名	産後ケア事業
2 事業の概要	本事業は、産後のケアを必要としている母子に対して、原則7日以内に心身のケアや育児のサポートを行う事業です。 医療機関等への日帰り又は宿泊や、利用者の自宅において、助産師等からの指導及び支援が受けられるサービスを実施します。
3 確保方策の考え方	本事業は、当面の間、ほぼ横ばいを見込んでおり、量の見込みに応じた確保方策を設定します。

■ 産後ケア事業 量の見込みと確保方策（人日） ■

	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み①	51	51	51	51	51
確保方策②	51	51	51	51	51
差③(②-①)	0	0	0	0	0

7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上

① 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した乳幼児や家庭等で外国語を使用する乳幼児が利用する各施設の状況に応じた支援を検討します。

② 幼児教育・保育等の質の確保及び向上について

幼児教育・保育等の質の確保及び向上を図るため、以下の取組を行います。

ア 幼稚園・保育所と小学校等との円滑な接続の推進

幼稚園・保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と小学校教師との連携を充実します。

イ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭等に対する研修の充実等による資質向上

幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るため、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、研修等や自己評価の取組を進めます。

あわせて、職員の資質向上のための取組のため、研修の受講促進を図ります。

ウ 適切な監査等の実施

法令に基づき実施する監査については、県と連携を図りながら教育・保育の質の向上を図ることが出来るよう、適切な監査等を行います。



第6章 計画の推進体制

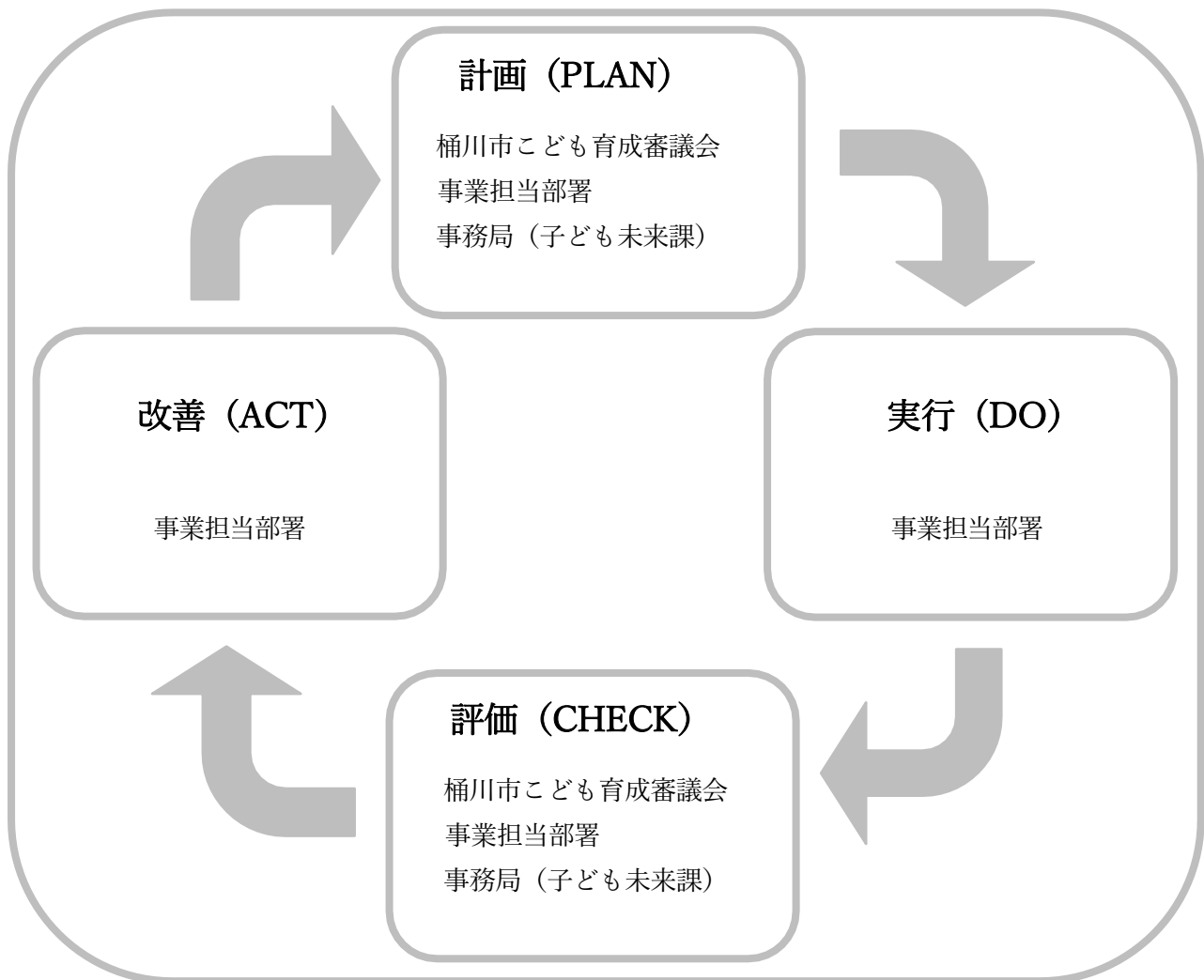
1 計画の推進体制

本計画の推進については、行政だけではなく、家庭をはじめ、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校、地域、企業等と様々な分野との関わりが必要となっています。子育て支援に係る諸機関と連携・協働をしながら、計画の着実な推進に取り組んでいきます。

2 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、進行管理体制図に基づき、「桶川市こども育成審議会」において、本計画の進捗状況等について報告し、点検・評価を受けるとともに、その結果や内容を施策の見直し等に反映させることとします。

また、進捗状況や点検・評価を行った結果については、毎年度ホームページ等で公表を行います。





資料編

1 計画策定の経過

日 程		内 容
令和5年度	11月2日	庁内検討委員会
	12月7日	令和5年度第2回桶川市こども育成審議会
	1月16日～2月2日	桶川市こども・子育て支援に関するニーズ調査実施
令和6年度	5月30日	庁内検討委員会
	6月25日	令和6年度第1回桶川市こども育成審議会
	6月27日～7月19日	子どもの生活状況調査実施
	8月5日	庁内検討委員会
	8月19日	令和6年度第2回桶川市こども育成審議会
	9月4日～20日	高校生ウェブアンケート実施
	9月18日・19日・27日	就学前児童ヒアリング実施
	10月15日	庁内検討委員会
	10月21日	令和6年度第3回桶川市こども育成審議会
	10月29日～11月1日	事業者・団体ヒアリング実施
	11月20日	庁内検討委員会
	11月28日	令和6年度第4回桶川市こども育成審議会
	12月18日～1月16日	パブリック・コメント実施
	1月27日	庁内検討委員会
	2月7日	令和6年度第5回桶川市こども育成審議会

2 桶川市こども育成審議会委員名簿

(◎は会長、○は副会長) (敬称略)

団体・機関等		所属	氏名			
学識	知識経験者	(公社) 埼玉県社会福祉士会	◎田口 伸			
	認可保育施設	メリーポピンズ桶川ルーム	千葉 彩華			
子育て運営機関	私立幼稚園	桶川市私立幼稚園協会	関口 瑞代			
	放課後子供教室	放課後子供教室事業運営協議会	市田 清 (令和6年7月31日まで)	湯浅 哲朗 (令和6年8月1日から)		
	子育て支援団体	生活協同組合コープみらい・子育て支援拠点	植竹 賢秀			
	市内企業	埼玉ヤクルト販売(株)	岡田 一美			
	校長会	桶川市小中学校校長会	赤羽 広美			
公的機関	児童相談所	中央児童相談所	大木 正仁 (令和6年6月24日まで)	猪野塚 将 (令和6年6月25日から)		
	警察署	上尾警察署	長谷部 由佳 (令和6年10月20日まで)	長谷川 繁 (令和6年10月21日から)		
	保健所	鴻巣保健所	薮島 麻弓			
	社会福祉協議会	桶川市社会福祉協議会	佐藤 圭			
	保育所連合会	桶川市保育所父母の会連合会	高橋 富美枝 (令和6年6月24日まで)	岩男 みほ (令和6年6月25日から)		
保護者団体	学童保育連合会	桶川市学童保育連合会	後藤 かす美 (令和6年6月24日まで)	花井 玲子 (令和6年6月25日から)		
	PTA 連合会	桶川市 PTA 連合会	小林 佳奈 (令和6年6月24日まで)	土館 由実 (令和6年6月25日から)		
	障害児団体	いずみの学園OB会	中村 春枝 (令和6年7月31日まで)	原島 祥子 (令和6年8月1日から)		
	民生委員	桶川市民生委員・児童委員協議会主任児童委員	関根 菜穂子 (令和6年6月24日まで)	江湖 加代子 (令和6年6月25日から令和7年2月3日まで)	鈴木 昌美 (令和7年2月4日から)	
市民	公募		○吉村 史朗 (令和6年7月31日まで)		○野頭 國郎 (令和6年8月1日から)	
	公募		助川 晋一郎 (令和6年7月31日まで)		岩田 俊浩 (令和6年8月1日から)	

3 桶川市こども育成審議会条例

○桶川市こども育成審議会条例

平成17年3月29日

条例第16号

改正 平成17年6月27日条例第27号

平成20年3月28日条例第8号

平成25年6月26日条例第26号

平成30年3月29日条例第1号

(設置)

第1条 次世代を担う子どもたちが、健やかに育つ社会の形成に寄与するため、桶川市こども育成審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援等に関する事項について調査審議すること。
- (2) 桶川市次世代育成支援行動計画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定により、同項各号に掲げる事務を処理すること。

(平成25条例26・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、知識経験者、関係団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するように努めるものとする。

(平成25条例26・一部改正)

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。

(意見聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(平成17条例27・平成20条例8・平成30条例1・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(桶川市保育所等運営審議会条例の廃止)

2 桶川市保育所等運営審議会条例（平成11年桶川市条例第9号）は、廃止する。

附 則（平成17年条例第27号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第26号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

4 用語解説

【 あ行 】

1号(教育標準時間認定)(p.86、93、94、99)

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。

インクルーシブ保育(p.48、51、58)

障がいの有無に関わらず、全ての子どもが一緒に保育を受け、その環境や関わりにおいて、子どもを分け隔てなく包み込む(include)状態での保育のこと。

【 か行 】

学校運営研究委員会(p.67)

市内小中学校の教務主任、主幹教諭が学校の教育課程の編成、学力向上に向けた協議や研修を行う委員会のこと。

教育・保育施設(p.48、94、96)

幼稚園(未移行幼稚園を除く)・認定こども園・保育所(園)のこと。

強度行動障害(p.77)

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

合計特殊出生率(p.10)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

高次脳機能障害(p.77)

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものであり、具体的には、「会話がうまくかみ合わない」、「段取りをつけて物事を行うことができない」等の症状があげられる。

コホート要因法(p.92)

基準年の人口をベースとして、「自然増減」（出生と死亡）及び「社会移動」（転出入）の人口変動要因について、年齢階級（コホート）ごとに生残率、移動率、子ども女性比、0-4歳性比を仮定し、将来人口を求める方法。

こども基本法(p.2、3、54)

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

子ども食堂(p.34、48、68)

地域の人々が主体となり運営し、こどもが安心して利用することができる無料または低額の食堂のこと。

こども大綱(p.2、54)

こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱のこと。

子どもの権利(p.37、38、54、75)

「児童の権利に関する条約」p.75をご参照ください。

こどもまんなか社会(p.2)

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

【 さ行 】

3号(保育認定)(p.13、93、95)

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

ジェンダー(p.50)

生物学的な男女差のことではなく、女らしく、男らしくというような社会的・文化的につくられた性差のこと。

次世代育成支援対策推進法(p.2)

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された10年間の時限立法（令和6年改正により令和17年3月31日まで延長）。この法律に基づき、国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。

児童虐待(p.16、55、56、60、81)

身体的虐待、心理的虐待（言葉によるおどしや無視）、ネグレクト（育児放棄・怠慢）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。

児童の権利に関する条約(p.54、75)

18歳未満を「児童」と定義し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准した。

児童発達支援センター(p.57、77、86)

地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設。

小規模保育(p.93)

地域型保育事業の1つで、0歳児～2歳児を対象とした 6 人～19 人までの保育を実施する事業。

食育(p.48、63、67)

食を通して、親子のつながりを深め、子どもの豊かな心と体の育成を図るとともに、家庭や地域の中で、1人ひとりが食べることを理解し、健康向上につながる良好な食生活を実践できる力を育む。

【 た行 】

地域型保育(p.86)

子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。

【 な行 】

2号(保育認定)(p.13、93、94、99)

保育(2号)認定子ども満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

尿ナトリウム(p.63)

塩分(ナトリウム)と余分な塩分を体外に排出するカリウムのバランスのこと。尿ナトリウムが低いと高血圧のリスクも低くなる。

認可保育所(p.19、61、86)

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防火管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。保護者の就労等のために子どもを家庭で保育できない場合に、0歳児から小学校就学前までの子どもを預かる保育所。

認定こども園(p.13、19、20、57、61、65、86、93、108)

幼稚園や保育所（園）のうち、①幼児教育、②保育、③地域子育て支援を一体的に提供する施設について、設置者の申請に基づき知事が認定するもの。構成する施設の種類によって幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4つの類型がある。幼稚園と保育所（園）の両方の機能を併せ持つため、親が働いている、いないに関わらず利用できる（類型による）。

【 は行 】

発達障害(p.49、77)

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

フードパントリー(p.68)

ひとり親家庭など、生活に困っている人に食料品を無償で配布する活動のこと。

放課後子供教室(p.15、68)

全ての子どもを対象として、放課後、小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれるよう地域の人々の参画を得て、交流活動や様々な体験・学習活動を実施するもの。

放課後児童クラブ(p.14、68、77、97)

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室等の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

【 や行 】

ヤングケアラー(p.48、79、81、102)

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

要保護児童対策地域協議会(p.81、91、98)

子育てに関わるリスク家庭（児童虐待等）の早期発見及び支援機能を強化するため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育所（園）、幼稚園、医療機関など様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う。

【 わ行 】

ワーク・ライフ・バランス(p.84)

全ての人が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとりその両方を充実させる働き方・生き方のこと。

桶川市こども計画

発行日 令和7年3月

発行・編集 桶川市福祉部子ども未来課

住 所 〒363-8501

埼玉県桶川市泉一丁目3番28号

電 話 048-786-3211（代表）

F A X 048-786-5882



桶川市マスコットキャラクター
「オケちゃん」